

平成21年12月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成21年 12月 3 日 開会

平成21年 12月 8 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 2 1 年 1 2 月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (1 2 月 3 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	3
諸般の報告.....	3
議案第 1 号ないし議案第 6 号の上程、説明.....	10
一般質問.....	29
齊 藤 隆 君.....	29
森 川 忠 君.....	47
山 崎 貞 一 君.....	62
休会の件.....	74
散会の宣告.....	75

第 2 号 (1 2 月 8 日)

議事日程.....	77
本日の会議に付した事件.....	77
出席議員.....	77
欠席議員.....	78
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	78
職務のため出席した者の職氏名.....	78
開議の宣告.....	79

諸般の報告.....	79
議案第 7 号ないし議案第 9 号の上程、説明.....	79
一般質問.....	81
越 川 洋 一 君.....	82
川 島 富士子 君.....	97
杉 森 幹 男 君.....	113
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	121
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	121
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	127
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	127
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	130
議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	131
議案第 7 号の質疑、討論、採決.....	133
議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	134
議案第 9 号の質疑、討論、採決.....	134
請願・陳情の件.....	136
日程の追加.....	140
発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決.....	141
閉会の宣告.....	141
署名議員.....	143

平成 2 1 年 1 2 月横芝光町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 1 年 1 2 月 3 日 (木曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 6 号について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (1 7 名)

1 番	杉	森	幹	男	君	2 番	森	川		忠	君	
3 番	實	川		隆	君	4 番	川	島		仁	君	
5 番	齊	藤		隆	君	6 番	若	梅	喜	作	君	
7 番	川	島	富	士	子	君	8 番	鈴	木	克	征	君
9 番	野	村	和	好	君	1 0 番	山	崎	貞	一	君	
1 1 番	伊	藤	因	樹	君	1 2 番	嘉	瀬	清	之	君	
1 3 番	川	島		透	君	1 4 番	鈴	木	唯	夫	君	
1 5 番	八	角	健	一	君	1 6 番	川	島	勝	美	君	
1 8 番	越	川	洋	一	君							

欠席議員 (1 名)

1 7 番 越 川 輝 男 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 晴彦 君	総務課長	小堀 正博 君
企画財政課長	高 蝶 文 徳 君	環境防災課長	伊藤 定幸 君
税 務 課 長	高 埜 広 和 君	住 民 課 長	海 保 清一郎 君
産業振興課長	林 新 一 君	都市建設課長	瀬 理 和 夫 君
福 祉 課 長	山 本 照 男 君	健康管理課長	並 木 俊 郎 君
食肉センター長	土 屋 文 雄 君	東陽病院 事務 院長	田 鍋 悦 央 君
会 計 管 理 者	清 宮 貴美子 君	教 育 長	海 保 教 之 君
教 育 課 長	林 英 次 君	社会文化課長	伊 橋 秀 和 君
監 査 委 員	大 木 國 臣 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	實 川 裕 宣	書 記	伊 藤 多美恵
-----	---------	-----	---------

開会の宣告

- 議長（野村和好君） おはようございます。これより平成21年12月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

開議の宣告

- 議長（野村和好君） 本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

4番 川 島 仁 議員

16番 川 島 勝 美 議員

を指名します。

会期決定の件

- 議長（野村和好君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期を本日から12月11日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間と決定しました。

諸般の報告

- 議長（野村和好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、請願・陳情の付託について報告します。

今期定例会に受理しました請願 1 件、陳情 3 件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、報告をします。

次に、議員派遣結果報告について、各常任委員会委員長連名による報告書の提出がありましたので、報告をします。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

次に、越川輝男議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので、報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、山武郡市環境衛生組合議会について。

杉森幹男議員。

〔 1 番議員 杉森幹男君登壇 〕

○ 1 番（杉森幹男君） それでは、報告させていただきます。

10月 6 日に開催されました山武郡市環境衛生組合議会平成21年 9 月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された議案は、 3 議案であります。

議案第 1 号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したものであり、議案第 2 号は、平成20年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

議案第 3 号は、職員の勤務時間、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第 1 号及び議案第 3 号は、それぞれ人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、あわせて近隣地方公共団体の状況等を勘案し、改正するものであります。

第 1 号の給与に関しては期末手当を減額し、第 3 号は職員の勤務時間を 1 日当たり15分短縮すべく提案されたものであります。

次に、第 2 号議案の歳入歳出決算認定については、歳入決算額は11億6,576万5,293円で、内容は、構成市町負担金 8 億8,400万円、ごみ収集手数料 1 億6,157万8,600円、財産収入 3,197万5,173円、繰越金8,687万2,000円、諸収入133万9,520円であります。

一方、歳出は、10億9,394万5,440円で、内容は、人件費等総務費7,813万2,917円、じんかい処理費 5 億2,949万1,764円、地方債償還金 4 億8,568万7,676円等であります。

この結果、歳入歳出差引額は7,181万9,853円を平成21年度に繰り越すこととなりました。

提案された議案はいずれも原案どおり可決承認されました。

以上、山武郡市環境衛生組合議会平成21年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔1番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、匝瑳市横芝光町消防組合議会について。

伊藤園樹議員。

〔11番議員 伊藤園樹君登壇〕

○11番（伊藤園樹君） おはようございます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会の概要報告を申し上げます。

去る10月9日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会9月定例会並びに10月30日、11月26日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会臨時会の概要報告をいたします。

初めに、10月9日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会9月定例会であります、本定例会に提出された議案は、報告1件及び議案8件と発議1件であります。

報告第1号は、平成20年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算事故繰り越しについてであります。

本案は、横芝光消防署ホース乾燥塔新設工事に伴い、乾燥塔につけるモーターに変更が生じ、この物件は受注生産であるため年度内の清算が困難なことから、事業費312万9,000円を繰り越ししたものであります。

次に、議案第1号から第3号は、専決処分の承認を求めるもので、議案第1号は匝瑳市横芝光町消防組合議員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、議案第2号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、議案第3号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

3専決処分についてはそれぞれ人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、あわせて近隣地方公共団体の状況等を勘案し、専決処分したものであります。

議案第4号は、平成20年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入は10億4,837万6,914円で、歳入の太宗をなす市町分担金は10億964万4,000円で、他の歳入は使用料及び手数料76万5,565円、県支出金380万8,000円、繰越金1,161万1,612円、諸収入114万6,737円、組合債2,140万円であります。

一方、歳出は10億3,291万8,608円で、内容は、人件費と総務費9億9,759万6,524円、起債

償還金3,520万2,619円、議会費11万9,465円であります。

この結果、歳入歳出差引残高1,545万7,306円は、翌年度に繰り越すことになりました。

議案第5号は、水槽付き消防ポンプ自動車の取得についてであり、本案はポンプ自動車の取得額が議会議決案件であることから提案されたものであります。

議案第6号は、平成21年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、匝瑳消防署第1号救急車購入に係る備品購入費3,583万4,000円を主とする補正予算であり、これに充てる財源として、緊急消防援助隊設備整備補助金1,147万6,000円、消防施設整備事業債2,470万円等であります。

議案第7号は、匝瑳市横芝光町消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等に関し、必要な事項を定めるべく条例を制定するものであります。

議案第8号は、匝瑳市横芝光町消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合公式ホームページの開設に伴い、人事行政の運営等の状況の公表について、インターネットを利用して公表すべく改正したものであります。

最後に、発議案第1号 専決処分事項の指定についてが提出されました。

本案は、地方自治法第292条において準用する第180条第1項の規定により、組合長において専決処分することができる事項を議会が指定するものであります。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

続いて、平成21年10月30日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会10月臨時会の概要報告をいたします。

本臨時会に提案された議案は、高規格救急自動車の取得についての1議案であり、本案は、匝瑳署に配備する高規格救急自動車の取得額が地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を要することから提案されたものであり、全会一致で可決承認されました。

次に、平成21年11月26日開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会11月臨時会の概要報告をいたします。

本臨時会に提案された議案は、2議案であります。

議案第1号は、平成21年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算についてであります。

本案は、匝瑳消防署倉庫兼車庫建築工事に係る工事費等239万5,000円を追加するもので、この財源として、繰越金をもって処置し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,846万2,000円とするものであります。

議案第2号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び匝瑳市の状況を勘案し、職員の給与月額削減並びに期末勤勉手当の支給割合等の改正をするものであります。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決承認をされました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会9月定例会並びに10月、11月臨時議会の概要報告とさせていただきます。

以上でございます。

〔11番議員 伊藤園樹君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、東総衛生組合議会について。

實川隆議員。

〔3番議員 實川 隆君登壇〕

○3番（實川 隆君） おはようございます。

それでは、東総衛生組合議会平成21年10月定例会の概要報告を申し上げます。

10月26日に開催された東総衛生組合議会平成21年10月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に開催された案件は、3議案であります。

議案第1号は、平成20年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入は7億7,328万1,216円で、内容は、構成市町負担金4億2,947万8,000円、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料等3億868万3,740円、国庫補助金332万5,000円、その他繰入金、繰越金等であります。

一方、歳出は7億2,912万791円で、内容は、一般管理費を主とする総務費9,747万144円、し尿処理費等衛生費3億6,872万8,651円、地方債償還金2億6,263万8,116円等であります。

この結果、歳入歳出差額金4,416万425円のうち、2,300万を財政調整基金に繰り入れ、2,116万425円を平成21年度に繰り越すこととなりました。

議案第2号は、平成21年度東総衛生組合一般会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

本案は、旭クリーンパーク汚泥再生処理センター整備事業に係る債務負担行為を補正するもので、その内容は、債務負担の期間を平成21年から平成22年度までを最近の建築確認申請の審査期間を考慮して、平成21年から平成23年度までに変更するものであります。

議案第3号は、東総衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び東総衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準ずるとともに、あわせて近隣地方公共団体の状況等を勘案し改正し、平成22年1月1日から施行するものです。

提案された3議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、東総衛生組合議会平成21年10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔3番議員 實川 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 最後に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会について。

川島富士子議員。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

○7番（川島富士子君） おはようございます。

去る11月16日に開催されました平成21年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、発議案2件及び議案4件の合計6議案であります。

発議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の規定により議会運営委員及び特別委員の定足数に不足が生じることなく会議が開けるよう、千葉県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例について、所要の改正を行うものであります。

発議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでありまして、審議案件の増加等の状況を踏まえ、会議時間の延長を図るため、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則について、所要の改正を行うものであります。

議案第1号は、平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでありまして、地方自治法の規定により平成20年度における一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算の概要といたしましては、歳入では予算現額41億7,079万8,000円に対し、決算額は41億7,070万4,266円となりました。

歳出では、予算現額41億7,079万8,000円に対し、決算額は38億7,418万5,383円となり、平

成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合の一般会計の実質収支額は2億9,651万8,883円となりました。

議案第2号は、平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてでありまして、地方自治法の規定により平成20年度における特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算の概要といたしましては、歳入では予算現額3,360億8,817万2,000円に対し、決算額は3,243億3,882万2,625円となりました。歳出では、予算現額3,360億8,817万2,000円に対し、決算額は3,151億3,117万3,331円となり、平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合の特別会計の実質収支額は92億764万9,294円となりました。

議案第3号は、平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ3億9,444万8,000円を増額し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ30億3,493万7,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、前年度繰越金に2億9,651万7,000円、臨時特例基金繰入金に9,803万1,000円をそれぞれ追加し、歳出では、財政調整基金積立金に1億4,829万2,000円、特別会計繰出金に5,185万4,000円、市町村負担金返還金に1億1,728万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第4号は、平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ39億2,859万3,000円を増額し、特別会計の総額を歳入歳出それぞれ4,043億5,220万6,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、市町村負担金に4億4,226万6,000円、国の調整交付金に1億3,310万8,000円、前年度繰越金に32億4,986万5,000円をそれぞれ追加し、歳出では、電算事務費に1億2,308万1,000円、健康増進事業費に1億2,000万円、療養給付費負担金や後期高齢者交付金などの返還金に36億8,938万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

提案されました6議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、平成21年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（野村和好君） 以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号ないし議案第6号の上程、説明

○議長（野村和好君） 日程第4、議案第1号ないし議案第6号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、政務報告並びに提案理由の説明を述べさせていただきます。

本日ここに、平成21年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節ご多忙の折にもかかわらずご参集をいただき、まことにありがとうございます。また、ただいまは、越川洋一議員へ「全国町村議会議長会創立六十周年記念特別表彰」の伝達が行われましたが、まことにめでとうございました。越川議員には、昭和50年4月に旧光町議会議員として初当選して以来、34年間にわたり町発展のためにご尽力をいただいたところであり、心より感謝申し上げる次第であります。今後も、長年にわたる議員生活で培った豊富な経験を活かし、なお一層住みやすい「横芝光町」の構築のため、お力添えをいただきたいと願っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、月日の経つのは早いもので、今年もあと1カ月足らずとなりましたが、今年は、8月30日に執行された衆議院総選挙で民主党議員が300を超える議席を獲得し、長期にわたって続いていた自民政権から民主党政権へ日本の政治が大きく変革する年となりました。鳩山政権では「コンクリートから人へ」をキャッチフレーズに、予算の無駄使いをなくすため、内閣に新たな組織として「行政刷新会議」を立ち上げ、既存制度や予算などの仕分け作業が11月の下旬まで行われていたところであり、今後は、予算の骨格そのものが大きく変わることも予想されています。限りある財源をできるだけ透明化し、大切に使うことは大いに評価できることですが、国民生活に直結する予算まで削減・廃止することのないようにしてもらいたいと思っております。いずれにいたしましても、新しい内閣には、国民の目線による国民主体の国政運営を行っていただくことを切に望むものであります。

町政運営においては、町議会を初め、町民の皆様のご理解とご支援のもと今年もおおむね順調に推移してまいりまして、2月には、長年の懸案でありました横芝中学校が、限られた予算の効果的活用と創意工夫の中で、他校に引けを取らない立派な施設として完成することができました。また、篠本新井地区における「県営経営体基盤整備事業」についても、10月16日には安全祈願祭が行われ、圍場工事に着工したところであり、このほか「新粟嶋橋架橋

事業」や「長塚北清水架橋事業」、「新統合給食センター」など、総合計画に基づく各事業も順調に進んでいるところであります。

今後も、行政改革をより一層推進し、健全な財政運営に努めながら、町民の皆さんが将来に向かって安心して暮らせるまちづくりを目指して精いっぱい努力してまいりますので、議員各位には、なお一層のご指導・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年の瀬を迎え、何かと気ぜわしい時期となってまいりましたが、厳冬に向かう折から、皆様方にはくれぐれもご自愛いただきまして、よい新年を迎えられますよう心よりお祈り申し上げます。

それでは、議会開会に当たりまして、現在の町の動き等諸般の報告を申し述べさせていただきます。

まず初めに、国の予算編成の動向と平成22年度町予算編成についてであります。9月16日に発足した新政府は八月末に提出された新年度予算の概算要求を廃止し、新政策を盛り込んだ新たな予算編成に着手しておりましたが、一般会計の概算要求額は95兆円を超え、過去最大の要求額となっています。

これは、政権公約で掲げた新規政策を反映させた半面、鳩山首相が指示していた既存予算の削減が追いつかず、要求額全体が膨らんだ結果によるものであり、今後、先月27日までの9日間の日程で行われました行政刷新会議の事業仕分けの判定結果に基づきまして、3兆円規模の削減を目指すことになるようであります。

また、政府は11月月例経済報告において、日本経済は「緩やかなデフレ状況にある」とし、2006年以来、3年5カ月ぶりに「デフレ宣言」を行っております。政府のデフレ宣言は日本経済の先行き不安を象徴することであり、回復基調にあった企業業績はデフレスパイラルに陥り、連鎖的な賃下げや失業増を招く恐れも否定できないとして、経済界には警戒感が広がってきている状況にあります。

このような状況にあって、当町の平成22年度予算の編成に当たっては、限られた財源のより効率的・効果的な活用を図るため、各所属が主体的に事業の方向性を判断した上で、全職員のコスト意識の向上と質の高いサービスの提供による効率的な財政運営が図られるよう、新しい予算づくりの取り組みとして、一定の予算枠を各所属に付与する『枠配分方式』により編成することとしました。この『枠配分方式』により、各所属の予算要求に当たっては、町民ニーズを適格に把握した上でコストバランスを検証し、各種施策の実施に当たっては投資効果、緊急度、財源措置等を十分勘案し、事業の優先順位を明確にするとともに、スクラ

ップ・アンド・ビルド（廃止・新規立案）により施策の的確な選択を行い、年間財政需要のすべてに精査・検討を加えた上での編成作業に取り組んでいるところであります。

また、国の１次補正予算によります地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る事務手続についてであります。国からは平成21年７月28日付の事務連絡におきまして、第１次実施計画の確認結果が送付されましたものの、いまだ交付決定がなされていない状況にあります。県は、平成21年11月13日付の文書により、内閣府地域活性化推進担当室に対しまして、経済危機対策臨時交付金の趣旨にかんがみ、交付金事業の早期実現を図るため実施計画の第２次提出等のスケジュールに関わらず、可及的、速やかに内定通知を行うよう要望を行っております。非公式ではありますが、最終計画書の提出時期や交付決定の時期は年明けとなる見込みのようでございます。

当町におきましては、８月臨時議会と９月定例議会におきまして交付金総額２億6,800万円、総事業費３億9,636万8,000円の補正予算を計上させていただいております。医療体制の充実を図る観点から、東陽病院へのMRIの導入や、安全・安心なまちづくり対策としての教育施設整備の一部事業につきまして、交付決定を待たずに既に執行した事業もございますが、多くが執行を見合わせている状況にありますので、交付決定がなされた段階で繰り越し手続の必要となる事業が発生することも想定しながら、対処したいと考えております。

続いて、福祉課関係事業についてであります。まず、９月議会で補正予算を計上いたしました平成21年度版「子育て応援特別手当」事業については、国における政策の変更を受けて、執行中止となりましたことをご報告させていただきます。

なお、予算計上いたしました関係経費につきましては、３月定例議会において減額したいと考えております。

次に、去る９月27日に横芝中学校を会場として開催した敬老会ですが、640名余りのご参加をいただき、盛大に開催することができました。開催に当たりましては、各地区の社会福祉協議会やボランティアの方々を初め、関係機関の皆様には格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、議員の皆様にも多数ご出席をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

次に、次世代育成支援行動計画の策定についてであります。就学前の保護者などを対象に、８月に実施したアンケート調査の結果をもとに、子育て支援のためのサービス量の算定などを行うとともに、平成17年度からの、いわゆる前期計画の検証を実施いたしました。

こうした結果を参考にして素案を作成し、先般、11月26日に第２回の次世代育成支援行動

計画推進委員会を開催し、委員の皆様にご意見を審議・検討していただき、現在、最終案を取りまとめているところであります。

続いて、健康管理課関係事業についてであります。新型インフルエンザのワクチン接種が10月19日から医療従事者から始まり、11月16日には、妊婦や基礎疾患のある方の接種が始まりました。

町では、予算を専決させていただき、現在、優先接種対象者のうち生活保護世帯や町民課税非課税世帯約2,800人に対して助成を実施しているところであります。

続いて、環境防災課関係事業についてであります。去る10月1日に、社団法人千葉県LPガス協会山武支部並びに海匝支部と「災害時における応急生活物資等の供給に関する協定」を締結いたしました。また、10月22日に、社団法人山武郡市歯科医師会と「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結いたしました。これらの災害応援協定の締結により災害発生時には、それぞれ早期対応が期待できるものと考えております。

今後も、必要に応じて関係団体と応援協定を締結してまいりたいと考えております。

また、去る10月4日に行われた栗山川周辺環境ボランティア活動には、横芝敬愛高校の生徒や少年サッカーチームの子供たちを含む約500名のボランティアの参加をいただき、栗山川の環境美化活動が多くの皆様のご理解とご協力により実現できました。心から御礼申し上げる次第であります。

今後も町内の環境美化と保全に努め、町をきれいにするためのボランティア活動を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、産業振興課関係事業についてであります。11月15日の日曜日に第4回横芝光町産業まつりを開催いたしました。

本年は、町内児童・生徒に新型インフルエンザが流行していたことから、それらの感染拡大を防ぐため、子供向けイベントを中止したり、各所に消毒液を設置するなどの対策を講じながら実施しましたが、3万2,000人の来場者があり、盛会のうちに終了することができました。

開催に当たりご協力いただきましたJA山武郡市、JA千葉みどり両農協をはじめ、商工会、農業振興会、安全協会、防犯協会など多くの関係者の皆様にご心から感謝申し上げます。

続いて、都市建設課関係事業についてであります。合併後の大きな道路事業の1つであります(仮称)新粟島橋架橋・取り付け道路整備事業につきましては、国の交付金と合併特例

債で平成18年度より傍示戸地区から栗山川を横断し於幾地区に至る600メートル区間を第1期分として、総事業費約8億円をもって、平成23年度完成を目指し進めているところであります。

この内、橋梁を含む前後の取り付け道路323メートル区間の整備を千葉県が広域河川改修事業で実施しており、現在、橋梁下部の橋台、橋脚三基が工事中で、残り右岸側の橋脚一基も今月中に発注すると伺っており、事業が順調に進捗しているところであります。

続いて、社会文化課関係事業についてであります。10月11日に予定しておりました町民体育祭並びに11月7日、8日に予定しておりました町文化祭は、町内児童・生徒が新型インフルエンザに多数感染し、学年閉鎖や学校閉鎖が相次いだことから、感染拡大を防ぐためやむなく中止いたしました。体育祭や文化祭を楽しみにしていた町民の皆様には残念なこととなってしまいました。

次に、新年に予定しております成人式並びに第4回町内駅伝大会についてであります。成人式については1月10日の開催に向け準備を進めているところであります。今年度は、町文化会館を会場に、横芝、光地域合同で実施することになっており、対象者は、276名であります。また第4回町内駅伝大会については、2月7日の開催に向け、安全対策や運営について各関係機関と協議を行っているところであります。

次に、図書館の利用状況についてであります。10月末現在の入館数は14万3,359人、本の貸し出し冊数は44万7,784冊で、一日当りの平均入館者は801人、貸出し冊数は2,502冊となっております。昨年の同月と比べ3パーセント伸びており、特に、町内の利用者がふえ、全体の82パーセントを占めております。現在、ホームページ・ブログを通じて各種情報の発信を行っておりますが、一層、利用しやすい図書館となるよう努力してまいります。また図書館ギャラリーにつきましては、5回の企画展示を行い、9,000人の入場者がありました。現在、北清水出身の作家「伊藤順一氏」の作品展を行っておりますので、大勢の皆さんにご覧いただきたいと思っております。

続いて、東陽食肉センター事業についてであります。11月末現在のと畜頭数は、豚が11万444頭、牛が2,613頭で、昨年同期と比較いたしますと、豚で1万7,883頭、牛で973頭、ともに大幅な増頭となっております。

なお、平成19年度から3カ年計画で実施しております施設改修事業につきましては、今年度が最終年度となりますが、順調に進捗しているところであり、本年度事業に対して、県から4,322万8,000円の補助金の交付が決定されたところであります。

また、浄化槽設備の老朽化等による機能低下により、設備維持及び設備改修のため所要額を追加すべく、今議会に補正予算として提案させていただいたところであります。

続いて、東陽病院の運営状況についてであります。MRIの導入につきましては、現在、建築確認の申請中であり、許可が下り次第、建物の建設に着手し、年度内には機器の搬入が終了する予定となっております。MRIの導入によりより細かな検査、疾病の診断ができるようになり、今まで以上に安心・安全な医療が提供できるものと確信しております。

最後に、映画「アンダンテ～稲の旋律～」についてであります。「映画を支援する町民の会」をはじめ、多くの町民の皆様のご協力のもと撮影も無事終了し、いよいよ来年1月から日本全国で上映されると伺っております。

製作関係者によりますと、「映し出された横芝光町の映像はすばらしく、映画の登場人物を暖かく包み込む美しい自然と、その中で生活を営む横芝光町の人々を映像はしっかりと収めていた。」とのことでありました。

撮影の舞台となりました当町では、完成試写会が12月6日に、また、来年1月15日からは、全国で最初の一般上映が行われると伺っておりますが、多くの町民の皆様にごらんをいただき、その感動を、県内そして全国に広めることで町の活性化に繋がればと願っております。

以上、現在の各種事業の進捗状況等について申し述べさせていただきましたが、議員各位には、今後とも、さらなるご指導・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今議会に提出いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号の「横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本案は、平成20年8月1日付人事院勧告に基づき、医師の初任給調整手当の額を改定するため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号の「平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）について」であります。本案は、各小学校の老朽化した施設の機能回復を図るため実施する小学校施設維持管理事業のほか、本庁舎維持管理事業、老人福祉施設入所措置事業、介護給付・訓練等給付費、重度心身障害者（児）医療費給付事業、次世代育成支援対策事業、東陽病院事業会計繰出事業、地域排水対策事業、消費生活相談窓口開設事業、その他町道整備事業、東陽小学校屋内運動場改築事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億4,569万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億4,759万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第 3 号の「平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。本案は、支払基金からの交付決定に基づく前期高齢者交付金及び過年度療養給付費交付金の追加交付、繰り出し基準の確定による一般会計財政安定化繰入金の精算、医療費動向に基づく一般分保険給付費の調整、利用者の増加に伴う短期人間ドック委託料の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ8,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,944万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第 4 号の「平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。本案は、浄化槽設備の老朽化等による機能低下により、設備維持及び設備改修に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,771万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億7,696万円とすべく提案したものであります。

議案第 5 号の「平成21年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 3 号）について」であります。本案は、一般会計繰入金の算定方法の見直しによる追加繰り入れ及び受け入れ科目の変更、企業債繰上償還に係る借換債の利率の確定に伴う繰入金の清算及びトイレ改修事業等に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入に 1 億828万3,000円を追加し、総額を13億1,501万2,000円とし、支出については1,034万4,000円を減額し、総額を11億9,659万5,000円にするとともに、資本的収支予算の収入を5,281万円減額し、総額を 3 億4,183万5,000円とし、支出に543万円を追加し、総額を 4 億 7 万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第 6 号の「横芝光町指定金融機関の指定について」であります。本案は、公金取り扱い業務の効率的運営と安全を図るため、指定金融機関を指定し、公金を取り扱わせるものであります。

この指定は、合併後の 4 年間は株式会社千葉銀行を、その後の 4 年間は株式会社京葉銀行を指定金融機関とする横芝光町の指定金融機関決定に関する協定書に基づき、平成22年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間、株式会社京葉銀行を横芝光町指定金融機関として指定するため、地方自治法第235条第 2 項及び地方自治法施行令第168条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

- 議長（野村和好君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は11時5分をお願いします。

（午前10時55分）

- 議長（野村和好君） 再開いたします。

（午前11時05分）

- 議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

- 総務課長（小堀正博君） それでは、議案第1号につきましてご説明させていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづりの1ページをごらんください。

議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次の3ページをお開きください。

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するということで、第11条第1項で定めております医師の初任給調整手当の支給月額を「21万6,000円」から9万円引き上げ、「30万6,000円」に改めさせていただこうとするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するというものでございます。

初任給調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律並びに人事院規則に基づき、国が欠員補充の困難な医師や歯科医師に支給しているもので、多くの自治体が国に倣って支給しております。人事院はこの手当の引き上げを昨年8月に勧告したところですが、理由といたしましては、国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となる中で、国の医師の給与が民間病院に勤務する医師の給与を大きく下回っており、若手、中堅医師の人材確保のため、初任給調整手当を改定すべきというものでございまして、改定の実施時期は平成21年4月1日としております。これを受けまして国及び県が改定したことから、当町におきましても同様な措置が必要と考え、提案をさせていただいたものでございますので、慎重審議の上、可決ご承認くださいますようお願いを申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。

す。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

○議長（野村和好君） 議案第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

○企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、議案第2号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。

資料につきましては、平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）のつづりをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,569万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億4,759万8,000円とするものであります。

なお、内訳につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の目単位によりご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。11ページをごらんください。

9款1項1目地方特例交付金2,147万2,000円の補正は、交付額の決定に伴うものであります。

2項1目特別交付金22万5,000円につきましても、交付額の決定によるものであります。

10款1項1目地方交付税6,950万2,000円は、普通交付税分であります。

12款分担金及び負担金2項負担金、1目民生費負担金531万2,000円は、老人福祉施設及び保育所入所児童の増加に伴う負担金の増であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,580万4,000円は、介護給付・訓練等給付事業及び保育所の利用者増に伴う国庫負担金の増額計上であります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金91万5,000円は、次世代育成支援対策事業の対象に白浜保育園が新たに該当することとなったことと、地域生活支援事業の利用者増によるものであります。

5目教育費国庫補助金109万2,000円の減額は、篠本、新井地区の文化財調査の必要がなくなったためのものであります。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金790万1,000円は、介護給付・訓練等給付事業及び保育所の利用者増に伴う県負担金分の増額計上であります。

12ページをごらんください。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金23万8,000円は、1 種区域等における空調機更新件数の増加に伴う補正計上であります。

2 目民生費県補助金566万5,000円は、説明欄記載の重度心身障害者からひとり親家庭等医療費等補助金までの給付対象者の増加及び実績見込みによる増額補正であります。

4 目農林水産業費県補助金157万7,000円は、説明欄記載 2 事業の県補助金であります。

6 目教育費県補助金27万3,000円の減額は、先ほどもご説明いたしました篠本、新井地区での埋蔵文化財の調査が不要となったためのものであります。

8 目消防費県補助金404万3,000円は、全国瞬時警報システムに関する県補助金であります。

9 目商工費県補助金284万7,000円は、地方消費者行政活性化交付金であります。

3 項委託金、1 目総務費委託金94万3,000円の減額は、説明欄記載の統計調査の額の確定に伴うものであります。

16款財産収入、2 項財産売払収入、3 目残余財産清算収入403万4,000円は、山武郡市文化財センターの解散に伴う清算金であります。

20款諸収入、5 項 2 目雑入546万6,000円のうち31万8,000円は、空調機更新事業に関する空港周辺対策特別交付金、514万8,000円は給食費の値上げに伴う負担金の増であります。

21款 1 項町債 2 目農林水産業債300万円は、県営経営体育成基盤整備事業負担金に充てるための起債であります。

続いて、歳出のご説明をいたします。

14ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,005万6,000円は、説明欄 4 節共済費820万8,000円が主なものでありますが、これは負担率が1,000分の36.2から45.2となったための追加負担の補正計上であります。

7 目財産管理費133万3,000円は、サーバー室や産業振興課事務室などのエアコンの改修工事費120万円が主なものであります。

11目空港対策費94万2,000円は、第 1 種区域での空調機更新件数が当初見込みより増加したための増額補正であります。

12目情報管理費60万3,000円は、液晶プロジェクター及びスクリーン並びに伝票用のプリンターの購入費であります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 8 万7,000円は、時間外手当に不足が見込まれるための補正

であります。

5 項統計調査費、2 目委託統計調査費94万2,000円の減額は、説明欄記載の統計調査について額が確定したためのものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、説明欄記載のとおり職員の人事異動に伴う社会福祉協議会運営費116万4,000円の増額と、国民健康保険特別会計繰出金のうち、財政安定化支援金の額の確定による2,179万8,000円の減額、合わせて2,063万4,000円の減額であります。

16ページをごらんください。

2 目老人福祉費1,138万6,000円は、老人福祉施設への入所者の増やはり・きゅう・マッサージ等施設利用者の増加に伴うものであります。

3 目障害者福祉費1,662万2,000円は、説明欄記載の各事業の受給者や利用者の増加による扶助費が主なものであります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費493万6,000円は、次世代育成支援対策事業対象保育園に白浜保育園が該当することとなったものと、児童等医療費の不足が見込まれるための補正であります。

2 目児童措置費9,000円の補正は、20年度分児童手当について返還金が生じたためのものであります。

4 目保育所費2,747万4,000円は、18ページの上段に記載の管内保育所入所児童数の増加によるものが主なものでありますが、他市町村の保育所を利用する管内保育については、利用者減に伴う減額補正となっております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費596万円は、乳幼児医療費に不足が見込まれるための補正であります。

7 目健康づくりセンター費36万8,000円は、健康づくりセンター「プラム」の自動ドアの整備工事費であります。

9 目上水道費744万8,000円の減額は、八咫、山武両水道企業団への水道高料金対策繰出事業の負担金が確定したためのものであります。

3 項1 目病院費5,648万4,000円は、東陽病院事業会計への繰出金であります。うち100万円は病院内トイレをオストメイト対応トイレに改造するためのものであります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費154万円は、稲ホールクロップサイレージ等緊急拡大事業補助金で、飼料用や米粉用などの作付に対するものであります。

5 目農地費721万9,000円は、説明欄記載のとおりであります。経営体育成基盤整備事業については、埋蔵文化財調査の必要がなくなったため、9 款 5 項から不足の見込まれる工事負担金へのつけかえ331万3,000円、地域排水管理事業の施設改修工事は古川・取立の排水水門の改修、地域排水対策事業負担金は光クリーンパーク前など3カ所の排水路補修工事に伴う大利根土地改良区への負担金などであります。

6 款 1 項商工費、1 目商工振興費284万7,000円は、消費生活相談窓口開設事業に伴い、東庁舎1階ロビー農業委員会前へ相談室を設置するものであります。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費26万3,000円は、職員時間外勤務手当に不足が見込まれるための補正計上であります。

2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費200万円は、座談会などで要望された緊急工事等について工事を行うための補正であります。

8 款 1 項消防費、3 目消防施設費404万3,000円は、防災行政無線について、国の行う全国瞬時警報システムに対応できるようシステムの改修を行うものであります。なお、これは全額補助金で行われるものであります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費148万8,000円は、県大会等への出場実績によりバスの賃借料が不足することと、要保護準要保護該当児童の増加に伴う補正計上であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費530万3,000円は、町内各小学校の遊具や合併浄化槽などに補修の必要があるため、また東陽小学校の屋内運動場の改築事業に際し、境界確定が必要になるための測量業務委託料であります。

2 項中学校費、1 目学校管理費243万円は、光中の空調機や合併浄化槽、野球場防球ネットなどに修繕等が必要になったための補正計上であります。

3 目学校建設費262万5,000円は、新設横芝中の正門周辺や職員駐車場近辺において、排水不良により植栽樹木が枯れてしまうため、暗渠排水工事を行おうとするものであります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費は少年芸術教室として「アンダンテ～稲の旋律～」鑑賞のための委託料、バス借り上げ料と山武郡市文化財センター解散による残余財産清算金を文化スポーツ振興基金に積み立てようとする増額補正と、22ページ上段に記載の篠本、新井地区での経営体育成基盤整備事業での埋蔵文化財調査が不要となったことに伴う減額との差額16万9,000円の補正であります。

3 目共同利用施設費78万7,000円は、文化会館へのオストメイト設置工事費と本庁舎電話

交換機の交換により不要となった町民会館の交換設備点検委託料の減額の差額であります。

6 項保健体育費、2 目体育施設費215万9,000円は、光スポーツ公園の電気料に不足が見込まれることと、庁舎東側町体育館の非常放送設備が老朽化により故障したため改修をしようとするものであります。

3 目学校給食費558万4,000円は、光、横芝両給食センターでの材料単価や給食人数の確定により材料費に不足が見込まれるための増額と、排水処理ポンプや給湯配管に修繕が必要になったためのものであります。

以上、平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第3号について、住民課長。

〔住民課長 海保清一郎君登壇〕

○住民課長（海保清一郎君） それでは、議案第3号 平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,944万5,000円とするものであります。

次に、6ページをごらんください。

歳入からご説明いたします。

まず、4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金は21万円の増額で、2 億1,125万円とするものです。これは後期高齢者医療制度のスタート後、平成20年4月から12月までの間に75歳に到達し、当制度に加入した国保被保険者について、誕生月の高額療養費の負担増を解消するため、高額療養費特別支給のためのシステム改修委託料を全額国の特別調整交付金で措置されるものでございます。

次に、5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金は1,306万8,000円の増額で、1 億8,006万9,000円とするものです。これは、支払基金を通じて交付された平成20年度分の退職被保険者に係る医療費交付金につきまして、医療費の確定による清算の結果、追加交付されるものです。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金は7,689万7,000円の増額で、4 億5,489万8,000円とするものです。これは65歳から74歳までの前期高齢者の加

入割合に応じて、その割合の高い国民健康保険に主に配分されるもので、本年度の決定通知に基づきまして清算した結果、増額するものであります。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は2,179万8,000円の減額で、2億311万6,000円とするものです。これは財政安定化事業に係る一般会計からの法定繰入金で、医療費が高くなる傾向にある高齢保険者の割合に応じて、国から示される計算式により調整した結果、減額となったものです。

11款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金は、1,826万3,000円の増額で、1億1,618万8,000円とするものです。これは、前年度繰越金でありまして、財源調整のための増額です。

引き続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費21万円を増額し、6,096万7,000円とするものです。これは歳入でもご説明いたしましたが、高額療養費特別支給を処理するためのシステム改修費用でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費を4,700万円増額し17億6,300万円に、3目一般被保険者療養費を280万円増額し1,300万円に、同じく2款保険給付費2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費を3,320万円増額し、2億120万円にそれぞれするものであります。これは、昨年度に比べまして一般被保険者が増加し、退職被保険者が減少傾向にあることと、今年度の医療費の動向を見ますと、一般分の医療費の不足が今後見込まれると思われますので、補正しようとするものでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業活動費を343万円増額し、1,431万6,000円とするものです。これは短期人間ドックの委託料でございまして、10月現在で利用件数が211件と既に昨年度の件数を上回っておりまして、今後さらに50件程度の利用が見込まれるため、増額補正をしようとするものでございます。

以上で国民健康保険特別会計の補正予算案第3号についての補足説明とさせていただきます。

〔住民課長 海保清一郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第4号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 土屋文雄君登壇〕

○食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、議案第4号 平成21年度横芝光町営東陽食肉

センター特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,771万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,696万円とするものでございます。

それでは、内容の説明の前に、当センターの浄化槽の現状等について、若干説明をさせていただきます。

当センターの浄化槽は、平成8年度に事業費6億4,500万円で建設をされ、設計時の処理能力は1日最大850トン、汚水処理量についても、1日850トンで想定されております。浄化槽で汚水が流入したときのBOD濃度2,000ppmと想定し、浄化処理した後、放流水の基準数値BOD数値25ppm以下、SS濃度50ppm以下で設定されております。このBOD濃度といたしますのは、水の汚れをあらわす指標数値でございます。SS濃度につきましては、水中に浮遊している物質の量、水の汚れぐあいをあらわす数値でございます。

当センターの浄化槽の処理能力は、一般の家庭の合併浄化槽に例えますと処理能力でございますが、水量計算では1日約4,250人分、BOD濃度2,000ppmの処理する能力につきましては、1日約4万2,500人分の処理能力がございます。現在の状況でございますけれども、浄化槽は建設から12年が経過し、設備の一部老朽化によりまして機能が低下し、また豚の昨今の大型化、あわせて豚のと畜頭数が大幅に増加したことの要因で、BOD濃度が当初の設計数値2,000ppmに対しまして、大きく異なり、高い濃度の汚水が曝気槽に流入しました。これによりまして、曝気槽の負荷が増しまして、エア不足等の影響によりまして状況が悪化したところでございます。このため、曝気槽の中に多数の糸状菌、これは糸状の菌でございますが、発生をいたしまして、汚泥がこれによりまして沈まなくなりまして、排水濃度が高くなり、放流水の基準数値の確保が難しい状態となりました。このことから、10月5日より当面の対策といたしまして、専門業者に管理を委託し、薬剤等の使用、また11月2日からは曝気槽の負担軽減を図るため、血液の流入防止策を講じながら、放流水の基準数値の確保のため努めております。放流水の基準確保のため、1日当たりの維持管理費といたしましては、7万2,500円の経費がかかっております。これを豚の使用料に換算しますと、毎日80頭分がかかっているという状況になっております。

それでは、事項別明細書によりまして説明を申し上げます。

4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳入関係でございますが、1款1項1目事業収入に1,371万円を追加し、1億8,076万4,000円とするものであります。1節食肉センター使用料1,371万円は、豚の屠畜頭数が11月

未現在、対前年度同期と比較いたしますと、1万7,883頭増の11万444頭で、増頭傾向にありますことから、財源充当のために、説明欄記載のとおり1万5,000頭を見込むものでございます。

4款1項1目財政調整基金繰入金2,400万円を追加し、8,700万円とするもので、浄化槽の改修費に取り崩すものでございます。

5ページをお願いします。

歳出関係でございます。

1款1項1目一般管理費に11万9,000円を追加し、1億46万5,000円とするものでございます。説明欄に記載のとおり、9節旅費に11万9,000円を追加するものでございます。当センターで導入を検討しております装置を平成19年度に導入し、効果が実証されております。秋田県鹿角市にあります北鹿角食肉流通センターを視察するものでございます。

2款1項1目施設管理費に756万1,000円を追加し、7,538万5,000円とするものでございます。説明欄に記載のとおり、13節委託料243万3,000円の計上です。一番上に記載してございます浄化槽汚泥堆肥化委託料68万3,000円は、今年度汚泥の現用化を図るためにコンポストを導入いたしました。浄化槽の機能低下によりまして、汚泥の発生量がコンポストの処理能力以上に増加したため、追加するものでございます。

2番目でございます、浄化槽の管理委託料168万円は、放流水の基準値確保のために、設備の機能回復まで専門業者に管理を委託いたさせるものでございます。

3番目につきましても、放流水の検査をする分析の費用でございます。

16節原材料費512万8,000円の計上ではありますが、これは浄化槽の機能回復を図るための薬剤でございます。

2目施設整備費3,003万円を追加し、1億7,142万3,000円とするものでございます。説明欄記載のとおり、15節工事請負費に3,003万円を追加するものです。設備の改修工事につきましては、老朽化した設備の機能回復を図るより、費用対効果等を考慮した結果、新規の設備Y Mリアクター装置を導入し、改修するものであります。Y Mリアクター装置は、現行の処理施設を生かしたまま水処理を安定させるために、環境ワクチンという特殊な微生物——これをY M菌と申します、を投入し、施設の性能向上が期待できるという装置でございます。なお、工期につきましては、1カ月程度で完了するというお話を聞いております。

以上で議案第4号の補足説明といたします。慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 土屋文雄君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第5号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第5号の横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

資料は、この補正予算書をごらんください。

まず、1ページをお願いいたします。

第2条に記載のとおり、収益的収入及び支出予算の補正額でございますが、補正前の既決予定額は、収入、支出ともに同額の12億672万9,000円ですが、収入には1億828万3,000円を追加し、13億1,501万2,000円とし、支出には1,013万4,000円を減額し、11億9,659万5,000円とするものでございます。これによりまして、1億1,184万7,000円の黒字予算となります。

続きまして、第3条に記載しました資本的収入及び支出予算でございますが、こちらも補正前の額は、収入、支出同額の3億9,464万5,000円ですが、収入では5,281万円を減額し、3億4,183万5,000円として、支出では543万円を追加し、4億7万5,000円とするものでございますが、このために支出が収入に対しまして5,824万円上回り、不足額が生じます。この不足額は収益的収入及び支出予算で、黒字になった額が損益勘定留保資金として確保されておりますので、これで補てんをするものいたします。

それでは、詳細につきましては、補正予算書の4ページの病院事業会計補正予算説明書ですね、こちらに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算のポイントは4点でございますので、順次この4点ごとに説明をさせていただきます。

まず1つ目は、昨年度行いました企業債の借りかえの利率が確定したことによる予算の補正でございます。収益的収入及び支出予算の収入の負担金交付金の説明欄をごらんください。一般会計繰入金企業債償還金利子分として1,013万4,000円の減額ですが、これは企業債の借りかえを行った結果、当初見込んでおりました利率よりさらに低利子で借りかえができたことによりまして、利子返済分の財源を一般会計から繰り入れる額が少なくなったことにより減額するものであります。

また、支出につきましても、企業債利息を同額減額しておりますが、これも同じ理由により返済額が減少するためでございます。

またあわせまして、資本的収入及び支出予算の企業債償還金で、企業債元金分として443万円増額となっておりますが、これは、企業債を元利均等払いで償還するために利子の返済

額が減額となったことによりまして、元金償還が早まるということになります。そのため、元金償還額の増額をするものでございます。

続きまして、2点目は、一般会計からの繰入金の受け入れの科目の変更による補正でございます。

これは、医療機械などを購入する建設改良費や企業債の元金償還に充てる財源を一般会計から繰り入れる際には、繰り出し基準以外の金額を資本的収入及び支出予算で受け入れることは、総務省の定めております繰り出し基準に沿った会計処理ではないとの指導が県からありましたことによって、資本的収入及び支出予算の他会計出資金を5,824万円減額し、収益的収入及び支出予算の収入の負担金交付金を同額増額するものでございます。

3点目は、同じく一般会計からの繰入金に係る補正でございますが、従来決算後に不足していた額を翌年度に繰り入れをしていたものを、当該年度に繰り入れをするための補正で、昨年度の12月補正と今年度の当初予算で計上いたしました追加繰入金の残りをお願いするものであります。収益的収入及び支出予算の収入の負担金交付金の説明欄にあります一般会計繰入金運営経費分として、6,017万7,000円の増額であります。

なお、今回の補正で、一般会計繰入金はすべて当該年度中に繰り入れができるようになりましたので、来年度以降は追加繰り入れを行うことはなくなりますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、4点目でございますが、これは病院の障害者用の外来トイレをオストメイト対応のものに改修するための予算の補正でございます。本事業は、平成22年度、来年度に実施する予定でございましたが、本年度に補助率10割の障害者自立支援特別対策事業の採択が見込めることになりましたために、来年度の補助金が確実であるという保証がないために本年度に前倒しして事業に取り組みたいということで、今回予算の補正をお願いしたものでございます。

資本的収入及び支出予算の収入の補助金をごらんください。障害者自立支援特別対策事業補助金で100万円の増額でございます。

支出では、工事請負費でオストメイト対応トイレ改修工事として、同額の100万円の増額でございます。

以上で横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第6号について、会計管理者。

〔会計管理者 清宮貴美子君登壇〕

○会計管理者（清宮貴美子君） それでは、議案第6号の補足説明をさせていただきます。

議案つづりの5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 横芝光町指定金融機関の指定について。

横芝光町指定金融機関を地方自治法第235条第2項の規定により、次のとおり指定する。

1として、金融機関、株式会社京葉銀行。千葉県千葉市中央区富士見1丁目11番11号。

指定期間、平成22年4月1日から平成26年3月31日まで。

合併協議の中で、指定金融機関の選定に当たり、旧横芝町の指定金融機関であった千葉銀行と旧光町の指定金融機関であった京葉銀行は、ともに銀行としての健全性、安全性が保たれていることから甲乙つけがたく、平成17年10月11日付横芝光町の指定金融機関決定に関する協定書により、最初の4年間は千葉銀行、その後の4年間は京葉銀行を指定金融機関とする締結がなされたものであります。したがって、平成22年3月31日をもって、千葉銀行の指定期間が終了することから、新たに平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間、京葉銀行を指定金融機関として指定しようとするものであります。

京葉銀行は、千葉市に本店を置く資本金3兆円の第2地方銀行で、資本金497億5,900万円、金融機関の健全性を示す自己資本比率は、平成21年3月期10.89%であり、国内統一基準の4%をはるかに上回っております。また不良債権比率は2.35%であり、前年同期と比較すると0.61%低下し、株式会社スタンダード・アンド・プアーズの格付けはAマイナスで、安定した評価を受けております。現在、浦安市、四街道市、香取市の指定金融機関としての業務を行っており、窓口の対応や出納業務に何ら支障はないものと思われま。

なお、平成26年4月1日以降の指定金融機関の取り扱いについては、そのときの町長の判断にゆだねることとなっております。

以上、ご説明いたしました。慎重審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

〔会計管理者 清宮貴美子君降壇〕

○議長（野村和好君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午後1時ちょうどでお願いします。

（午前11時50分）

○議長（野村和好君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

一般質問

○議長（野村和好君） 日程第5、これより一般質問を行います。

齊 藤 隆 君

○議長（野村和好君） 通告順に発言を許します。

齊藤隆議員。

〔5番議員 齊藤 隆君登壇〕

○5番（齊藤 隆君） それでは、議長のお許しを得て、大綱3点について一般質問を行います。

大綱の1点目として、地産地消・食育推進宣言についてお伺いいたします。

初めに、町長は、「町の基幹産業は農業である」とよく話されていますが、その現状をどのように認識されていますか。その上で、農畜産物をどのように地産地消を食育に結びつけ推進していくお考えかお伺いいたします。

地産地消というフレーズはよく聞きますが、景気低迷の影響も大きく、安い商品を求めている、そういう消費者心理が重なり、なかなか難しい問題です。このような現状の中、町としてはどのように取り組み、今後の方向性をどう考えているかお伺いいたします。

横芝光町は、県下の町村では唯一食育推進計画を策定しています。食育の推進、地産地消は、団体で行うものと個々の家庭で行うべきものとがあらうかと思います。これらを整理して、さらに食育推進計画を町民に対し周知・啓蒙することが推進のかぎになると思いますが、いかがお考えでしょうか。

現在進められている新学校給食センター建設計画は、地産地消、食育推進の拠点という設計方針を掲げています。10月に行われました3常任委員会合同研修では、町長にも参加いただき、高崎市吉井学校給食センターを訪問しました。同じ方針を持った先進事例であり、参考となる点多かったと感じています。特に、安定的に地元食材を利用するためには、生産者とのコミュニケーションや組織づくりが重要だと感じた点など、共有できた点は多いと思います。給食センターも、基本設計により施設や設備などのハード面がほぼ決まった今、今

後は設計方針に沿った食材調達や食育などのソフト面の開発を行うべきであります。平成22年4月供用開始までにどのようにこれらを実現していかれるのかお伺いいたします。

大綱の2点目として、防災・減災についてお伺いいたします。

現在、町における危機管理体制はどのようになっているのでしょうか。災害対策に対するマニュアルなど策定されていますが、これらは万全でしょうか。避難勧告などに従った住民が被害に巻き込まれてしまい、とうとい人命が失われた例もあります。これらの検証と見直しの必要性があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

ことは新型インフルエンザが蔓延し、各種行事が中止されました。町としては、感染拡大を防ぐ目的でやむなく中止を決断され、事後処理に大変なご苦労をされたと思いますが、不満に思う住民も多くおります。そこで、今後も起こり得る可能性がありますので、中止の基準、住民周知の方法などを含め、これらの対処が適切であったか検証する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

3点目として、平成22年度予算についてお伺いいたします。

政権交代という言葉がことしの新語流行語大賞に選ばれましたが、受賞理由ともなった8月の総選挙にて、自民党政権から民主党政権へと政権が交代されました。現在、行政刷新会議にて事業仕分けが行われ、国の新年度予算編成についてさまざまな発言がなされている中、町として新年度の予算編成の概要や方針については、どのような考えで臨まれるのでしょうか。町長は今回、枠配分方式を取り入れ、事業仕分けの必要についても発言されていますが、その内容を具体的にお示しください。このことは、町長が今までの考えとは違う大きな方針転換をしたと考えられますが、平成20年度決算、そして21年度の予算執行状況を踏まえて、事業の見直しや予算の組み替えをどのように行うのかお伺いいたします。

私は、町民からお預かりする貴重な税金を活用させていただくのでありますから、無駄なく効率的に活用すべきであると常に考えています。町長のお考えをお伺いして、壇上からの質問といたします。

〔5番議員 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、齊藤議員へのご質問にお答えをさせていただきます。

なお、地産地消・食育宣言についてのご質問のうち、4点目の新給食センターへの地元産

食材の供給についてと防災・減災についてのご質問のうち、３点目のインフルエンザなどによる行事の中止については、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いしたいと存じます。

初めに、地産地消・食育宣言についての１点目から３点目のご質問にお答えをさせていただきますが、その前に町の基幹産業である農業の現状をどのように認識されているかというご質問につきましては、後継者不足や生産物の価格の低迷等により大変厳しい状況にあると認識をしているところでございます。

それでは、１点目の地産地消・食育宣言の推進と２点目の町としての取り組みについてでございますが、議員ご承知のとおり、平成19年１月に「地産地消・食育推進宣言」を行い、平成20年８月に横芝光町地産地消・食育推進計画を策定し、食に関する学習の推進、地産地消の推進、安全で安心な農林水産物供給体制の推進、健全な食生活と健康の増進を図るため、保育所、幼稚園、小・中学校、生産者団体等と連携を密にして、それぞれの役割分担ごとに計画に沿った活動をいただいているところでございます。また町といたしましても、アクションプランに沿った各種施策、例えば新商品開発の支援、地産地消、食育講演会の開催、地場産物を使用した料理教室の開催等を行っているところでございます。

次に、３点目の町民に対する周知・啓蒙でございますが、地産地消パンフレットの全戸配布、産業まつり時に展示を行うほか、児童・生徒には学校給食での地産地消デーを設定するなどし、周知・啓蒙をしているところでございます。

次に、防災・減災についてのご質問のうち、１点目の危機管理の状況と２点目の防災対策の検証について、一括してお答えをさせていただきます。

当町におきましては、近年大きな災害はございませんが、万が一の災害に備え、町では住民の生命と財産を災害から守るため、防災対策に取り組んでおるところでございます。町の防災は、横芝光町地域防災計画の中で、予防対策や災害発生時の対応について定めております。この計画は、平成20年３月に策定したものであり、毎年実情に合った見直しを行っているところで、これに基づき、常に防災に関する危機管理に努めているところであります。

事前対策といたしましては、災害危険箇所の点検や防災用具の備蓄、防災行政無線の整備など、災害に強いまちづくりを推進しておるところでございます。また、関係機関との災害時相互援助協定の締結、総合防災訓練の実施及び防災マップの全戸配布も行っておるところでございます。

ここ数年、全国的な災害を見ますと、負傷者の大半が高齢者や身体に障害のある要援護者

であり、避難中に被害に遭った例もあることから、これらへの対応としまして、当町の実情に合った災害時要支援者避難支援計画を策定していく予定でございます。

今後も、災害発生時の対応や防災訓練の結果などを検証するとともに、国・県からの防災対策に関する情報などを参考にし、必要に応じ地域防災計画やマニュアル等の見直しを行い、町民の生命、財産を災害から守るため、防災・減災についての危機管理に努め、安全で安心なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、平成22年度予算についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成22年度の当初予算編成に際しましては、多くの自治体が既に取り入れております枠配分方式により行うこととし、10月30日に予算編成方針を示したところでございます。

枠配分方式につきましては、当町においては初めての試みとして実施するもので、22年度予算編成については経常経費のみを枠配分で行うとしたものでございまして、概要を申し上げますと、平成22年度に見込むことのできる財源を一般財源ベースで各所属の課、局単位に分配し、各所属は分配された財源により主体的に事業の方向性を判断し、限られた財源のより効率的・効果的な活用を図ろうとするものでございます。また、配分された財源で廃止及び新規立案、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドによるさまざまな施策を展開することで、職員のコスト意識の向上と歳入に見合った行財政運営の推進を図ろうとするものであります。

平成22年度は試行的に実施するもので、枠配分経費につきましては、人件費、公債費等の義務的経費、単発的な経費である臨時的経費、そして事業計画等の調整が必要となる投資的経費などの政策的経費を除いた経費について、各所属に対して一般財源を配分するものでございます。

枠配分額につきましては、債務負担行為の設定事業や長期継続契約等により削減が困難な経費を除いた経費に一定のシーリングをかけ配分いたしております。シーリングは前年度当初予算に対しまして、マイナス0.7%、額にして7,600万円の削減を見込んだところでございます。

平成22年度は試行的に実施することから、経常経費についてのみ枠配分を行っておりますが、予算編成において有効な手段としての確認ができれば、投資的経費にも拡大することにより、予算要求課において事業のスクラップ・アンド・ビルドにより、不要不急の事業の見直しを行った上で事業仕分け的な判断のもと、コスト意識の向上と全職員が知恵と工夫を最大限に発揮し、さまざまな施策の展開をするための予算編成が行えるものと考えております。

また、平成20年度の決算と平成21年度の予算執行状況を踏まえての事業の見直しにつつま

しても、この枠配分方式により各所属の責任において、決算での課題や執行状況を整理し、優先順位や事業の効果を判断した見直しが図れるものと期待をしているところでございます。

しかしながら、当町の財政見通しにつきましては、先般の臨時議会の後にご説明申し上げましたとおりでございまして、地方交付税の交付見込額等に修正を加えましたことから、当初に策定した財政推計より改善されてはおりますが、地方交付税は依存財源であり、国の政策により大きく左右されます。税収等の自主財源が乏しい当町にあっては、大変厳しい数字となっていることを再確認するとともに、事業の優先度を明確にし、計画的な事業展開に努めたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 続いて、教育課長。

〔教育課長 林 英次君登壇〕

○教育課長（林 英次君） それでは、地産地消・食育宣言についての4点目の新給食センターへの地元産食材の供給についてでございますが、今回計画中的の新給食センターは、米飯を含め地域でとれる食材を利用した調理ができる厨房設備を備え、食の関心を高めるためのさまざまな工夫をしております。

建物の2階部分には、給食の調理過程を見ることができる見学通路、地域でとれる食材を紹介し、その魅力を発信するための食育ホール、地場産農産物を積極的に利用した給食の試食会ができるランチルームなどであります。

この設計方針に沿って地産地消を推進するためには、生産者団体等を中心とする食材の安定的な供給体制の確立が必要と思われませんが、一方では、学校給食費の保護者負担を考慮する立場から、納入価格の検討も必要と考えております。

いずれにいたしましても、今後新給食センターの運用開始に向けまして、産業振興課、横芝光町学校給食センター運営委員会及び関係団体等との調整を図りながら、安心・安全で質の高い給食を提供できるよう努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 続いて、健康管理課長。

〔健康管理課長 並木俊郎君登壇〕

○健康管理課長（並木俊郎君） それでは、インフルエンザなどによる行事の中止についての

ご質問にお答えいたします。

千葉県では10月14日にインフルエンザ注意報を発令し、10月29日付で千葉県健康危機管理対策本部より「新型インフルエンザ患者の増加に係る研修会・イベント等の自粛について」の通知がありました。

その後、11月5日には、第44週、10月26日から11月1日ですが、その定点医療機関におけるインフルエンザ患者数が30.7人となり、国の定めます警報基準値30人を超えたため、県はインフルエンザの予防対策を徹底するよう注意を喚起するため、インフルエンザ警報を発令しました。山武郡内では、これを上回る35.78人でした。

これを受けまして、町新型インフルエンザ対策本部では、11月6日付で町長、町教育委員会委員長あてに研修会、イベント等の開催及び参加の自粛の要請を行い、産業まつり実行委員長、横芝光町文化協会長あてに行事の開催の自粛もしくは延期を要請しております。

実施につきましては、実行委員会等に判断をゆだねておりますが、やむを得ない理由により実施する場合は、感染の拡大を防止する措置等について特段のご配慮をお願いしているのが現状でございます。

ちなみに、その後の週でございますが、45週、11月2日から11月8日は、県が30.34、郡では39.11、46週では、県が35.14、郡が39.22、第47週、これは11月16日から11月22日でございますが、県が37.01、郡が46.14とふえている状況でございます。

以上でございます。

〔健康管理課長 並木俊郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、ご答弁いただきましたが、順次再質問させていただきます。

まず、地産地消に関する考え方なんですけれども、地産地消はこれはぜひ進めていただきたいと考えておりますが、学校給食センターに地元産の食材をおさめるであるとか、それから地産地消を進めるということは、町内の農業、それから商業を含め、産業振興に刺激を与えるものと考えています。企業誘致のような大きなものとは違いますけれども、地元経済の活性化につながるものと考えています。規模は小さくても、そういうところから町の産業の体力をつけていくことが必要かと思っておりますけれども、町長はこの推進に対して、さらなる意欲というのがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、それこそ計画を練って策定中でございます。本当に農業がこの町

の基幹産業であって、そういったこともかんがみて、そしてまた今齊藤議員おっしゃられました地域経済の活性化、この両方が両立できる、ある意味、本当にいい施策を、それこそ全国の見本になるようなものをどうしたらできるのかというものの部分を担当部局で今案を練らせているところでございます。そうした中で、今後も努力してまいるところでございますし、また齊藤議員にも民生文教委員長の中で、給食のほうにもひとついろいろとお知恵を拝借しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 地産地消に関しては、アクションプランもこれからつくってということとありますが、以前から進められていましたチャレンジテントですね、チャレンジハウスの前身ということでやっておりましたけれども、これが今ストップしているような状態の中、給食センターに食材をおさめるというのも、一つの方針というんですかね、一つの方針性として示していくことによって、さらにその先へつなげられるのではないかなというふうに思います。町長にも一緒に行っていただきました高崎市の吉井給食センターですけれども、担当者はじめ生産者、いろんな関係者のご苦勞の末に、見に行ったような形態ができ上がってきたと思います。先進事例としてよい点あるわけですので、よい点とか進んでいる点というのはこれはぜひ取り入れていただいて、この町でもできるものから始めていただきたいと思います。今、教育課長からも答弁あったように、関係団体との調整を図ることが必要であろうと思います。納入価格を図ったり、それから生産者団体や給食運営委員会等絡んで、一緒にやっていかなきゃいけないものだと思うんですけれども、これ一つ道筋をつけていかないと、給食センターは再来年4月に開設されます。供用開始がされます。今から進めていかなければ、できるものも後手後手に回ってしまうんじゃないかなと考えております。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 高崎市吉井学校給食センター、本当にこれはすばらしいある部分システムというか、担当者のご努力も非常に強い熱いものがあったのかなと、私も非常に参考になりましたし、その辺、それこそ実際担当者を行かせるなり連絡をとるなりして、ひとつ勉強をさせてもらいながら、1年と数カ月あるわけでございますけれども、その間にできるだけ、できればもっといいものを構築できるように努力をしていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、やっぱりこれを行っていくためにも、教育委員会として食育にかなり力を入れていただいているものと、それから現場を知る産業振興課、こちらの2つがタッグを組んで、お互いに協力してやっていかないと何かうまくいかないのではないかなというふうな感じがします。

一例ですけれども、11月18日に農業振興会青年部が共同作業でつくったダイコンやゴボウを給食の食材として提供しまして、大総小、日吉小、南条小で生産者である青年部の部員と子供たちがランチルームというところで一緒に食事を食べるという事業が行われました。これは食育ということで行われたんですけれども、実際問題、野菜、ダイコンやゴボウをつかった青年部の部員たちが学校へ行ってみると、どうもちょっとイメージとしてちぐはぐなものを感じたということが終わった後に教えてくれました。つくるほうという考え方でいる生産者と、現場へ行ったら一緒に食事をしたり野菜の説明をしたりというところに何かちょっとちぐはぐな部分を感じたということをしていました。何が一番ちぐはぐかというと、説明をいただいたのは産業振興課から説明をいただいて、現場へ行ったら学校の先生と話をしたら、横のつながりがとれていないといって、戸惑った部分がちょっとあったということも話をしていました。せっかく六、七十人の子供たちを前にしていろんな話をするチャンスもあったと思うんですけれども、ぜひそういうことから、子供たちに食事をさせるということから始めようという食育と思うんですけれども、その辺もうまくスムーズに横の連携をとれるようにしていただけるとありがたいなと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（林 新一君） それでは、私のほうからそれに関する回答をさせていただきます。

地産地消・食育推進計画では、その中の地産地消の推進ということで、地場産学校給食食材供給体制の確立という項目がございます。このアクションプランは、実施主体を町給食センター、生産者団体等としてございまして、平成22年度を中間目標といたしまして、検討会を設置しようというような計画になってございます。

なお、食材の調達方法といたしましては、直接農家から仕入れる、また市場からの調達、また栽培契約として調達するなどがございますが、どれも一長一短がございまして、産業振

興課といたしましては、香取市の和郷園でございますとか、佐原の産物供給センターでございますとかを視察しながら、現在検討を進めております、どのような方法がよいのか。その中では当然、需要者でもございます食肉センターとも連携が必要と考えておりますし、齊藤議員がおっしゃるように、一応22年度が目標年度となっておりますが、なるべく早い機会にそういうふうな検討会を立ち上げられるように努力したいというふうに思います。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） これは国でもそうなんですけれども、一つのことを進めるときに2つ3つの課にまたがっているような場合に、どうしても部分的にはうちの部署です、こっちはこの部署ですというところが出てしまうのかなというような感じがします。農家の青年がせっかくそういうことで行ったときに、やっぱり全体の連携が一つの形にまだなっていないんだなというのをちょっと感じたという感想を持っておりましたので、今ここで報告させていただきます。何が言いたいかという、これを進めるには産業振興課だけとか、教育委員会だけで話をするのではなく、あわせて両者が協力しながら行っていただきたいというところを一番言いたいんですけれども、そのあたりの調整というか、考え方がありましたらひとつお願いいたします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 率直な話として、縦割り行政の弊害だというみたいな認識なのかなというふうに思っておりますが、しかしながら今回の農業振興会の青年部の皆さんがそういうふうに光地域の小学校でそういうことをやっていただいたことにつきましては、ちょっと正直私は存じておりませんでした。どういう形でどういうふうになったものかという部分につきましては、今、私がここでわからないので、どういうことでそうなってしまったのかという部分についてはお答えをしようがない部分なんですけれども、今後、そうした部分については、それこそ各課の垣根を取っ払って、よりよいものに効果を上げられるようなものに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） ぜひ地産地消を進めるためにも、どこか1つの課が走るだけではなくて、町を挙げてやっていただきたいと思います。生産する側、消費する側ということでありますので、それをうまくまとめていただけるような体系づくりをぜひお願いしていきたいと思います。これ、給食センターが一つ目先にありますので、それを目標にやっていただくこ

とによって、先ほど産業振興課長おっしゃった町の計画にも反映されると思いますので、ぜひ一つの実例として仕上げていただきたいと思います。

それでは、続きまして防災の件で再質問させていただきます。

防災なんですけれども、今、防災マップ等全戸配られて、また各集会所等に張っていただいておりますけれども、この防災マップをつくった段階での町内の危険箇所、想定された危険箇所につきまして、補修であるとか、改良とか行われてきたものなのか。それから新たに危険箇所というのがふえたのではないかという心配もありますが、その辺の継続的な観測というのはされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

防災マップ配布後にどのような検証をされたかというご質問かと思いますが、町内の危険箇所につきましては、当然のことながら、災害が発生した時点で確認をさせていただいております。それとあわせて、年に1回でございますが、関係機関、いわゆる県ですとか、消防、町等による土砂災害の危険箇所点検を実施しているところであります。あわせて、必要に応じて補修改良ということでありますが、これにつきましては平成18年から平成20年度にかけて、小田部地区になるんですが、急傾斜崩壊防止工事を実施しております。このように、その都度現状に合わせた形で見直し等も実施をしているところであります。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 現状に合わせてその見直しをされていると思うんですけれども、危険箇所というのはふえたのか減ったのか、その具体例というのがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） 危険箇所ですが、土砂災害の危険箇所ということで、平成21年11月6日付で県の県報に指定がされております。これが横芝光町では5カ所、県指定がされたということになります。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） その県指定がされた場所につきましては、それは町が補修をするべき場所なのか、それとも県が補修をするべき場所で、その補修に対する計画等は進んでいるん

でしょうか。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） これは、平成21年11月、先般指定されたばかりですので、今後の計画にのってくると思います。

〔5番議員「どっち、町」と発言〕

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） 事業実施ですが、これらにつきましては、県、町両方ということになるかと思います。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） わかりました。

危険箇所というのは常にふえる可能性があるということで見ていったほうがいいというのが、先日の防災ハザードマップ作成委員会というところが話ししていたものにあります。国のほうでも、一たん決めた危険箇所というのがやっぱりふえてしまうということで、さまざまな対応をされているそうです。例えば先ほども答弁ございました急傾斜地崩落場所、それから最近では海岸の浸食場所、それから川、河川の堤防などいろいろな場所がその対象としてふえてきているそうです。なぜふえてきているかという、やはり最近は安全基準が高まってきているということがその一つの要因としてあるそうです。県のほうでそのように指定をしてくれてきているということは、それ以上の危険性はないのかなというふうに安心はしてしまうんですけども、一番地域に根差しているのは町であります。町のほうでそういう点にも細かに気を使っただいて、毎日とは言いませんが、よく見張っていただきたいと考えております。その点について一言あれば、お願いします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず1点、ちょっとその前に1件訂正をさせてください。

壇上で答弁をさせてもらったときに、シーリング、枠配分予算の中で「マイナス0.7%」と申しあげましたけれども、「マイナス6.7」が正しいので、申しわけありませんでした。

それと、今の齊藤議員のほうから急傾斜地、要するに危険箇所の県の指定、そうした問題について町でどう対応しているかということでございまして、町も、限られた財源の中で、一つ一つずつ、それこそ今の現状の危険度、要するに緊急度がどれだけあるかというものを勘案しながら、限られた予算の中で、今現在、もう県の危険箇所として指定されている寺方急傾斜地の部分については、大体半分工事が終わりました、来年度にもその部分については

予算を計上させていただいて、安全を図れるように今施策を練っているところでございまして、何も指をくわえて見ているわけではございませんで、危ないだろうな、危険を及ぼす、特に民家があるですとか、そうした部分については極力努力をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 5カ所ということでしたけれども、5カ所に限らず、ここは危ないというふうに指定をされて、その近所に住んでいる方というのはそれを常に抱えたまま住んでいるというわけでありますので、今町長が言ったように、すぐに全部をするというのは難しいと思いますけれども、それはやはり県や国と協力しながら進めていただくようにしたいと思います。いつ崩れるかわからないというような指定をされてしまうと、やっぱりそこに住んでいる住民の心情というのは、一番危ないというか、怖い思いをされていると思いますので、ぜひその点はお願いしたいと思います。

それでは、次、インフルエンザの件でお伺いしたいと思います。

昨年なんですけれども、鳥インフルエンザが発生しまして、これが感染拡大になるんじゃないかということで、パンデミック・フルーに関する質問をさせていただいたことがあります。そのときに、こういうインフルエンザであるとか、感染症については、町単独でできるものと、それ以外に国や県、医療機関などとの連携が必要であり、当町ではそれが確立されているということでありました。今回、新型インフルエンザ、こう発生したわけなんですけれども、その当時検討しているということでありましたけれども、その対策がうまく機能したものなのか、どのようにそれに対応されたものなのかお伺いしたいと思います。ちょうど今回の新型インフルエンザはその対応策の試金石にもなったのではないかなと思うものですから、よろしくお願いします。

○議長（野村和好君） 健康管理課長。

○健康管理課長（並木俊郎君） 今回の新型インフルエンザに関しまして、町のできる部分といたしますのは、住民の方々に注意を喚起するというような部分でございまして、万全な対策というのはなかなか難しいと思いますので、個人個人が感染を防いでいただくというのが一番重要になってくると思います。

それから、一番問題なのが、重症化した場合、入院をしなければならないというような場合に、郡内でも医療機関不足しておりますので、万全な対策ということは申し上げられませ

ん。ともかく、今、1歳から就学前の方々に対してのワクチン接種を開始しております。これは重症化を防ぐための有効な手段だと思いますので、なるべく多くの方にワクチン接種をしていただければ入院しないで済むというようなことも考えられますので、ぜひ接種を受けていただきたいというふうに考えております。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それに追加して、ちょっとお話をさせてもらいますとすれば、例えば先月ですか、未満児から6歳までの新型インフルエンザの予防接種を今やっているところがございますけれども……

〔「いえ、今月から」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） 今月から。

〔「ええ」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） ただ現実問題、対象人数が1,000人を超すところの中で、実際に当町に何人分のワクチンが来たかということ、約500人分しか来ていないと、こういう状況の中で、今その万全かという部分については、いささか私どももはっきりとしてそれが申し上げられないというのが現状であることを申し添えさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） ワクチンの数というのは、製造の数が追いつかないということでしたし方ない部分があると思いますけれども、例えば国や県との連携というの、昨年のパンデミック・フルーに関する答弁のときには、国や県との連携もとれるということを答弁でいただいております。今回この新型インフルエンザ、最初に発生したときには、成田空港で物々しい勢いで隔離をして、何日間かも係留というか、とめ置きをされたという状態を報道で見せつけられました。それが日がたつにつれ、それほど重症にはなりにくい、感染力は高いけれども、死亡率は低いということでやや安心をしてきたかと思うんですけれども、いきなりああいう映像を見せられた後、国や県との連携というのは、空港とこの町は近いので、きちんとした連携というのはそのときとれていたのかなというふうにちょっと思いましたので、万全というのは、今の万全というだけではなく、国や県との連携、それから医療機関との連携というのがきちんをとれるのかどうかという点をちょっと伺いたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） とれていたものと認識しております。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 課長はもう少し言いたいことがあるようですけれども、いずれにしても、町内だけでなく、これはもう町の枠を超えて、感染というのは広がってしまうと思いますので、ぜひ最初に課長答弁されたように、感染防止を呼びかけるのは忘れずにやっていただきたいと思います。幸いまだインフルエンザにはかかっていませんけれども、これから先だれがかかるかわかりませんので、ぜひその場合のタミフルの備蓄ですとか、そういうのは万全をお願いいたします。

それから、3点目の予算編成についてに移らせていただきます。

今回、予算編成をするに当たりまして、枠配分方式を取り入れるということで、町長は先ほども答弁ありました。これについて以前、枠配分方式の予算編成を取り入れたらどうかという質問をさせていただいたときに、町長は否定的な考えでありました。なぜかという、枠配分のように、最初からこの課に幾ら幾らというふうに予算を決めてしまうと、町長だったり議会だったり、その存在意義がどうなんだろうかと、これは理想的な方法じゃないということで、枠配分方式をとらないというようなことを以前答弁されていたんですけれども、今回ここで平成22年度の予算について、一部経常経費のみということでありますけれども、取り入れた一番の理由、それから考えの変わった一番の理由というのは何なのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やはり政権交代の中で、今後、交付税がどういうふうになっていくのか、また先般、今壇上でもお答えをさせていただきましたとおり、全員協議会の中で、今後10年間の財政指標は決して楽ではない、そうした部分をかんがみながら、やはりいま一度枠配をとれるところとっておいて、そしてまた、やはり小さな骨格予算が構築されることから始めるある部分タイミングなのではないかなというふうに考えまして、そのような対応をとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 今回、予算を効率的に使うという意味で、このように枠配分を一部取り入れるということなのかなと思いますけれども、先ほど政務報告の中で、町長は年間財政需要のすべてについてということも話されています。すべてというと例えば、先ほどの説

明では、すべてではなく経常経費のみということでありましたけれども、ここで言っているすべてというのは何に対してすべてなのか、それから特別会計についてもこの枠配分方式を今回取り入れる予定なのか伺いたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 現実的には、合併協議に基づいている事業ですとか、継続事業ですとか、リースみたいな長期契約を結んでいる部分については、やはりその枠配は全くそぐわない、そういう部分を除くと。実際の新規事業については一切のせないと。ただ、政策的な部分、例えば先ほどちょっと皆さんの前でぽろっと言いましたけれども、ＪＲが再来年３月のダイヤ改正において、成東どまりの最終便を横芝駅の乗り入れを許可する方向で今検討に入っていました。それについて、昨日ＪＲのほうから670万円のイニシャルコストの提供を求められました。そうした部分のある部分、政策的な部分については枠配の外でやるというように考えていかなければならないのかなというふうに考えておりますので、すべてといいましても、そうした部分で考えております。

以上でございます。

〔５番議員「特別会計」と発言〕

○町長（佐藤晴彦君） 特別会計については、今回枠配分方式をとっておりません。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○５番（齊藤 隆君） それではまず、新規事業はのせないという、枠配には入れないということですけども、こういうふうに町民のためになるものとか、以前から十数年来要望しているものなどの実現のためにはやっていくということでとらえてよろしいでしょうか。そんな中で、ダイヤ改正で最終便乗り入れは非常にありがたい話ですし、町民の、今成東でおりている方々もこちらまで来られると非常にいいことだと思います。また継続の事業という事の中には、例えば防災行政無線、これのデジタル化、これについても、合併協議の中でも進めることになっていますが、これらはどのように取り上げていくのでしょうか。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） 今お話がありましたように、新町建設計画の中に位置づけられている事業であります防災行政無線のデジタル化につきましては、新町建設計画の中の位置づけということでありますので、当然この事業を実施するに当たっては、多大な経費を必要とします。これらにつきましても、やはりそれに見合った特財を入れなければならないと

ということで、合併特例債の事業対象でもあるということがあります。したがって私ども、今担当課といたしましては、22年度に実施計画を立て、23年度から23、24で事業を実施したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 枠配分につきましては、まずことは町長も試験的にという考え方のようですけれども、実際将来的にはこの枠配分はどのあたりまで広げていきたいというふうな考えで今回取り入れていますでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） とりあえずそれこそ試験的な部分をとということでありますので、今後のことについては、今のところ頭にございません。しかしながら何と申し上げましても、実際新たな政権下の中で、どのような財政運営を地方自治体にさせていただけるのかの部分も、もうちょっと先を見て、それでやはり総合的に判断をする必要があるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高蝶文徳君） 枠配分につきましては、なぜ今年度取り入れたかという皆さんの疑問があると思いますが、先ほどの臨時議会の後にご報告申し上げましたように、財政推計の見直しを行いまして、平成29年度までには累積赤字が14億8,000万円になってしまうというような試算結果が出ております。このまま従来どおりの予算の方式でいきますと、これを埋めていくというのは非常に難しいものがあるのではないかと。いずれ枠配分みたいな形で、もうこれだけしかないんだよという中で予算編成をする必要が出るということが想定されまして、それにはなるべく早く、まだ黒字が見込まれるうちにそのような方式になれたほうがいいのではないかというようなことで、22年度の予算につきまして枠配分方式ということで一応考えております。これにつきましては、例えば普通交付税なんかにつきましても、合併支援措置というのが平成28年度から32年度までの5年間で段階的に削減されていくと。平成33年度、21年度交付税交付基準額に比較いたしまして、5億4,000万円ぐらいの交付税の減額が見込まれていると。これは予算推計の中でありまして、そういうような数字もありますので、22年度予算編成に当たっては、各課が主体的に事業の方向性、それから必要性を判断いたしまして、効率的な財政運営が図れるように一定の予算枠を各課に配分すると。こ

の一定の予算枠であります。これが例えば21年度の決算見込みでいいますと、一般財源分の内訳といたしまして、歳入で総額68億4,000万円、これは地方交付税、町税、臨時財政対策債、その他ございまして、これに21年度ですと財政調整基金4億円を繰り入れまして、一般財源として約68億4,000万円を見込んだと。これから人件費、扶助費、公債費、一部事務組合の負担金、特別会計繰出金、それから政策的経費、臨時的経費等を差っ引いていきますと、枠配分額として約19億2,000万円、これは21年度の決算から見た場合ですね。そのうち、固定経費が約8億9,000万円で、固定外経費が10億3,000万円という数字が出てくるんですが、これを今度は22年度の歳入の推計で見ますと、この一般財源の総額が約65億9,000万円。対前年度比で2億5,000万円ほど少ない額になってしまうということから、例えば財政調整基金を全然見なかった場合、13.4%のシーリングをかけないとその数字が達成できないというようなことであります。いきなり13.4%では非常に厳しい数字ですので、財政調整基金を約7,000万円入れることによって、この13.4%を半分の6.7%、先ほど町長の言いました6.7%のシーリングという数字でできるのかなということで、そういうようなことから現在このような数字になっているということでございます。将来的には経常経費だけでなく、固定経費等も含めまして、ある程度枠配分で各課に予算編成方針を伝えた中では、今、民主党なんかも事業仕分けやっておるようですが、各課の中で事業仕分けを行って、削るべきところがあれば削る。そういう削るものができたら、与えられた枠の中で、こっちをマイナスすればその分こっちにプラスして使うように予算計上してくださいと。結局事業内容を一番知っているのは各課ですから、その中で与えられた枠の中で予算の配分を行っていただきたいというようなことから、22年度については、先ほどから申し上げていますように試験的ではありますが、そのようなことで枠配分方式ということにさせていただいております。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） 町民サービスが低下しないように、ぜひその中でやりくりをしていただきたいと思います。

特別会計につきましては例年どおりということでありましたけれども、その中で東陽病院についてだけ、特別会計の中で1点だけちょっと伺いたいんですが、町長も、MRIが今度東陽病院に入りますということで、率先して宣伝していただいているわけですが、平成22年度東陽病院につきまして、今まで経営改善計画というのがありますが、それにプラスアルファしてMRIの効果というものを見て予算編成を組むものなのか、その辺何か考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） 平成22年度の東陽病院の予算の編成に当たって、MRIの効果をもどのように見るかというご質問かと思いますが、22年度の予算につきましては、病院の経営改善計画に沿った形で編成していくというふうには考えておりますが、当然そのMRIを導入したことによって、検査が今まで以上により充実したものになると。というのは今まで、例えばMRI検査が必要であったにもかかわらず、機械がないためによりその病院に照会していたケースがある。また健診、人間ドック等についても、そういうオプションのメニューも再考していく中で、MRIの検査を加えていくということも考えられると思いますので、そういったものを加味した予算編成の考え方で細部にわたってはしていくという方向で考えてはいます。

以上です。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○5番（齊藤 隆君） それでは、時間もありますので、最後に1つ。

町長がいろんな場所で平成20年度の決算で5億円強、5億6,500万剰余金が出たという話をされています。これについて、いろんな町民の方の中からは、例えば道路の壊れたところも直してもらえない、下水道のふたの割れたものも直してもらえない、それでいて5億何かしの黒字が出るのであれば、その分直してほしいと。それを直させないのは、議会が抵抗しているのかというようなことまで言う町民の方もいます。ただ、5億仮に残ったとしても、これは14億5,000万町債を発行して、事業をいろいろ入札差益だとかいろいろあつての5億の剰余金だと思いますので、その辺町民の方々に勘違いされないような説明を今後お願いしたいのが1点。

それから、予算が黒字になったからといって、道路がつくれないということではなく、本当に必要なもの、町長がよく言うような緊急性とかというものが最優先なんだということをおわせて言っていただくようにしないと、平成22年度の予算を組む中でも、町債の発行21億予定して組んでいるわけでありますので、またこれで剰余金が出たということになれば、もっと何かやってもらえるのではないかという、町民にすごい期待を持たせてしまうと。現状は5億剰余金が出たけれども、それは黒字ではないんだということもあわせて説明していくようにしていただいたほうが、町の財政の本当の姿が見えるのではないかと思うんですけれども、その点最後にお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 5億5,000万円残ったのは、ある部分既成事実でございます。そうした中で、お金があれば使っていいのか、要するにそれこそ緊急性、やっぱり必要なものにはお金をどんどん使っていかなければならないし、それをやはりコントロールするのが政治でございますし、行政でございます。そうした中で、我々は常に限られた財源を1円の無駄もなく、そして抑えられるところはきっちり抑えて、そうした中でのこれは一つある部分、結果でございます。そうした中の説明の云々につきましては、当然そういうふうに町民に理解をしていただくためにも、それは必要なことでございます。町債を発行して、すべてが全部、一応の借金にはなるものの、交付税算入されるものもある中で、その辺が結果的には財政力指数ですとか、そういうものに大きくつながっていくわけでございますので、そうした部分も重々考えながら今後も財政出動についていろいろ進めてまいりたいと考えておりますし、またご指摘をいただいたとおりその辺の部分につきましては、町民の皆さんにご理解のいただけるような方向性でお示しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 以上で齊藤隆議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

（午後 2時02分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

森 川 忠 君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔2番議員 森川 忠君登壇〕

○2番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号2番森川忠が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本年8月に行われた総選挙において、55年続いた自民党から民主党へと政権交代がなされました。11月27日まで9日間行われた政府の行政刷新会議により実施された事業仕分けでは、約1兆7,000億円もの予算の廃止や見直しがなされました。官僚の天下り団体に税金が流れ

込む仕組みや類似事業の重複など、無駄の構造を浮き彫りにさせたものの、廃止や削減された各省庁側は、来年度予算編成で復活をもくろみ、仕分けをどこまで反映できるか、予算の攻防はこれからが正念場です。今後は、国も地方も、予算編成に対する考え方や取り組み方が変わっていくことと思います。またけさの朝刊では、「陳情仕分け」なる新しい文字も紙面を飾っておりました。政権交代を感じるきょうこのごろであります。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず最初に、政権交代後の財政の見通しや地方分権について。

このように、事業仕分けなど行われている今、政権交代後の当町への予算編成への影響や変更があれば、お示しください。

次に、地方分権が叫ばれて久しいのですが、鳩山政権は地域主権戦略会議なるものの設置を決めました。民主党は政権をとったら本格的に地方分権を実現させると言ってきましたが、それはその司令塔になると言います。今後どのような方向に進むのか町長の所見をお伺いいたします。

次に、P F I 事業とは、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効果的かつ効率的に公共サービスを提供できる事業です。また、指定管理者制度とは、これまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を株式会社を初め、営利企業、財団法人、N P O 法人、市民グループなどの法人、その他の団体に包括的に代行させることができる制度です。公の施設にはいわゆる箱物の施設だけではなく、道路、水道、公園なども含まれるとされております。当町ではプールや駅前駐車場の管理等がこれに該当すると思いますが、P F I 事業や指定管理者制度について、今後当町に該当すると思われる事業について、検討の予定があるのかお尋ねいたします。

先ほど来出ておりますが、政府の行政刷新会議による事業仕分けが行われましたが、これはもともと地方自治体で行われていたものであり、無駄をなくすという観点からも、有効な手段の一つと思われますが、町長はどのようにお考えでしょうか。また予算の見直しの検討も必要と思われますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、一部事務組合の重複についてであります。

横芝光町は、合併により一部事務組合が重複して、旧光町、旧横芝町でそれぞれ山武郡市広域行政組合、また匝瑳市外2町環境衛生組合等の構成団体に加盟しております。例えば山武郡市広域行政組合の事務内容は非常に幅広く、関係都市圏の振興整備に関する計画の策定、実施、調整、また山武郡市振興センターの設置、老人ホーム、老人デイサービスセンター、

一般廃棄物等、幅広く行っております。また匝瑳市外 2 町環境衛生組合は、火葬場の業務、ごみ処理業務となっております。

そこで、お伺いいたします。

現在の火葬場、斎場、特に指定区域外の利用状況、利用負担金についてお伺いいたします。

あわせて、山武広域水道企業団、八匠水道企業団に分かれている水道料金、またほかし尿処理、浄化槽管理、清掃手数料等の差異についてお伺いいたします。

続いて、商工業対策について。

現在、商工業対策としては、利子補給制度による支援をいただいておりますが、今後は他の制度や支援策を計画されているのかお尋ねいたします。

また、近隣の自治体が主体として行われているプレミアムつき商品券に対する考え方についてお伺いいたします。

町長は以前、齊藤議員の質問でもお答えがありましたけれども、その際は、大型店の利用が非常に多く、地元商店の利用が少なく、比較的メリットがないとのお答えをされたかと思いますが、プレミアム商品券に制限などを工夫することで十分にメリットはあると考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

最後に、来年 3 月では合併後 4 年を迎え、現在さまざまな問題があるかと思いますが、どのようなご認識をお持ちかお伺いいたします。

また、4 年間佐藤町長の行政運営の中で、さまざまな場所のごあいさつを聞きますと、順調であるという発言が非常に多く、町民に安心を与えておりますが、一方では、郡境を越えた合併ということで、不安視する声、また次の合併に対してはどのようなことかなど、疑問の声がさまざま聞こえております。町長ご自身、そのような声、意見に対して、どのような対応、また政策が必要かと考えておられるのかお聞かせください。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

〔 2 番議員 森川 忠君降壇 〕

○議長（野村和好君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 森川議員のご質問にお答えをいたします。

なお、一部事務組合の重複についてのご質問と商工業対策についてのご質問のうち、1 点目の中小企業振興融資資金利子補給制度のみの現状については、各担当課長から答弁をさせ

ますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、政権交代後の財政の見通しや地方分権に関するご質問にお答えをいたします。

1点目の民主党政権にかわり、当町の予算編成への影響や変更等についてでございますが、政府の2010年度の一般会計予算要求額は95兆381億円となり、過去最大規模となりました。これは前年度当初予算額88兆5,480億円と比較した場合7.3%の増であり、前年度当初予算の要求総額と比較した場合には、10.3%の増となっております。

この結果を受け、行政刷新会議により事業仕分けが行われており、当町に関連する事業についても、一部見直しが図られるようでございます。

今後、事業仕分けの結果により、年内にも政府の予算編成作業は終了する見込みであるようでございますが、現時点での情報は国・県等からもなく、新聞報道による情報を収集している状況でございます。

次に、2点目の地方分権に対する町長の所見についてでございますが、国は、本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねること、また地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにすることを基本とする、国と地方の新しいシステムに転換する必要があるとして、平成12年4月に地方分権一括法により、国と地方との新しい関係、いわゆる上下主従関係から対等協力関係として機関委任事務を廃止し、地方公共団体は自治事務と法定受託事務を行うこととなり、国からの関与も以前の包括的な指揮監督権が廃止されました。

また、権限移譲の推進ということで、国の権限を都道府県に、また都道府県の権限を市町村に移譲するよう改正が行われたところであります。

権限移譲を推進するためには、地方公共団体の行財政能力の一層の向上と行政体制の整備確立を進める必要があることから、国の指導のもと、全国的に市町村合併が推進されました。これに伴い、職員の削減や行政改革を行っているにもかかわらず、効果的な税源の移譲がなされず、都市部と地方部の格差が拡大している上に、地方交付税原資の国税5税の減収から地方交付税の減少が続いておるところでございます。

地方分権改革推進委員会は、ことし11月の第4次勧告の中で、分権型社会にふさわしい地方政府を確立するためには、地方自治体の自由度を格段に高めるとともに、成熟社会の地方政府に期待される広範な役割を担うに足る自治財政権を確立するために、歳出自主権と歳入自主権を格段に強化することが不可欠であり、このため、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行うとともに、地方の担うべき事務と責任に見合った地方税財源の充実確保等を実

現する観点に立ち、国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債を一体的に検討し、分権型社会に整合的な地方税財政制度を再構築しなければならないとしております。

分権型社会において、それぞれの町に合った施策を展開し、町民の安全で安心な暮らしを確保することは、まさしく私の責務だと思っております。

しかしながら、さまざまな施策を行うためには、財源が必要となりますので、地方財源に占める地方税の割合を高めるために、現在の国と地方の歳出比率が4対6であるのに対し、税源配分が6対4であることや、国と地方が対等・協力関係にあることを考慮し、国と地方の税源配分を5対5にすべきと考えております。

また、地方税の充実が図られたにしても、自治体間の財政力格差は拡大方向に向かわざるを得ないと思われることから、地域間の財政力格差を是正する機能を持つ地方交付税のより一層の充実が必要であるというものが私の地方分権に関する所見でございます。

次に、3点目のPFI制度や指定管理者制度についてでございますが、まず、指定管理者により管理している施設につきましては、光しおさい公園内の施設の中で、B & G海洋センタープール、横芝駅前広場、横芝地区の集会施設等を含めまして、50施設がございます。その他、町が管理する施設のうち、指定管理者への移行可能な施設について申し上げますと、保育所、町営住宅、図書館、東陽病院、坂田池ふれあい公園などが対象と考えられます。しかしながらこれらの施設につきましては、必ずしも指定管理者制度にはなじまない要素も含まれておりますことから、先進地の事例を参考にしながら慎重に検討していかなければならないものと考えております。またPFIの導入事業につきましては、現段階では対象となる事業計画もないことから、導入は考えておりません。

次に、4点目の事業仕分けや予算見直しへの検討についてでございますが、事業仕分けにつきましては、県内では政策シンクタンク、政策提言機関構想日本の協力により、3団体、千葉市、館山市、習志野市があり、また、独自に事業仕分けを行っている団体が1団体、我孫子市がございます。一定の効果は得られているようでございます。事業仕分けとは、行政が行う事業の無駄をなくし、透明性を確保するために民間の有識者を加えて、不要、継続、民間などに分類する作業のことで、作業過程は公開することとなっているようであります。行政改革が進まない原因が、前例踏襲主義にあるとの観点から、個々の事業ごとにそもそも必要かどうか、必要ならばどこがやるか、例えば官か民か、国か地方かについて議論をし、結論を導く手法のようでございます。当町におきましては、事業評価を含め、検討しなけれ

ばならない課題とは思っておりますが、平成22年度の予算編成に当たっては、先ほどの齊藤議員のご質問でもお答えしましたが、枠配分方式を取り入れることといたしました。

枠配分方式による予算編成上のメリットといたしましては、第1に事業のスクラップ・アンド・ビルドを促すシステムにあります。前例踏襲主義による予算要求により、役割を終えた事業や効果が上がらない事業がいつまでもあり、一方では、新規事業ほど予算がつけづらい傾向になりがちでありましたが、枠配分方式では、不要な事業を廃止した分、各所属の判断で新規事業に予算を回すことが可能となり、事業の廃止、新規立案が柔軟に行われることが期待できます。これにより職員各自が事業の必要性を再考し、優先順位を見きわめた予算要求が可能になるものと考えております。

なお、枠配分方式は、平成22年度当初予算編成での初めての取り組みであり、初年度は経常経費についてのみを取り入れましたが、今後の編成状況を検証した上で、投資的経費や義務的経費への拡大も検討してまいりたいと考えております。

次に、商工業対策についてのご質問の2点目のプレミアム商品券に対する考え方について、お答えをさせていただきます。

定額給付金支給に合わせて地域経済の振興をはかろうと、購入額よりも額面が割り増しとなるプレミアム商品券を商工会議所や商工会連合会等商工関連団体などが実行委員会事務局を立ち上げ発行し、その商品券の割り増し分については、発行元により負担する割合が異なっているようでございますが、自治体や商工関連団体、参加店で分担する例もあると伺っております。

しかしながら、議員おっしゃられるとおり、大半が大型店で使用される状況などがあり、購入できるセット数、購入資格、有効期限、利用条件等の制限などの問題等もあると聞いております。このプレミアム商品券については、3月議会でも齊藤隆議員からの定額給付金のご質問の中でお答えをさせていただきましたが、現時点では考えておりません。

次に、合併後の問題・課題について、ご質問にお答えいたします。

合併から3年半を経過し、これまでの間に大きな事業としては、横芝中学校建設事業を完成させたほか、給食センター建設事業や栗山川架橋事業を進めるなど、総合計画に沿って事業を着々と進めているところであります。

現在の問題点と今後の課題に対する認識はとのことでございますが、一部事務組合の重複についてのご質問にかかわるもののほかには、住民個々に著しい不公平・不平等はないものと考えております。

しかしながら、合併協議の中で、今後の課題としての調整が済んでいないものも引き継がれておりますが、その中には、旧両町の長い歴史の中で培われた制度であるがゆえに一朝一夕に一本化できるものではなく、慎重にすり合わせの方法とその機会を検討しているものでございます。一例を挙げますと、集会施設の所有、建設方法、行政総務員の人数、これにつきましては部分調整はさせていただきましたが、街路灯の費用分担など、いずれにせよこの平成の大合併は横芝光町にとって、事務事業の合理化、効率化や合併関係の有利な起債を活用した事業が展開できたことから、特に財政面ではプラスの面が大きかったものと考えております。

反面、起債償還ピークを間近に控えていることと、政権交代から国からの交付金などの流れがどのように変化するか不透明な部分があり、今後の健全な町財政運営を堅持するためには、さらなる俟約予算に向けた事業の見直しも必要ではないかと考えているところでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 伊藤定幸君登壇〕

○環境防災課長（伊藤定幸君） 森川議員のご質問の大綱２点目の一部事務組合の重複についてのご質問にお答えをいたします。

まず、火葬場、斎場の利用負担金、利用状況についてであります。山武都市広域斎場は、満12歳以上の方の利用が管内で1万5,000円、管外は4万5,000円、一方、山桑メモリアルホールは13歳以上の方の利用が管内で1万円、管外は5万円となっております。次に、利用状況についてですが、山武都市広域斎場への平成20年度の町内の利用者数は146人、うち光地域からは2人、山桑メモリアルホールの利用者数は163人、うち横芝地域からは29人という結果になっており、移動時間や予約方法の違いなどから、山桑の利用者が多かったのではないかと推測されます。

次に、２点目となる水道料金、し尿処理手数料、浄化槽管理、清掃手数料等の差異についてであります。まず水道料金については、山武都市広域水道企業団は口径別二部料金制となっており、基本水量は16立方メートルまでの基本料金は口径が13ミリで3,020円、20ミリでは4,860円を２カ月ごとの水量別水道料金として、さらに使用水量に応じて段階ごとに加算単価が変わるようになっております。一方、八匠水道企業団では、基本水量制を採用して

おり、基本水量20立方メートルまでの基本料金は4,120円、超過料金は、口径に関係なく1立方メートル当たり206円となっております。例えば、一般家庭が口径13ミリの契約で30立方メートル使用した場合の料金は、山武水道が5,680円、八匠水道は6,180円となり、500円の差が発生します。また加入金は、一般家庭で多く使われている口径13ミリが15万円で、両企業団とも同一金額であります。口径20ミリについては、山武水道が41万円、八匠水道は28万5,000円と開きが生じています。

続いて、し尿処理手数料であります。山武都市広域行政組合は基本くみ取り量30リットルまでの基本料金が380円で、1リットルあたりに換算いたしますと12.6円となり、さらに超過料金が10リットルごとに130円かかります。一方、東総衛生組合では基本汲み取り量制を採用しており、1リットル当たり15円がくみ取った量に応じて加算される仕組みとなっております。一般家庭が100リットルくみ取った場合の料金は、山武広域が1,290円、東総衛生は1,500円となり、210円の差が発生することとなります。

次に、浄化槽管理、清掃手数料であります。許可業者が組合へ支払う汚泥処理手数料については、両組合とも1リットル当たり7円を徴収しておりますが、実際に利用者が許可業者へ支払う手数料については、横芝地域の場合、山武都市広域行政組合が条例に基づいて額の上限を人槽や容量に応じて決めておりますので、許可業者はあくまでその範囲内で利用者が負担する額を決定するのに対し、光地域では、東総衛生組合が条例で料金表を定めていないことから、手数料は個々の許可業者が自由に決定できる仕組みとなっておりますので、利用者は東総衛生組合が許可した業者の中から契約業者を選ぶこととなります。

いずれにいたしましても、施設の設置年度、建設経費、ここに至るまでの経緯、そして料金算定方法等すべてが異なる中で、組合ごとに各項目それぞれの料金体系が違いますので、単純な比較とはなりません。差異が生じているのが現状であります。

以上です。

〔環境防災課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 林 新一君登壇〕

○産業振興課長（林 新一君） それでは、私のほうから商工業対策についての中小企業振興融資資金利子補給制度のみの現状についてにご回答申し上げます。

中小企業振興融資資金利子補給制度は、当該年の1月から12月を算定期間として利子補給をしておりますので、ただいまからご報告いたします数値はほぼ本年の実績に近いものであ

と考えております。

平成21年11月末現在の中小企業振興融資資金利子補給の現状でございますが、貸付件数で268件、融資残額で約35億6,630万円であり、現時点での利子補給見込み額は約2,465万円となっております。

なお、本年中の貸付件数は、11月末現在14件で、融資額は9,850万円でございます。

合併後の平成18年から20年の3カ年平均貸付件数は77件で、平均貸付額は約13億3,600万円ございましたから、本年になって大幅に減少しておりますが、景気の先行き不透明感からの借り入れが控えられていることや、日本政策金融公庫の貸し付けが現在のところ町の利子補給を受けるよりも有利であることが要因であると考えております。

なお、中小企業への支援策といたしましては、このほかに商工会が行っております情報化推進、商工業活性化、街路灯修繕の各事業に助成をしているのが現状でございます。

以上でございます。

〔産業振興課長 林 新一君降壇〕

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、自席からお尋ね申し上げます。

まず最初に、民主党政権にかわって、当町の予算編成の影響や変更ということで、地域活性化・経済危機対策交付金ですが、それに影響があるのかないのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高蝶文徳君） 21年度の一次補正によりまして、当町に約2億6,800万円ですか、ついたわけですが、それにつきましては、現在もう既に執行したもの、執行準備中、進めているもの、3段階あるわけですが、今のところ、先ほど一番最初の町長の政務報告の中でも申し上げましたように、1月になればある程度姿が見えるのではないかと、これはあくまで推測でございます。まだ今のところわかりません。ただ国のほうでも、これを行わないとするということであれば、減額補正がなされるというように一応考えますので、今のところそのような動きはないようですので、予定どおりできるのではないかと、今のところはそういうような考えでございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） ありがとうございます。

それでは、まだ今現在は不透明ということで、できれば執行していただけるように期待を

申し上げます。

続いて、地方分権について町長のご所見をお伺いしましたが、まさに細かく自治事務とか、法定受託事務とか、説明いただきました。ただ町に権限があるということは、職員も含め、やはりそれに対応する能力といいましょうか、その辺はきっちりと研修していただきまして、対応していただきたいと思います。国は以前、20万人以上の都市を目指して、その特例としていろんな部分で移譲させるということもおっしゃっていましたので、今後2万6,000の町がどのような方向性になるのか町長にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 地方分権、非常にわかりづらいというか、そういう説明しづらい部分もあるんですけども、確かに法律上の権限の移譲がなされたことがたくさんあるようでございます。しかしながら実際行っている事務については、今までやらされていたものをうちのほうで権限があってやるというような中で、権限だけ移ったという部分もかなりあるように見受けられます。あと、新たな権限を委譲された分につきましては、なかなかその財政的裏づけが難しく、税収財源を確保する上での権限が移譲されても財源が移譲されていなければ、なかなかそれを具現化することが非常に難しい。確かにこれは、いろいろ今回森川議員からこの質問を受けたときに、改めてこの地方分権について、職員とも協議をさせていただきましたし、そうした中でいろいろな部分で、確かに権限が移譲はされているんだけど、じゃ果たしてそれを本当に町の責任のもと、財源のもとでそれがちゃんと国のやってきたものと別のやり方でできるのかなという部分が非常に懐疑的なところがございます。そうした中において、我々ももっともっと勉強することによって、その有効な使用方法があるのではないかというのを模索しているところでございますが、今後ともいろいろと勉強しながら地方分権を、今、それこそ地方分権なしに行政を語ることもないでしょう。なので、その辺については今後とも積極的に取り組んでいきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、時代が変わって、そのような地方分権が進んだ場合でもきちっと対応できるような職員の指導もお願いを申し上げまして、次にPFI制度や指定管理者制度についてであります。

先ほど、この対象になるものが当町ではないと、PFI事業ですね、要は民間でやるプライベート・ファイナンス・イニシアチブというんですか、舌をかむようなあれなんです、

例えば給食センターの建設は、もう方向性が決まっているので、そのPFIの対象にはならないかと思います。しかしながら近隣では鎌ケ谷市とか、香川県宇多津町ではPFIで食材購入も行っているということがあります。要するに給食センターが今後建設されますが、その運営方針について、町長はどのような方式でいくのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 新しい給食センターについては、指定管理者制度、民間委託という方向で、今の段階で考えております。そしてまた今、森川議員がおっしゃられたPFI方式につきましては、これは一般的に私が認識しているところを申し上げますと、多分木更津市が去年ですね、PFI方式で給食センターを統合したものをつくりました。ただ、このときに我々が感じていることにつきましては、建設資金の調達がなかなか難しいですとか、そうしたときに、要するに民間資金を導入して、そういうようなPFI一緒に緒くたでやるというようなことのように私としては認識をしておる中で、とにかく、私ども統合給食センター6億、7億円ぐらいですか、その分については何とか、先ほど来申し上げている合併特例債という有利な町債もございますので、そうした部分で手当てができた部分については、そういう流れの中でPFIをする必要がなかったというようなご認識をいただけるとありがたいのかなと思っておりますし、また今後の給食センター建設完成後、竣工後には、やはり先ほど来お伺いされているように、民間委託、指定管理者というような形にするほうがよろしいんではないかなと考えておりますし、その流れの中で検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、給食センターも現在、やはりこういう事業はいろんなISOを取った業者等々たくさんありますので、きちっと運営できる業者さんもたくさん存在しますので、ぜひ正しい目でお選びいただきたいと思います。

事業仕分けについては、まさに事業仕分けというのは、先ほどおっしゃった構想日本という会社というか、グループが数年前に世に出たもので、当初は県単位、先ほど町長もお答えになっている千葉県では千葉市、館山市、習志野市が採用をしております。また我孫子市でも採用の予定です。つまり、首長が民主党の首長なんですね、みんな。町長みずから住民の視点でおっしゃっていますので、やはり目線を押さえていただいて、その辺も1円でも無駄に使わないというお話でございますので、民間のまたは職員だけの考えだけではなく、ほかの立ち位置を変えるといいでしょうか、そういうことで見方が変わると思うんですね。こ

れが本当に無駄なのか、これが正しいのか、またこれが足らないのかとか、仕分けはただ削るだけという認識ではなくて、やはり先ほどもありましたけれども、足らないものにはきちんと補てんをするというのが仕分けと私は考えておりますので、今後は長年職員の方のヒアリング等で決定しますと危険性もあるということも考えられます。やはり見方を変えるということは大事なことだと思うので、事業仕分けという大げさなことではなくて、いろんな目で見て考えるというような方法をとっていただければありがたいと思います。

それでは続いて、一部事務組合の重複について。

先ほど、伊藤課長から細かく数字を教えてくださいました。まさに不幸にして亡くなりますと、私は横芝地域ですから、1万5,000円であそこにお世話になります。現在いろんな、以前と違いましてほぼ業者の斎場でやって、昔は近所の人にお手伝いいただいて、共同利用施設を借りてやったりとかということですが、最近は業者もたくさん存在しておりまして、大体任せてやるのが通例でございます。そういった中で、私もさまざまなお手伝いも行ったことはありますけれども、横芝地域の方が山桑は八日市場であるということで、帳場等々をやりますと、ああ結構高いんだなということがあって、ほかからもそういう話があって、今回はお尋ねしているわけではありますが、もともと以前も申しましたように、補助費が高いというのは当然、財政課長ご答弁いただきましたように、そこに一部事務組合の決算をしますと、そこに集まるわけですね。それと合併の早くに町長は、光地区を40円のごみ袋にさせていただいて大変評判がよく、町民からも決断力の早い町長というすばらしい評価をいただいたのを私は記憶しております。ただし、不幸にしてこのようなことがあったときに、余りにも5倍、倍数で言えば5倍かかるわけです。通夜の斎場使用料については7万と14万円で倍ですが、やはり同一行政を合併したというそのリスクを、やっぱりその辺で町民の方に感じていただきたいということには、大変ではあるかと思いますが、ぜひともご努力願いたいと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃるとおりであると考えております。特に斎場使用料につきましては、極めて親族またお友達も、そうした中で何で高いお金を払わなきゃならないんだというような部分あります。それについては、ひとつ1回検討をちょっとさせてください。そうした中で何かできる方法があるかないか、その辺から進めていかなければならないのかなと思っております。今まで抜本的にしなければならぬという観念から、なかなか抜本的な改革がうまくいっていないという現状があるわけでありましてけれども、今後できる方法の

検索からしてみたいなと考えておりますので。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） ありがとうございます。

ぜひとも実現に向けて、一番大変な部分かと思いますが、町民が期待している部分でございますので、佐藤町長の実行力に期待をしております。ぜひともよろしくお願いいたします。

続いて、商工業対策についてであります。

課長から、現在利子補給制度、私もちょっと書き方が、こののみというのがいけなかったのかなということもありますが、割合からすると、商工業に対する助成の額として、二千数百万の利子補給をいただいて、大変ありがたいというふうに思っております。

また、プレミアム商品券について、町長は否定的であります。現状ですね、この近隣で、私も調べさせていただくと、芝山町を除いてすべての自治体がやっております。それで特に香取市、緊急経済対策の補助金を使っておるということがありまして、商工会員も本当にどんどん減ってしまっている現状もあります。補助会員等もそうなんですが、その大型店と地元の商店をきちんとすみ分けてという方法でやっているのが1つありますので、ご紹介したいと思います。それは香取市、ほかにもございますが、でやっております。ここは何と15%のプレミアムですね。要は、1万円の券で1万1,500円、プレミアムというとおまけと考えてもいいかと思いますが、つけられております。2億円分の発行、プレミアム分が3,000万円。市の補助金が3,500万円。プラス500万円は事務経費で当然かかるわけですから、3,500万円を補助している。多古町では一番額が低いんですが、10%のプレミアム、5,000万円分を発行して、町の補助金が600万。プレミアム500、事務費100。実は大変評判がよくて、先ほど、ある自治体でちょっと問題あったのを私はもう重々わかっておりますが、それもちょっとひどい話で、皆さんにも余り教えたくないような話なんですが、ただ東金市ではもう第2弾を12月から始めているんですね。流山市ももう2回目なんです。なぜかという、当然事業者からも非常に評判がいい、そのぐらいの評判がいいんです。それは市は厳しい財政の中で大変ですが、ただやはり視点を変えていただいて、本当に住民が喜ぶ、商店経営者を含めてということで、ぐぐっと目線を下げたそういう補助もいかなものかなというのあって、町長には再度お尋ねしたいと思いますが、検討はしないということではありますが、また考えは変えていただければと思ひまして、お尋ねします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 検討していないわけではございません。ただ、検討した結果、やらないと。と申し上げますのは、現実問題、もしそれを施策として実行するということになれば、少なくとも1,000万円単位の予算をこれを単純に一般会計予算から出していかなければならない。その部分で、果たして本当に効果があるのだろうか。その辺の部分非常に疑問視をされているわけでございます。そうした中で、私どももある部分、もと中小企業の経営者もやっていたこともありますし、また関連の部分もございまして、やればやったなりに恩恵はあるのかなという気はします。ただ、果たしてプレミアム商品券の本来の役割と申しましょうか、やはり地域住民が割安感を持って買い物ができ、また地域の商店、またそのお店を使って、総合的な活性化が図れるというのが本来の目的であるとすれば、やはり多古町でやっている500万のプレミアムで、果たしてどれだけの効果があるのか。その辺の部分も重々、まだまだ検証していかなければならないであろうと思いますし、そう考えますと極めて難しい施策のようにいつも結論が出てしまっている。そういう状況の中で、今後ともこれについては検討はさせていただきますが、なかなか今の私の考えの中では、これは私個人だけでなく、行政の中で話をしているわけでありますけれども、ただいかんせん議員おっしゃるとおり、芝山以外はほとんどやっている。実際、千葉県内59市町村ある中で、確か20……

〔「8」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） 28の自治体で既にもう行っているというような既成事実は確かでございます。その辺もかんがみながら、さらに検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） ぜひとも、現実には、町長もおっしゃるそういう効果というか、私は何をその効果があるかないかという、数字的な根拠なのかちょっと私は理解できませんけれども、費用対効果と言ってしまうばそうかもしれませんけれども、やはりやっている近隣町村が、芝山は比較的小さいと言ったら失礼ですけれども、やっている事実があるということは、私はそれなりの効果があるんですね。それは町民にとっても住民にとっても、業者にとっても、それはあると私は認識しております。ぜひともまたお考えをいただくということで、ぜひぜひお願いしたいと思います。

それでは、合併後3年過ぎて、現在の問題と今後の課題ということでございますけれども、戻るかもしれませんけれども、事業仕分け等々の中で、私個人的にちょっと疑問を持っているというか、例えば国のITの戦略でいろいろ、町でもその設備等々つけてきました。その

中で、利用はどんなのかなというのが1つあるんですね。というのは、町の競技場とか、スポーツ施設の予約を社会文化課でネットでやっているのをご存じですね。その利用状況と住民からの声がどのようなことがあるのかちょっと課長にお尋ねしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（野村和好君） 社会文化課長。

○社会文化課長（伊橋秀和君） ただいまのは公共予約システムの関係だと思いますが、今、私のところであるものの中で、平成20年度の関係でありますけれども、要するにこのシステムにアクセスをした町内の方、これに対しては実は7,000件ほどあります。それからそれをさらに電話等に絡んで、窓口対応等にしますと、これについては今年度であります、大体平均で1日10件近くの問い合わせあるいは窓口の申し込みがあります。これらについてはすべて職員がもう一度このシステムに入りますので、20年ベースでいきますと、職員が絡んだシステムを入れたものが年間で2万件ほど入れます。ですからシステム的にはかなり両方入れますと大体3万件くらいありますので、かなり利用があるかなと思いますけれども、ただ今のところ、町内も町外も同じ方法でやっておりますので、インターネット等で使われますと、町外の方が12時を回って1秒の間に300回以内といったら相当入るということになってしまいますので、これらについてはまた町民の大変大事な施設でございますので、今後いろいろと検討していきたいというふうに思っています。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） ありがとうございます。

私も、ややそういうことを想像しておりまして、利用者から声を聞きますと、何もインターネットでまさにオークション的に、課長おっしゃったように、例えば何人か、その団体の何人かが用意スタートでやればとれるというようなこともあるかなと思いますけれども、先ほどおっしゃったようにやはり町民のための施設でありますので、社会文化課に電話をして、どここのだれだれ、横芝光町だれだれですよということで、優先度もあろうかと思います。大会の大きさとか、いろんなこともあるかなと思います。話し合いの中でやっていただければいいと思います。ちなみにその予算はシステムに毎年126万と認識をしております。

では最後に、町長にお尋ねしたいんですが、以前私の質問でも、来年4月には再出馬するということでありました。いずれにしても、4月からのご自分の方向性なり、お持ちであろうかと思います。ぜひお聞かせ願いたいと思います。また仮に再合併等々あるのか、その辺も町長のお考えをお聞きして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、今、森川議員さんに言っていただきましたとおり、来春4月には再度挑戦をさせていただきたいと存じております。その際には、とにかく今回、この4年間の間で非常に私も勉強させてもらった中で、やはり高齢者福祉、これが一番最重要ではないかなと考えております。そうした中で、あとはまたさらなる子育て支援の充実、その辺が大きなキーワードになるのではないかなと考えておりますし、今後もそれを中心とした、当然のことながら産業の振興、この辺の部分を3本立てでこれからも進めていきたいと考えております。

また、将来についての再合併、2次合併の問題につきましては、何はともあれ、合併して今3年7カ月をたった横芝光町のさらなる融和を図ることがまず第一であろうと考えておりまして、その辺の部分で本当にもうこれが盤石だというふうに考えたときにまた考えを示していきたいなというふうに考えておりますので、その辺の部分のお答えでご容赦願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午後3時30分とします。

（午後 3時14分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

山 崎 貞 一 君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

〔10番議員 山崎貞一君登壇〕

○10番（山崎貞一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

平成21年9月16日、国会において民主党政権のもと、鳩山内閣が誕生いたしました。鳩山由紀夫首相は、重要な政策の試金石である地域主権国家を標榜し、そして地域の方が潤うような資源配分構想を表明しております。このことから、地方自治体にとっては大いに期待さ

れるところであります。

それでは初めに、自立と協働のまちづくりについて質問をいたします。

近年、情報化の進展や社会情勢の変化により、地域でのつき合いが減り、住民がお互いに助け合う相互扶助の意識が希薄化している今日、地域で抱えるさまざまな問題は、地域の方々が協力して解決していくための取り組みが求められております。また住民ニーズがますます複雑化、多様化する中で、地域の課題に際し、行政が一元的になっていくのでは限界があり、よりよいまちづくりを進めるためには、住民一人一人が持てる力を合わせ、住民協働を推進し、地域の課題を解決していくことが大切であると言われております。

このような中で、協働のまちづくりの基本的な考え方は、まちづくりの主役は住民であること、行政は常に住民の立場や視点で考え、住民はみずからの役割と責任を自覚し、広い知識や豊かな経験を行政運営に生かして、みずからの町をみずからの手でつくり上げていくという主体的な認識のもとにまちづくりに積極的に参加することが大切です。また行政は、情報の公開と提供を積極的に進め、透明性を高めるとともに、住民が行政に参加できる仕組みを充実させることが大変重要な役割になってきます。

そこで、協働のまちづくりは、自主的な住民活動や住民団体の活動に対して、行政が教育していくこと。反対に、行政の事業に住民や住民団体が協力すること。また、住民同士あるいは住民団体同士が協力していく活動もあり、それぞれが公正性、公平性及び透明性を確保し、必要以上に干渉することなく、互いに協働に必要な情報を提供しながら、行政と住民が互いに協力し合い、思いやりを持って一つの目標に向かっていくこと、それが協働により住みよいまちづくりの実現につながってくると思います。

そこで、次の3点について伺います。

1点目は、行政と住民の協働による行財政改革についてです。

住民が主役と自覚するための行政システムの方策として、行政サービスを受けるだけに満足するのではなく、自主自立を目指した行政と住民が協働、連携した住民主体の新たな仕組みのシステムを構築し、そして湯水のごとく財源のない中で、この事業が本当に必要か否か、公募により選任された町民による行財政のあり方を協議する機関を設立すること。また事業化するための優先順位を決める行政と住民とのチェック機関の構築などが大変重要になってくると思います。

そこで、この方策を伺います。

2点目の地域自治づくりの構築については、地域のことは地域住民みずからが決定し、そ

して責任を持って住民自治を促進し、地域と行政の対等な関係、パートナーシップによるまちづくりの推進が課題であります。このためには、情報公開による情報の共有によって、1人でも多くの町民が行政運営に積極的に参加していただくための手法を考えた住民参加型行政の推進による地域密着型住民自治の構築が大変重要であると思います。

そこで、この方策を伺います。

3点目として、コミュニティー・ビジネスによる協働のまちづくりの推進についてです。

コミュニティー・ビジネスの定義につきましては、統一されたものはないようですが、町民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益をコミュニティーに還元することによってコミュニティーを再生、活性化するビジネスと言われております。これらは日常的な無償ボランティアということではなく、適正な対価を得て行うといった行政と住民連携によるコミュニティー・ビジネスを考えた協働の地域づくりが大切になってくると思います。

そこで、コミュニティー・ビジネスの例を挙げますと、ひとり暮らしのお年寄りにお弁当をつくって配達するといった福祉介護、足腰の弱い人のために買い物などの送迎を手伝う障害者、高齢者生活支援、働く女性のための地域託児・育児といった子育て支援、家庭で発生する廃油を再生して製造・販売する。地域で発生した廃品や使わないものをリサイクルする店を開く、環境保全リサイクル、清掃修繕などのさまざまな家事サービスを提供する家事支援、都市と農業の交流事業を行う観光交流事業、商店街の空き店舗を利用したチャレンジショップを運営する。商店街の活性化など地域の実情に沿ったさまざまな多面的な事業展開が考えられます。

このようなコミュニティー・ビジネスによる協働のまちづくりを推進している先進地もあります。このようなことをご所見を伺いたいと思います。

次に、避けて通れない小規模小学校再編問題について質問をいたします。

平成19年12月議会定例会で、少子化時代に沿った小学校区の再編の方策についての一般質問をさせていただきましたが、そのときのご答弁は、この問題は避けて通れないという内容のものでした。その後、まちづくり地区座談会等で町民の皆様から多く取り上げられております。しかし、まだ執行部としてこの問題をどのような取り組みをし、その方向性を見出していくのかについての方策は示されていないように思います。

そこで、この問題についての5点ほどを伺います。

1点目として、平成21年度4月1日現在のゼロから6歳児までの学校区別年齢別人口の実

態についてですが、各学校の平成20年、21年度のゼロ歳から5歳までの学校区別年齢別人口の実態はどのようになっているのでしょうか、伺います。

2点目として、各小学校学区別児童数の流動化については、平成19年度から平成21年度までの地域外就学の状況を伺います。

3点目は、複式学級の対策について。

現状と今後の対策をどのように検討されているのか伺います。

4点目、保護者や地域の皆さんとの協議の計画について。

少子化時代に沿った小学校区の再編の方策についての一般質問を今日まで約2年間教育委員会としてどのような取り組みをされてきたのか、また今後の計画について伺います。

5点目は、国の政策との整合性についてですが、教育長は、昨年のもちづくり座談会において、国は2013年度までに小・中学校の統廃合を考えた政策を推進するようですとのお話がありました。その後、このことについて変化があったのか、また教育長としてどのような見識を持っておられるのか伺います。

〔10番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 山崎貞一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、避けては通れない小規模小学校の再編問題についてのご質問については、教育長及び教育課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、自立と協働のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

まずは、本題に入る前に、協働については、地方自治の分野では必要不可欠なものであることは共通認識として考えておりますが、協働の概念につきましては、考え方の違いがあるといけませんので、先に協働の概念についてお話をさせていただきます。

私どもは協働については、広い意味での概念としてとらえており、過去のご質問にもお答えをさせていただいたように、行政だけではできないもの、住民だけではできないもの、または、お互いの力を合わせたほうがより効果的・効率的であるものを実現するために、お互いの力を補う補完性の原則の中で、意識しないままにこれまでのまちづくりに生かされており、協働は既に始まっていたものととらえておるところであります。一部の学説では、ボランティアは責任が明確でない活動であるので協働には当てはまらないと言われておる部分も

ございますが、私は住民活動の一環としては立派な協働作業であるものと考えておるところでございます。

また、協働というものは、目標ではなく、同じ目的・目標を持つ複数の組織が手を携え、協力し合い、パートナーとしてまちづくりを進めていくという手法や方法であると認識しております。

さらに、協働の主体は住民の皆さんであり、これは地域住民に限らず、NPO法人を初め、企業体も地域住民として、そして我々行政機関も地域の一員として互いに連携し合い、まちづくりを進めていくべきものと考えています。

このようなことから、協働を目標として掲げるのではなく、さまざまな施策を展開する中で、行政と住民が連携しながらまちづくりを進めることが協働のまちづくりにつながるものと思っておるところでございます。

そこで、1点目の行政と住民の協働による行財政改革についてであります。町内の各種検討機関や委員会などの委員の選任に当たっては、職充てが主流であり、特定の方に役職が集中してしまう傾向がありましたが、総合計画策定に当たっては、公募の委員を充てるなどの実績もございまして、今後とも公募形式を含め、広く住民の方に委員としてまちづくりの企画・立案・運営に参画いただく機会を設けたいと考えておるところでございます。

2点目の地域自治づくりの構築についてでございますが、各集落の行政総務員を中心に、自治会活動に熱心に取り組まれていただいております。さまざまな要望を町に提出いただいております。そのようなご要望に対して、すぐに取り組みたい考えはあるのですが、予算面や人員面での限界がありますので、協働の概念に当たる役割分担、責任分担をした上で、連携を今後は進めてまいりたいと考えておるところでございます。

3点目のコミュニティー・ビジネスによる協働のまちづくりの推進についてであります。地域の課題や問題をビジネスの視点でとらえ、解決をしていこうとする考えが浸透していただければ幸いと考えております。

幸いにして、山崎議員の働きかけにより、最近、町内の遊休農地の有効活用を目的としたNPO法人が立ち上がりました。これは町にとって非常に喜ばしいことであり、また、今後の活動に大いなる期待を寄せるところでございます。

その他にも、農地・農業に視点を置いて活動するNPO法人があり、今後はさらにコミュニティー・ビジネスがふえ、これらの団体と協働の立場において手を携えてまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 教育長。

〔教育長 海保教之君登壇〕

○教育長（海保教之君） 皆さん、ご苦労さまです。

山崎議員の大綱２点目の避けては通れない小規模小学校の再編問題についてのご質問のうち、４点目の保護者や地域の皆さんとの協議についてと、５点目の国の施策との整合性についてお答えをいたします。なお、１項目めから３項目めにつきましては、教育課長のほうから答弁とさせていただきます。

まず保護者や地域の皆さんとの協議についてですが、前回、山崎議員さんからのご質問の後、当面複式学級に該当する日吉小学校において、保護者の皆さんに現状についての説明をする中で、不安解消に努めてまいりました。また、地区座談会で地域や保護者の皆さんのご意見をお聞きしておりますが、さらに意見を聞く場や協議会等の設置が必要と考えており、タイムスケジュールを踏まえた上で、現在教育委員会で検討中であります。

次に、国の施策と整合性についてですが、当初平成19年12月段階においては、財務省や文部科学省では、公立学校施設の財産処分的大幅な弾力化やスクールバスへの補助金等、学校の統廃合へ向けた条件整備を進めてまいりましたが、今回の政権交代によりさまざまな事業の見直しがなされ、今後の国の施策が全く予想がつかない状況になりました。今後、さまざまな状況を把握しつつ、地域の実情等さまざまな視点から、慎重に小規模学校の問題については検討を重ねていきたいと考えております。

以上で山崎議員からの質問の答弁とさせていただきます。

〔教育長 海保教之君降壇〕

○議長（野村和好君） 教育課長。

〔教育課長 林 英次君登壇〕

○教育課長（林 英次君） 引き続き、私のほうから避けて通れない小規模小学校の再編問題についてのご質問のうち、１点目から３点目についてお答えをさせていただきます。

まず、平成20年度のゼロ歳から５歳児までの学校区別年齢別人口の実態についてのご質問でございますが、10名を切る小学校区を挙げさせていただきますと、大総小学校区で４歳児が７名、日吉小学校区で２歳児が７名、３歳児が９名、５歳児が同じく９名、南条小学校区で１歳児が９名、５歳児が９名でございます。

次に、21年4月現在でございますけれども、大総小学校区のゼロ歳児が9名、5歳児が7名でございます。南条小学校区は、ゼロ歳児が7名、1歳児と2歳児がそれぞれ9名ずつ、3歳児は8名になります。日吉小学校区では、ゼロ歳児が8名、3歳児が8名、4歳児が9名になります。全体的には、多少の増減はあるものの、同じような状況で推移をしているところでございます。

続いて、各小学校区別児童数の流動化の現状についてでございますけれども、何らかの事情で、本来就学すべき小学校以外に就学している児童は、平成20年度は56名、また平成21年度は11月現在で49名になります。21年度の49名の現状を具体的に述べさせていただきますと、大総小学校区から横芝小学校区へ就学している児童は2名、上堺小学校区からは、横芝小学校に1名、東陽小学校に2名が就学をしております。横芝小学校区からは、東陽小学校区へ14名、白浜小学校へ1名が就学をしております。また南条小学校区からは、東陽小学校へ9名、日吉小学校へ1名が就学をしております。反対に東陽小学校区からは、南条小学校へ3名、白浜小学校へ5名、上堺小学校へ2名、横芝小学校、日吉小学校へ各1名が就学をしております。白浜小学校区からは、東陽小学校へ6名、日吉小学校へ1名が就学をしております。それぞれが対人関係をうまく築けない児童の交友関係を考慮した就学、あるいは保護者の仕事の関係で、児童が留守番のいる実家に帰宅するなどの理由で、区域外就学を許可いたしております。いずれにいたしましても、保護者の意向を踏まえながら、該当する児童にとって最善の形になるよう、弾力的に対応をしているところでございます。

最後に、複式学級への対応についてお答えをさせていただきます。

現在、日吉小学校で二、三年生が複式学級の対象となっておりますが、県費負担の増置教員と町の採用講師の配置で、通常の学年開設となっております。そのほかには平成23年度に大総小学校の二、三年生が、また平成28年度には南条小学校の二、三年生が複式学級の対象になるおそれがございます。ただ、先ほどの区域外就学とあわせますと、複式学級へのおそれはさらに流動的になります。いずれにいたしましても、今後、学区再編成も踏まえまして、複式学級解消へ向け、さまざまな対応に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） それでは、自席からの質問とさせていただきます。

最初に、自立と協働のまちづくりについてですが、行政と住民の協働による行財政改革に

についての町民の視点による行政事業の費用対効果を検証する行政評価制度ですが、サービスの受け手である住民がどのように満足をするか検証する行政システムについて伺います。

まず最初に、平成20年だと思いますが、集中改革プラン、お示しされました。その中で、町民の視点に立って費用対効果も精査しながら、その有効性や効率性を評価し、その評価結果を予算編成や企画立案等に生かすことによって、効果的で効率的な行財政運営を目指す。行政評価の検討に当たっては、庁内検討のほか、コンサルタントのノウハウを活用した検討が必要であるとなっております。このことは、ある意味では行政側とその専門家がかかわればいいというもののよう理解をされます。これは余りにもちょっと画一的なものではないかと。ここで大切なのは住民が行政に、先ほど申し上げました自主的・主体的に参画することであり、そのためには町民の視点による行政事業の費用対効果を評価・検証するための仕組みづくりが重要ではないかと、そのように思うんです。ですから先ほど町長のご答弁にありましたように、公募型による委員会組織も立ち上げたという話がございました。しかしながらその委員会というのが何であるかは私はわかりません。その委員会の名前をまずお聞きしたい。

それから、行政評価システムのあり方について、ぜひもっと幅広くとらえていただきまして、これからも積極的に公募型による委員会組織、審議会組織というものを法にかかわらない範囲内で立ち上げていただきたいと、そのように考えております。この点についてまずお伺いします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、民間の公募してやらせてもらった委員会でございますけれども、横芝光町総合計画策定委員会でございます。そうした中で、いろいろと活発なご議論をいただいたわけでございます。そうした中において、やはり協働のまちづくり、自立、極めて大きなインパクトのあるコンセプトであるわけでございますけれども、そうした中でやはり今壇上でお答えをさせてもらったように、協働のまちづくりというものは既にもう始まっているんだと、それをどうやって増進、拡大をさせていけばいいのかという問題が今大きな問題になっているのではないかというふうに解釈をしております。そうした中で、いろいろとプランを考えなければならない。例えば今、政務報告の中で申し上げました子育て支援、次世代育成支援計画の策定ですとか、やはりある程度の部分は業者を頼んで、ひとつリーダーシップをとっていただかなければなりませんし、現実問題、総合計画をつくるときにも、コンサルタントには一応ご同席をしてもらった中でつくっていくというように考えて、よりよい

ものにするために、やはりその辺の部分も必要なのかなというふうに考えております。そうした中で、行政と住民との協働のまちづくりの中で一番肝要な部分と申し上げますのは、お互い住民にしても、行政にしても、意識改革がやはりこれから必要なんではないかな。それこそ、意識改革なしにして地方分権が進むものではないというふうに私は考えておりますし、その辺の部分を今後住民の皆さんと、また私も含め職員がその部分を重々認識することが大事なのではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高蝶文徳君） 山崎議員ご質問の行政評価システムのあり方ということでございますが、これにつきましては現在、企画財政課の中で検討を進めております。その検討の中では、まず自己検証、内部評価を行おうと。その内部評価を始めてから内部評価の公表、そういうものに続きまして、外部評価と段階を踏んでいくのがまず筋道ではないかというようなことで、現在、その内部評価をすることについて検討をしているという状況でございます。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） 今、財政課長からご答弁いただきましたが、内部評価の後という、当然そうだと思いますが、これを並行的な措置というようなことはできないのでしょうか。といいますのは、専門的な方の評価が先になりますと、後から外部というのはなかなか意見を申しづらいというのがあるんですね。ですから協働の町ということであれば、先ほど申し上げましたように情報効果が前提であって、それで協議するというのがこれがもう最もまちづくりに対しては必要ではないかと、そのように思うんですが、どうでしょうか。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高蝶文徳君） 先ほども申し上げましたように、まずは内部評価と。山崎議員最初におっしゃられました中に、行政評価を進めるんだという予定が21年度か22年度あたりで予定として入っていたと思うんですが、その点につきましてはまず内部評価から始めましょうというように考えていますので、ただいまのようなお答えになったという次第でございます。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そうした中で、今、企画財政課長が答弁の中で、余りにも当たり前なことなので漏れたのかもしれませんが、やはりここに横芝光町議会の皆さんがあられ

る。その辺の部分でやはり住民の公開の一つでも大きな部分でもございますし、私ども常に議会にはすべて何ら隠し事のなく、情報の公開には常日ごろ努めている、まだ足りない部分もあるかも存じませんが、なるべくそれについては公表しながら進めていく部分についてもその一環であると私どもは認識をしております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） 町長のご答弁には私も、常日ごろから大分努力していただいているなということを承知しております。

その次に、また同じような関連なんですけど、やっぱり集中改革プランの中で、この補助金の制度をどうするかという項目がありまして、これはちょっと読ませていただきますが、平成20年度補助団体のヒアリング見直し案策定という。それで、平成21年度から平成22年度交付金の見直し、補助金の効果性・平等性・必要性・公益性などについて検証するということになっております。ですからこの部分についても、内部だけのそういうものじゃなくて、実際に町民が住民サービスをどういうふうに受けて、またその部分については要らないもの、要るものというもっとさらに発展的な考えがあると思いますので、その辺のところを十分検証するという、そういうこれからの仕組みが必要であろうと、そのように思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高蝶文徳君） 補助金の見直しということでございますが、20年度から21年度までの間に見直しを図りました補助金は6事業、金額にいたしまして463万6,000円。平成19年度から21年度までの間に廃止いたしました補助金は4事業で、94万2,000円。平成22年度に見直し、または廃止を予定しております補助金は4事業で、134万5,000円。あと花火大会の補助金については現在、休止状態ということでございますが、これが450万円あると。それから先ほど来からちょっと出てきましたけれども、中小企業の振興融資資金につきましては、平成20年度に要綱の見直しを行いまして、多少縮小をしていると、補助事業についてですね。そういうような状況になっております。平成22年度の予算編成に当たりましては、団体の運営補助金につきまして、19、20年度の補助金の現況調査を内部で作成いたしまして、補助対象経費を明確化した上で、繰越金等の状況をまず見させていただいております。今後繰越金等が多額に及んでいるような補助団体につきましては、その補助のお休みないし見直しをまずそういうところから図っていこうかなということで、今後はそういうものを見まし

て22年度以降の予算に反映させていきたいというように考えておるところであります。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） さまざまなそういうことで検討されていることはわかりました。その中でも課長ご答弁いただきましたけれども、私の個人的だというか、そういう一般的な話ですけれども、この内容の吟味というのは、執行部側というのはやはり先ほど申し上げましたそういうことじゃなくて、本当にもう自立した団体とか、慣習とか、慣例による組織、団体、それとか組織の目的で果たせない団体、そういうものも実態検証が必ず必要だと。それで、そこに基づいて町民目線でどういうふうにするか、これが一番大事なんです。ですから絶えず内部的なそういうもので評価するんじゃなくて、そこに外部からのそういうものが要だということについて、これから十分協議していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、こういういろいろありますけれども、先に飛びまして、地域自治づくりの構想について、ちょっと3点ほど伺いたいと思います。

まず、地域主権の住民自治組織の確立として、小学校区単位の昔から生まれ育ち、住みなれて、何もかも知り尽くした地域の特性を生かした地域づくりがまず基本だということです。地区の問題は地区で、地域の問題は地域で。地区と地域のネットワーク化により解決できない問題は行政と協議すると。そういうネットワークにより解決していかなければならないというふうに思うんですけれども、こういうことが、もう我が国の自治体には先進事例がいっぱいあります。その中で、ここで1つだけその先進事例を申し上げたいと思います。それは兵庫県の朝来市で、平成19年11月、4つの町により合併して誕生した人口3万3,000人の市です。朝来市は、自考、みずから考えること、また自行、みずから行動すること、共助、ともに助け合うこと、共創、ともにつくること、このまちづくりを理念とした地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進し、安全・安心で暮らしやすい地域を形成していくため、地域自治協議会単位に地域自治包括交付金を交付しております。交付金予算総額を決め、均等割2割、世帯割7割、面積割1割というぐあいで地域配分をして、地域自治協議会はこれに対して地域まちづくり計画を策定し、それに基づいて事業を行うもので、こういう手法がこういう3万3,000人の市では既に行われているということです。これも調査・研究をして、こういうものがあるということを踏まえて、これから協働のまちづくりにさらに進化をしていただくようお願いをいたします。

それから、地域主体の行政システムの自助、共助についてですけれども、先ほど役割を明確化するという協働のまちづくりのことを申し上げましたけれども、実は私がいろいろ調べて、協働のまちづくりの例を挙げますと、こういうことなんですね。福祉については、高齢者の買い物などを引き受けると。病院や買い物の送迎バスを行う。環境については、刈り取った草を利用した堆肥化。道路の交通に支障を来す枝木など、簡単な障害物の除去。教育については、将来を担う子供たちを地域で育てる環境づくり。地域の子供たちと大人のコミュニティづくり。子供たちとともに行う共同作業。防災については、既に中台地区で編成されております自主防災組織がありますが、このような地域主体の行政システムが考えられます。そして今日までの行政主導型、行政依存型からの脱却を目指し、これから少しずつ地域住民主体のまちづくりシステムに変えていく必要を感じます。ここに住民のまちづくりの原点があると思います。しかしながらこのことについて、皆さん聞いていただいておりますが、理想と現実との乖離の問題が必ずあるわけです。しかしながら、現時点での協働のまちづくりへの評価と、将来的にはどのような構想を考えるかというのが非常に求められるわけですけれども、この点について、協働のまちづくりの評価と将来的にどのように構想を持たれるか、この辺のところ。要するに乖離の問題があるけれども、しかし協働を発展的に展開するにはどのようにこれから取り組んでいったらいいのかという問題についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変難しい質問で、しかしながら今質問の中に、山崎議員、理想と現実、この一つの言葉が出てございました。これが本当にこのすべてを物語るものなのかなという部分もございまして、現実問題、先ほどご指摘いただきました兵庫県朝来市ですが、その4つの地区におのおのと交付金として渡していると、そういうような考え。非常にすばらしい問題なのかなというふうに一見思いますが、しかしながら現実問題、この当初横芝光町で小学校単位で7つの地域がございまして。その中で、広さと人口割、この辺の部分が非常にバランスがとれていない状況の中でやはり広くて、例えばですよ、広くて比較的人口の少ない大総地区に対して、交付金の広いだけにその部分のお金もかかるはずであろうし、その部分にお金が行かないですとか、その辺の単純にこの地域性、また人口の集中の集まった状況、その辺も勘案しながら、非常に難しい部分の基軸をつくっていかねばならないのかなと思っております。そうした中で、それも一つちょっと参考にぜひさせてもらって、どういう状況にあるのか、またいろいろな自治体の中で参考事例も多々ございますでしょう

から、その辺の部分についても、いろいろと研究を重ねていきたいと考えております。

また、行政依存を脱皮する、まさしくこれをしていただければ、行政としては非常にありがたい部分なわけでございます。しかしながら先ほど私もちょっと申し上げましたとおり、その中に協働のまちづくりの中では、そのサービスを提供する側、また受ける側、お互いに意識の変革も必要なのではないのかなと。やはり今まで提供するほうは一方的に意識を出してしまっている傾向が今までであったのではないかなというふうにも思えますし、逆に受ける側も、来て当たり前だというような、そういう意識がやはりちょっと蓄積され過ぎちゃっている部分もあるのではないかなと危惧している中で、やはりその辺の部分重重に認識した上で、町民、住民の皆さんに対して、その意識とやはり厳しい財政状況についても、皆さんお考えをいただいた中で、今後協働のまちづくりについても、またそうした中で、先ほど来 N P O 団体の存在がクローズアップされておるのではないかなと推測しておるところでございますので、今後、その辺の育成にも幾ばくかのこれから力添えをしていければいいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） ちょっと今ご答弁いただきましたけれども、ただちょっとその地域配分とか、人口とか面積という、そういう話もあります。しかしながらその地域が、例えば小学校単位の一つの地域ですけれども、例えばの話ですよ、これが独自の地域のまちづくりの計画をつくるんですよ。それで行政に提出して、それに対してどうかという話ですので、その辺の誤解のないように、ひとつ。自立ですから、よろしくお願いします。

○議長（野村和好君） いいですか。

以上で山崎貞一議員の一般質問を終わります。

休会の件

○議長（野村和好君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

明日、12月4日及び12月7日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、12月4日及び12月7日は休会と決定しました。

散会の宣告

○議長（野村和好君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時18分）

平成 2 1 年 第 1 2 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 1 年 1 2 月 8 日 (火 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

日程第 1 議案第 7 号 ないし議案第 9 号について (町 長 提 案 理 由 説 明)

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 1 号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第 4 議案第 2 号 平成 2 1 年度横芝光町一般会計補正予算 (第 6 号) について

日程第 5 議案第 3 号 平成 2 1 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) に
ついて

日程第 6 議案第 4 号 平成 2 1 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算 (第 3
号) について

日程第 7 議案第 5 号 平成 2 1 年度横芝光町病院事業会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 8 議案第 6 号 横芝光町指定金融機関の指定について

日程第 9 議案第 7 号 財産の取得について

日程第 1 0 議案第 8 号 財産の取得について

日程第 1 1 議案第 9 号 財産の取得について

日程第 1 2 請願・陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 1 2 まで同じ

追加日程 発議第 1 号 子どもの医療費無料制度の早期実現を求める意見書について

出席議員 (1 8 名)

1 番	杉	森	幹	男	君	2 番	森	川	忠	君	
3 番	實	川		隆	君	4 番	川	島	仁	君	
5 番	齊	藤		隆	君	6 番	若	梅	喜	作	君

7 番	川 島 富 士 子 君	8 番	鈴 木 克 征 君
9 番	野 村 和 好 君	1 0 番	山 崎 貞 一 君
1 1 番	伊 藤 囃 樹 君	1 2 番	嘉 瀬 清 之 君
1 3 番	川 島 透 君	1 4 番	鈴 木 唯 夫 君
1 5 番	八 角 健 一 君	1 6 番	川 島 勝 美 君
1 7 番	越 川 輝 男 君	1 8 番	越 川 洋 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	総 務 課 長	小 堀 正 博 君
環境防災課長	伊 藤 定 幸 君	税 務 課 長	高 埜 広 和 君
住 民 課 長	海 保 清一郎 君	産業振興課長	林 新 一 君
都市建設課長	瀬 理 和 夫 君	福 祉 課 長	山 本 照 男 君
健康管理課長	並 木 俊 郎 君	食肉センター長	土 屋 文 雄 君
東 陽 病 院 院 長	田 鍋 悦 央 君	会 計 管 理 者	清 宮 貴美子 君
企 画 財 政 課 幹 事	高 蝶 政 道 君	教 育 長	海 保 教 之 君
教 育 課 長	林 英 次 君	社会文化課長	伊 橋 秀 和 君
監 査 委 員	大 木 國 臣 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	實 川 裕 宣	書 記	伊 藤 多美恵
-----	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（野村和好君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

諸般の報告

○議長（野村和好君） 日程に入るに先立ち、報告します。

本日、総務常任委員会委員長から請願第 1 号について、民生文教常任委員会委員長から陳情第 1 号、陳情第 2 号及び陳情第 3 号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、報告します。

次に、本日、町長から追加議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、説明員の変更について、本日、企画財政課長欠席のため、かわって企画財政課主幹が出席しますので、報告をいたします。

議案第 7 号ないし議案第 9 号の上程、説明

○議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第 1、議案第 7 号ないし議案第 9 号を一括議題とし、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速ではございますが、今議会に追加提案をさせていただきました議案の提案理由についてご説明させていただきます。

議案第 7 号の財産の取得についてであります。本案は、横芝光町立小中学校理科教育設備備品物品売買契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第 8 号の財産の取得についてであります。本案は、横芝光町立小中学校 ICT 環境整備（コンピューター機器）物品売買契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであり

ます。

議案第 9 号の財産の取得についてであります。本案は、横芝光町立小中学校 I C T 環境整備（地上デジタル放送受診機器）物品売買契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

以上、このたび追加提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

企画財政課主幹。

〔企画財政課主幹 高蝶政道君登壇〕

○企画財政課主幹（高蝶政道君） それでは、続きまして追加議案として提出させていただきました議案第 7 号から第 9 号までについてご説明を申し上げます。

資料につきましては、緑色の表紙のついた追加議案のつづりの 1 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 7 号の財産の取得についてであります。本案は、横芝光町立小中学校理科教育設備備品の取得に当たり、横芝光町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する予定価格を超えた契約となるため、地方自治法第96条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札に基づく契約で、予定価格の事前公表を行い、8 社を指名いたしました。このうち 3 社から指定物品をそろえられない等の理由で辞退届けがあり、また、入札時に提出を求めていた備品の構成一覧表の提出がなかった 1 社を失格としたため、最終的に 4 社で入札を実施しております。

取得金額は、税込み964万1,100円で、契約の相手方は、この金額を提示した千葉県東金市東岩崎二丁目26番地 5 号、株式会社三英社、代表取締役三枝英治とするものであります。

なお、今回の入札の税込み予定価格は979万6,500円で、落札率は98.4%となっております。次に、3 ページをごらんください。

議案第 8 号の財産の取得についてであります。本案は、横芝光町立小中学校 I C T 環境

整備（コンピューター機器）の取得に当たり、横芝光町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に規定する予定価格を超えた契約となるため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札に基づく契約で、予定価格の事前公表を行い、７社を指名いたしましたが、このうち４社から指定物品をそろえられない等の理由で辞退届けがあり、最終的に３社で入札を実施しております。

取得金額は、税込み1,435万3,920円で、契約の相手方は、この金額を提示した千葉県千葉市緑区古市場町51番、チバビジネス株式会社、代表取締役阿部吉夫とするものであります。

なお、今回の入札の税込み予定価格は1,644万3,000円で、落札率は87.3%となっております。

次に、５ページをごらんください。

議案第９号の財産の取得についてであります。本案は、横芝光町立小中学校ＩＣＴ環境整備（地上デジタル放送受診機器）の取得に当たり、横芝光町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に規定する予定価格を超えた契約となるため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札に基づく契約で、予定価格の事前公表を行い、７社を指名いたしましたが、このうち５社から指定物品をそろえられない等の理由で辞退届けがあり、最終的に２社で入札を実施しております。

取得金額は、税込み1,743万6,930円で、契約の相手方は、この金額を提示した千葉県千葉市緑区古市場町51番、チバビジネス株式会社、代表取締役阿部吉夫とするものであります。

なお、今回の入札の税込み予定価格は2,316万3,000円で、落札率は75.3%となっております。

以上で議案第７号から第９号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

〔企画財政課主幹 高蝶政道君降壇〕

○議長（野村和好君） 以上で提案理由説明を終わります。

一般質問

○議長（野村和好君） 日程第２、これより一般質問を行います。

越 川 洋 一 君

- 議長（野村和好君） 通告順に発言を許します。

越川洋一議員。

〔 18 番議員 越川洋一君登壇 〕

- 18 番（越川洋一君） 日本共産党の越川洋一でございます。

通告の順に一般質問を行います。

まず、佐藤町長の政治姿勢について、以下の諸点においての見解を尋ねるものであります。

この夏、民主党政権が誕生しました。この政権に対する住民の視点をキャッチフレーズにする町長の政治的スタンスについて聞くものです。

衆議院選挙での国民の審判は、過渡的な情勢と特徴づけることができる日本政治の新しい時期を開くものとなった。国民が総選挙の審判にかけた思いは、自・公政権によってもたらされた耐えがたい暮らしの困難、平和の危機を取り除きたい、政治を変えたいという強い願いである。同時に日本の政治は2つの異常、対米従属、大企業・財界の横暴な支配から抜け出す方向を定めるまでには至っていない。国民は自・公政権ノーマルの審判を下したが、民主党の政策と路線を支持したわけではないし、自・公政治にかわる新しい政治は何かについて答えを出したわけではない。暮らしの苦難、平和の危機をもたらした政治の根源に何があるのか。旧来の政治に変わる新しい政治の中身が何かについて、多くの国民は模索と探求の途上にある。国民が新しい政治を本格的に探求する新しい時期が始まったのである。新政権の政策には、政治を変えたいという国民の願いを反映した前向きの要素も混在している。同時に、新政権の政策路線には2つの異常から抜け出す立場は示されていないし、国民の利益に反した問題点も少なからず顕在してくる。我が党は、国民の不安や批判を代弁して問題点をただし、日本の政治をさらに前に進める建設的野党として奮闘するものである。これは来春1月に行われる我が党の党大会議案の情勢分析の一部ですが、新政権に臨む町長のスタンスをまずお尋ねしたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度について尋ねます。

鳩山新政権は、総選挙では後期高齢者医療制度の廃止を公約しました。ところが、先送りにするという厚生労働省の予算委員会答弁に「選挙に勝つための方便だったのか」という国民の怒りの声が上がっております。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者をこれまで加入させていた医療保険から脱退させ、強制加入させ、住民税非課税の低所得者や無収入の人でも生活保護世帯以外は保険料が課せられるというものです。その保険料は、医療費と人口に

連動して2年ごとに上がります。医者にかかる機会が多く、高齢化が進む限り、どこまでも保険料が上がる。そういう長寿を祝えない非人道的な制度です。高齢者に対して、保険料を上げなければ医療費をふやすな、病院に行くなという医療制度です。保険料の徴収は、月1万5,000円以上の年金がある場合は年金からの天引き、1年以上滞納した場合は保険証取り上げになります。保険証で受診の足をとめる高齢者に対する無慈悲な制度でもあります。

また、後期高齢者は、受ける医療も差別、制限されます。外来では、高血圧や糖尿病など主な病気を1つ決めて担当医を選ぶ後期高齢者診療料、どんな診察や画像診断しても担当医への支払いは月6,000円で、丁寧にすればするほど診療側は赤字になります。入院では90日を超えると医療機関に支払われる入院料は大幅な減額、治療検査なども入院料に含まれ、治療しても、その分の診療報酬は医療機関に支払われず、赤字になる医療機関は患者に退院を求めざるを得なく、そういう中から医療難民が生まれております。

後期高齢者終末期相談支援料は、延命治療の書類を作成すると報酬が支払われます。医師会の抵抗、国民の反発が広がりました。うば捨て山になるという大きな批判の中で法案が成立しました。高齢化時代に高齢者を年齢で差別し、人間的な尊厳を傷つける制度は手直しではなくて即刻やめて、もとの老人保険制度に戻すべきだと思います。

民主党は、昨年6月に4野党で廃止法案を成立させました。ところが、政権につくと態度が後退します。もとの制度に戻すのに2年くらいはかかるなどと待ったをかけているわけです。後期高齢者医療制度、こういう局面において高齢者福祉を主張する佐藤町長の見解を求めます。

続いて、日米F T A、とりわけ農業協定にかかわる点で見解を求めたいと思います。

W T O協定締結後、自民党政府は、米改革の名で米の需給や価格に対する責任を放棄、民間任せにしながら、ミニマムアクセス米を毎年77万トンも輸入し続けてきました。生産者米価は全国平均で1万6,400円生産比に対して1万2,000円余りで、農家手取りはペットボトルのミネラルウォーター120円に対して米は100円を切ったわけであります。さらに減反の強制です。主食の米に見られるように、農家が安心してつくれるものが何もないという状況の中で後継者がいない、あと5年、10年したら働き手がごっそりいなくなる耕作空地が広がっているわけであります。こんな疲弊した農業と食料生産者に対して、民主党はさきの選挙で、個別所得保障制度の政策を提起し、農村部では一定の支持を得ました。新政権になってからの所得保障の全容は明らかではありませんが、菅直人氏は2004年の定期大会で、民主党の農業再生プランは単に農業の再生ばかりでなく、F T Aを進める条件整備にもなり、貿易立国

日本を維持していく上からも避けて通れない大改革だと述べました。個別所得保障が自由化推進の条件づくりということだそうであります。しかし、農水省の試算でも日米 F T A が進められた場合、米は82%、穀物は48%減少する。壊滅することが明らかにされております。参議院の農水委員会でも交渉推進を表明しているのです。F T A の中止を求める表明なくしては、この町の農業は守れないのははっきりしているというふうに思いますが、町長の決意を聞きます。

次に、国保への国負担の見直しを鳩山政権に求めてほしいということです。資格証明書発行の見直しに関してでもあります。

国民健康保険税が高いという背景には、国保事業への国庫負担率が総医療費の30%前後に落ち込んでいる問題と、非正規雇用者、新たな貧困層の拡大があります。この国庫負担金・補助金をかつてのように45%に戻すことを国に要請することが必要になってきていると思います。いかがお考えでしょうか。

あわせて、資格証明書発行の見直しについてですが、これは税額そのものを引き下げるための法定外繰り入れの問題と資格証明書発行の基準、適用の問題があるというふうに考えられます。法定外繰り入れについては私もずっと引き続いて求めてきたわけですが、19・20年度、5,000万円ずつ。これは両庁の税の均衡をとること、そして21年度は後期高齢者支援分を見込んで上げないための措置をしたというふうに思います。小学校6年生までは医療費の無料化の中で中学生までは国の方針も改定され、6カ月の短期保険証が発行されるようになりました。ことしの6月1日現在の社保協の自治体要請キャラバンの調査報告書では、国保加入世帯率56.70%で県下5番目、滞納世帯は858世帯で、滞納世帯率は県下で41位、短期保険証の発行世帯は419世帯、資格証明書発行数が299、発行率は5.73%ということで、県下発行率3位であります。滞納世帯の中の資格証明書数の制裁率は県下2位となっております。この見直しが求められております。毎年のように収入未済がふえる状況の中で、払える国保税、町民の命と健康・安心を守る行政の推進を求めたいと思います。

次に、課税強化をただすという問題ですか、総選挙で厳しい審判を受けた旧政府は、構造改革の名のもとに医療、介護、年金、障害者福祉、生活保護などの社会保障制度の連続改悪を進めてきました。また、自治体に対しては、三位一体改革の名で社会保障や福祉に対する国庫負担金の削減、町村合併、医療福祉事業の減量化・市場化、また民営化などが押し進められ、困難な行政運営が余儀なくされてきたわけであります。特に税制においては、定率減税廃止や、住民税一律10%化は、住民の6割が5%から10%へ増税になったと思います。老

年者控除の廃止や年金控除の縮小、所得125万円以下の老年者の非課税措置を廃止。これは高齢者を直撃いたしました。住民税は所得控除が少なく、他の料金に連動するために、住民税増税は生活困難につながります。そのような中で納税者、国民の置かれている状況は、非正規雇用の拡大、景気の長期停滞と金融経済危機、貧困と格差の拡大、経営難の拡大で窮地に陥っているわけであります。こうした中での税金の無慈悲な取り立ては憲法25条の精神、地方自治体の本旨とも相容れないというふうに思います。徴税攻勢が強まるもとで、当町における徴税収入対策事業の内容及び徴税等収納対策本部の活動についてお尋ねをいたします。

公契約条例についてです。

公共工事や公共サービスについて、受注する公的機関と受託する事業者との間で結ばれる公契約の基礎には、税金を使う公共事業で利益を得ている企業は労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者はそれを確保する責任を負っているということがあります。この公契約条例に対して、どのような見解をお持ちか尋ねます。

野田市が全国に先駆けて公契約条例を議会全会一致で可決させ、これを実施に移すことは、建設不況、働く者の格差と貧困が大きく広がっている中では、社会的に大きな影響力を持つものであると思います。野田市長はこの制度をつくるに当たり「公契約業務に従事する労働者の賃金水準を確保するために公契約が必要であると考え、2005年に全国市長会を通じて法制度を国に要望してきました。しかし、国からはその動きがないため、国に働きかけるための先駆的、実験的な条例と考えています」と述べております。基本は国が法整備を行うことだと主張しております。同じ自治体の長として、国への法整備の要求に対してはどのようにお考えでしょうか。

公共工事の入札方法は、指名競争入札が談合の温床と批判された中で一般競争入札が採用されるようになり、制限つき一般競争入札となってきております。しかし、過度の競争によって低入札価格の増加、その結果としての品質低下による懸念もふえております。平成17年から法改正で総合評価方式が取り入れられるようになったわけではありますが、低入札価格の問題は解消されずに、下請業者、労働者への賃金低下につけが回っている。この構図を変えるために法制定を求め条例を制定した、と条例の制定の目的が述べられているわけであります。

当町においては、低価格入札の問題はないと思いますけれども、今後の厳しい経済環境の中で起こり得ない保証はないと思います。逆の高どまりにおいても、労働者の適正な労働条件の確保をすることによって業務の質及び公契約の社会的な価値を向上させて、市町民が安

心して暮らせる地域社会を実現する、とあるこのくだりはしっかりと吟味する必要があるのではないかというふうに思います。

受注者の責務が3条で述べられ、6条で適用労働者の賃金について、市長が別に定める最低額以上の賃金を支払わなければならないとして、農林水産省と国土交通省が公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価の8割を条例での最低賃金としております。工事または製造以外の請負においては、野田市一般職の職員の給与に関する条例に定める額としています。適用労働者への周知、受注者への連帯責任、申し出があった場合の報告と立入検査で強制力を持たせております。是正措置、公契約の解除、公表など条例の制定を担保する条項を求めており、目的を達成する決意がうかがえるわけであります。改めて佐藤町長においては、入札制度の改善の意をこの条例の制定に込める気はないか伺って、最初の質問といたします。

〔18番議員 越川洋一君降壇〕

○議長（野村和好君） 越川洋一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、越川洋一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、私の政治姿勢についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の民主党政権に対するスタンスについてでございますが、8月に行われました衆議院総選挙により自民・公明連立政権から民主党政権に政権が交代をいたしました。民主党政権は、マニフェストで掲げた子供手当、高速道路の無料化、農業の個別所得保障、高校の実質無料化、暫定税率の廃止などの実現に向けて必死に取り組まれているように思われますが、政府はつい先日、国の状況は緩やかなデフレ状況にあると発表いたしました。このような状況の中で、中長期的な国家戦略を示さないまま、事業仕分けにより完成間近な公共事業を廃止し、不況に拍車をかけていることが、今現在の選択として本当に正しいのかという問題にはいささか疑問を持つところでございます。しかしながら、事業仕分けにも国民も参加させるとともに、一般公開で透明性をもって行われたことについては評価すべきことだと思っております。今後、仕分けされた事業を行政刷新会議本体や国会でどう判断し、国の向かうべき方向に導いていただけるのか、地方は地方として意見を述べさせていただきながら見守っていきたいと考えております。

また、民主党政権には、マニフェストの達成のみを政治目標とすることなく、中長期的な国政運営に取り組んでいただき、緊急の課題である景気対策も目に見える形でお示しいただ

きたいと思っております。

いずれにいたしましても、まだ発足して3カ月の新しい政権でもありますので、地方への影響を慎重に検討しつつ、国・県の指導を仰ぎながら粛々と事務事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の後期高齢者医療制度についてでございますが、さきの総選挙における民主党のマニフェスト及び連立3党による政権合意の中で、後期高齢者医療制度の廃止が明確に位置づけられたことを受けまして、臨時国会の所信表明演説や予算委員会の質問等におきまして、制度廃止に向けた検討の方向性が、総理大臣や厚生労働大臣から示されているところでございます。

新聞、テレビ等のマスコミ報道によりますと、制度廃止の道筋といたしまして、一たんもとの老人保健制度に戻すことはせず、廃止までに現行制度の問題点を改善していき、鳩山政権1期目が終わる2013年までに新制度への移行を目指すとのこととあります。そして、新たな制度を検討するために、高齢者の代表や有識者など19名による高齢者医療制度改革会議が設置され、去る11月30日に第1回目の会議が開催されました。改革会議での検討を進めるに当たっては、国保と被用者保険を統合する地域保険としての一元的運用の第一段階に位置づけるほか、新制度は高齢者だけを集めた保険制度にはしない、市町村国保などの負担増に十分配慮し、広域化につながる見直しを行うなど、基本6項目が示されたところでございます。

私は、昨年12月の議会におきまして、越川議員からのご質問に対しまして「当町のような高齢化率が高く、財政基盤の脆弱な小規模自治体にとっては、将来にわたって安定した高齢者医療を維持していく現行の後期高齢者医療制度はぜひ必要なものである」と答弁をさせていただきました。基本的な考え方は現在も変わるものではございませんが、後期高齢者医療制度自体が廃止が決定したわけとありますので、新制度の形がどのようなものになるにせよ、町といたしましては、今後とも国や県の指導に沿った対応を行っていくということでございます。

いずれにいたしましても、10年の検討を経てスタートした後期高齢者医療制度にかわるものとして、将来にわたり高齢者にとって安定した医療制度を維持していくことという基本原則を踏まえながら、幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな高齢者医療制度が創設されることを期待するものでございます。

次に、3点目の日米F T Aについてでございますが、日米F T A、いわゆる日本・アメリカ自由貿易協定につきましては、まさに国策でありますので、一町の町長が答弁する問題で

はないと思いますが、あえて個人的な意見を述べさせていただけるとすれば、当町の基幹産業である農業の活性化と生産物の価格の安定が図られることにより、農業が産業として成り立ち、農家の方々の生活がより安定することを強く望んでいるものでございます。今後、国としても十分議論を重ねていただきたいと思いますと思っています。

次に、４点目の国保への国負担の改定・引き上げと資格証明書発行の見直しについてでございますが、まず、国民健康保険への国庫負担につきましては、一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の一部を負担する療養給付費負担金、財政力の不均衡を是正するために交付される調整交付金のほか、高額医療費や特定健診等の費用に対する補助金などが主なものであり、平成20年度は国保歳入総額の27%に当たる約9億4,000万円の決算額でございました。

議員ご承知のとおり、国保財政に対する国の負担割合は減少しており、最も額の大きい療養給付費負担金は、小泉政権下の三位一体改革により、それまで40%から33%の定率負担に変わりました。国保被保険者である町にとりましても、これら国庫負担率の引き上げを希望するところでもありますので、今後も国保連合会や市町会等を通じ、他市町村と連携をとりながら国へ要望を伝えてまいりたいと存じます。

次に、資格証明書の発行についてでございますが、ご承知のように、資格証明書は国民健康保険法の規定により、災害等の特別な事情がなく1年以上国保税を滞納している世帯主に対し、その実情を十分に把握した上で交付すべきものとされております。町でも取扱要綱等を定め、これらに基づいた運用をしております。本年9月末現在の交付世帯は211世帯で、国保加入世帯に占める割合は4%であります。

なお、資格証明書交付世帯に含まれる中学生以下の数は、9月末現在で21世帯37人ですが、これらの子供については、国民健康保険法の改正により、本年4月からは有効期間6カ月の短期保険証を交付しております。また、これ以外の被保険者につきましても、閣議決定に基づく国の指導により、緊急的な対応として、申請があった場合は短期保険証の交付を行って、受診の便宜を図っているところでございます。

申し上げるまでもなく、資格証明書の交付のあたりましては、法律に基づく措置とはいえ、機械的に行っているわけではございません。国・県の指導に基づきまして短期保険証を活用し、3カ月ごとの更新時期に納付相談を行い、その実態を把握するよう努めております。そして、納付相談に一向に応じなかったり、取り決めた納付方法を履行しなかったり、あるいは負担能力があると認められながら納付されない、などの者に対しては、弁明の機会を設け

た上で、法の定めに基づき資格証明書を発行しているのが実態でありまして、今後も住民課と税務課が連携を図りながら、この運用方法を継続してまいりたいと考えております。

国保事業につきましては、独立した特別会計で運用するように法律で定められており、国保事業費総額の3割近くは国保税収で賄う構造となっております。したがって、国保財政の健全な運営を図る上で、国保税収納率の向上は極めて重要な課題であり、納付相談や電話、臨戸訪問等により滞納者の事情を把握し、負担能力に応じた分納や税の減免等を含めたきめ細かな対応を図る一方、誠実に納付されている被保険者との負担の公平性を確保するためにも、資格証明書や短期保険証を活用して未納を減らし、徴収率の向上を図っていくことが極めて重要であると考えております。

保険者の責務といたしまして、安定した国保事業の展開を図るため、国保税収納率の向上を初め、国や県の特別調整交付金当、歳入の確保に今後とも一層の鋭意努力を重ねてまいりたいと存じますので、なお一層のご理解とご協力をお願いを申し上げる次第であります。

次に、5点目の徴税強化をただすについてでございますが、町の税については自治体を運営するための基本的な財源であり、まして税の充実強化が不可欠な地方分権時代におきましては、税の公平な徴収の確保や徴収率の向上、徴収事務の効率化などがこれまで以上に重要な課題であると思っております。

特に、徴収率の低下を防止するため、文書や電話による催告、休日・夜間等の臨戸徴収を実施するとともに、平成19年度から今年度までの3年間は、千葉県と県内全市町村で組織した千葉県滞納整理推進機構において、高額滞納者を中心に滞納処分を前提とした納税交渉、財産調査、差し押さえ等を実施して徴収率の向上に努めているところであり、平成22年度以降も県税事務所等の協力を得ながら、より一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、滞納処分を前提とした滞納整理とは、確定申告等によって担税能力があると思われる納税者で、再三の文書催告や納税相談にも応じないため接触できない者、高額または長期に滞納している者や納付約束が守られていないなどの滞納者が対象になります。

まず、文書によって業務予告書を送付しますが、その時点で納付相談等に応じていただければ、滞納になった事情や生活状況を考慮し、負担能力に見合った納付計画を立てていただきます。また、文書によって通知をしても、回答や反応のない者については、臨戸や財産調査を実施し、預貯金の差し押さえを実施いたします。差し押さえ後に納付相談等に応じていただければ、収入や生活状況等によって差し押さえした預貯金の一部解除または全部解除し、完納できるよう納付計画を立てていただきます。このようにして納税の義務を果たそうとし

ない滞納者には厳しく、納税意欲のある滞納者には、収入や生活状況を勘案しながら、それぞれの環境に合った納付ができるように努めているところでございます。

しかしながら、長引く景気の低迷、悪化によって急に職を失った者など、低所得者層を中心に税の納付が困難な方が増加しておるところでございます。これらの状況を踏まえ、失業などによって所得が著しく減少した方に対しては、負担能力に応じた分割納付で、また、貧困によって税金の納付が著しく困難になった方には、地方税法第51条の7に基づく滞納処分の停止や、横芝光町減免取り扱い基準に基づき減免措置を講じているところでございます。

徴税に対しましては、納税者間の税の公平性を確保することを第一に考えて、納付困難な方にも十分配慮しながら、税の収納率向上に努力をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げる次第でございます。

次に、公契約条例についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の野田市の公契約条例に対する見解についてでございますが、ご質問の中でも触れられておりましたように、野田市が制定いたしました公契約条例につきましては、適用範囲や総合評価方式を含め、雇用される労働者の賃金も評価の対象とするなど、きめ細かく定められているようでございます。

公契約条例につきましては、さまざまな議論があり、公共工事の品質確保の促進に関する法律により、建設資材の品質確保は担保されているものの、低価格入札を理由としたしわ寄せが労働者の賃金低下につながるおそれがあることから、公契約条例によって設計労務単価を設定するわけでありますが、これが最低賃金法との兼ね合いにより条例化についての違法性が問題となっているところもあるようでございます。

最低賃金法に基づく現在の千葉県の最低賃金は728円ですが、これを上回る労務単価を最低賃金として定め、これを遵守する事業者を契約の相手方として限定し、これに違反し、是正に応じない事業者に対して契約の解除を行うことができることから、実質的に条例が雇用契約の内容に介入することとなります。これは、本来、労働者の適用関係に矛盾のない法律によるべきであり、効力が地方公共団体の一区域に限定される条例によるべきではないとの見解のようでございます。

当町におきまして、労働者の労働条件の向上のための規制は、基本的には一地方公共団体の区域で考えるのではなく、国全体の政策として考えるべきであると考えておるところでございます。

2点目の法整備の要求についてでございますが、ただいま申し上げましたとおり、労働条

件の向上のための規制は国の政策としてお願いすべきと考えており、このたびの野田市の公契約条例の制定は、新たな労働契約ルール・立法化へ向けた議論の起爆剤になる可能性を秘めているものと考えております。報道によりますと、野田市は全国の市に対し「成立した条例を配布し、公契約条例への取り組みをお願いする」との意向を示しておりますので、当面は、公契約条例が違法であるとの議論もございますので、これを受けた国や他の自治体の反応を注視したいと考えております。

なお、３点目の当町での条例化につきましては、ただいま答弁申し上げましたとおり、労働者の労働条件の向上のための規制は、基本的には一地方公共団体の地域を超えた国全体の政策として実施しなければ効果は薄く、国により「公契約に関する法律」の整備によるべきものであると考えておりますので、現在のところ条例化についての考えはございません。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○１８番（越川洋一君） 最初の民主党政権に対しての質問でありますけれども、現在、国会が終わったわけですが、この間、来年度予算編成に向けての仕分け作業ですね、無駄を洗い出すといった徹底作業を進めたわけですが、無駄を洗い出した面とメスを入れるべき面があるというふうに私どもも思っています。海外派兵の本格化やアメリカの軍事戦略とのかかわり、米軍思いやり予算、あるいは大型公共事業で東京外環道だとかスーパー中樞港湾、こういう巨額の浪費にはメスが入っていない。一方、医療、保育、科学技術などが切り捨てられているということで、子供手当の拡充は当然でありますけれども、扶養控除を削るなどの増税についてはくみすることはできないと思います。

このような状況の中で、今後、状況を見ながら国・県の指導を得ていくというふうに言っていますけれども、民主党政権に対して、あらゆる機会に町長は町民の利益を守る観点からの態度表明が今後必要だというふうに思うんですが、その点いかがですか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当然のことながら、町民の利益を守るということは首長として極めて重要な一つの大きな問題であることはおっしゃるとおりでございます。それをどのように国政につなげていくか、その辺の部分につきましては、近く、民主党千葉県連の皆さんも当町に来るといようなお話もございます。そうした中で、福祉、教育の部分についてはなるべく町民に負担増がかからないように、当然民主党政権の中でもそういった意見もたくさん

出ているようでございますので、その辺の部分も私からもお願いをしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 後期高齢者医療制度ですけれども、長妻厚生労働大臣は、4年後をめどに廃止、それまでに新しい制度を履行していくと表明しているようです。しかし、来年4月は2年ごとの最初の保険料の見直しがされて、報道によれば何と13.4%、8,556円もアップするということを厚生労働省が発表しているそうです。こういった中で、やっぱり高齢者福祉に矛盾するのではないかと。即刻廃止を求める考えはないということで、これはずっと推移を見守るということですか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の段階で、壇上でもご答弁をさせてもらったとおり、後期高齢者医療制度につきましては、一つの町単独での難しい部分が非常にあるのではないかと考えております。そういう部分をかんがみながら、国・県の施策を十分注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 日米F T Aですけれども、この件に関しては民主党の政策にJ Aの幹部も大変懸念を表明して警戒しているということであるというふうに思います。民主党の政策では日本農業発展は保障されないというふうに危ぶんでいるんだと思われます。町長は個人的な意見ということで態度を表明されたわけですが、国策であっても、国策に対して末端の住民に接しているところの首長として、きちっと意見を言っていく必要があると思うんです。それが地域農業を守ることにつながると思います。ですから、F T A、E P AあるいはW T O協定の輸入の拡大、こうした方向にF T Aの交渉を思いとどまらせることに努力しないでは地域農業は守れないということで、国にそういう意見を上げていくべきではないのか。その点はいかがですか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） これは大変難しいお答えを要求されているのかなと感じているところでございますけれども、壇上でもお答えしましたとおり、これは国政判断を当然のことながら必要とするものでございまして、ただ、今、私の主観を多少述べさせていただきました。そうした中で、結果的にこの横芝光町の基幹産業である農業の安定した収入を得られる構造

をどうつくるかという問題が一番肝要な部分ではないかと考えております。そのためにはどうしたらいいか。それを国が考えるべきであって、その一つの中に F T A、いわゆる日米自由貿易協定ですか、世界の流れの中では、今、自由貿易協定というのが自然の中にあって、日本全体の大きな産業であります I T 産業でありますとか自動車産業でありますとか、その辺の部分との総体的な勘案をしますと、一方的な結論も出せないのではないかなというふうにも考えております。しかしながら、それが国の経営者、これが政府であるわけでございますけれども、その中でその利益配分を、今後、国民がみんなで得られるような仕組みをつくっていくということも一つの方法ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） その件に関しては、これまで見てわかるように、日本農業の一番の困難は輸入拡大がどんどん推進されてきたことにあると思うんです。ですから、地域農業の経営の安定を図らなければならない、そのための仕組みをつくらなければならないのは確かなんですけれども、大きな枠組みでこれを推進されると日本農業は壊滅してしまうと専門家が言っていることに対して、住民の視点を主張し、地域の農業者の利益を守ると言っている立場で、機敏にこういうことに国の政策であってもきちっと要求していくという姿勢が何としても大事だというふうに思うんですけれども。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 町単独での限られた財源の中で、今、早急にそれを補うことは極めて難しい問題であると考えておるところであります。たまたま昨日の夜、あるところで講演を聞きました。これから世界的に水が極めて重要になる。そうした環境の中で、日本においてはその部分については幾らかの担保がある。これから温暖化はとまらないのだと。そうした中で水の確保が極めて重要になっていく。人口も右肩上がり伸びていく中で、実際のところ、中国でさえ2004年から既に食料の輸出国から輸入国になったと伺っております。そうした状況の中で、今、日本の農業が、また地域の農業が、すばらしい技術と経験を持っております。今、私がやらなければならないことは、せっかく技術と経験があるわけですから、この耕地を守ることが私の役目ではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 国であろうと県であろうと、地域農業を守るという観点でのきちっ

とした発言は今後にも必要に応じてしていくと理解していいですね。

時間がないから次へいきます。国民健康保険税ですけれども、横芝光町は、この間、一般会計からの繰り入れを続けました。また、子供医療費の無料化も県下に先駆けてやっています。そういうことも含めて、国保税も、納付して当たり前という前提はないのかなと。そういう考えが資格証の発行数につながっているのではないかなと思うんですけれども。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 納付して当たり前だ、ちょっとよくわからなかったんですけれども。

納付して当たり前です。それが資格証に影響するという部分、ちょっとすみません、頭が悪くて理解できないんですけれども。もう一度ご質問いただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 国保税を納付して当たり前であって、適正な額なら、払える額ならいいんだけど、あって、それを払わないんだから、結果的に資格証を発行して当然だよと、こういう前提に立っているんじゃないかなと。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 壇上でも答弁させていただいたとおり、国民健康保険法にのっとった対応を粛々と進めているところでございます。そしてまた、機械的に資格証を発行したり短期保険証をするところではなく、おのおの1件1件について相談または説明をさせていただいた上でその発行業務を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 滞納世帯の7割が200万円以下ですね。資格証世帯の8割が年所得200万円以下と。そういう中で、例えば2008年の民間給与にしても前年比7万6,000円のマイナスですよ。額でも率でも過去最大と。年収200万円以下の給与所得者が1,000万人を超えて23.3%になっているというふうな経済状態というのは当町でも同じだと思うんです。つまり、貧困が進んで払えない人がふえている中で滞納が起きてしまっているというふうに見ないかと。滞納が後でなくて、払いたくても払えないと見られないかと。納税者にしわ寄せする資格証の発行をなくしていくために、先ほど出ましたけれども、きめ細かい実態の把握、特別事情の吟味あるいは減免猶予など、生活支援を前面に出した対応をしてほしい。生活支援を前面に出した対応がされているのかというふうに思います。

町政は、町民の命と健康・権利を守るのが本来の責務であります。私は、資格証のために受診がおくれて亡くなった人を知っているわけですが、現在、県下３位の資格証の発行率なんですね。制裁率は何と県下２位なんですよ。これをどういうふうに受けとめますか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 制裁率、要するにペナルティーでございますか。

○１８番（越川洋一君） そうだね。

○議長（野村和好君） それにつきましては、結果としてそういう事実がございます。私は、県下２位であったか１位であったについては知識がございませんでしたが、それは壇上でもお答えしましたとおり、今お答えしましたとおり、国民健康保険法にのっとった、そしてまた、ただそれを机上で履行するだけでなく、１人１人の相談をしながらやってのことでございます。現実問題、実はきっと預金通帳の差し押さえ率のことだと思います。国民健康保険税も立派な税金でございます。そうした中で少ない所得の中からも一生懸命払っておられる方が８割おられるわけでございます。そうした中で、払わなければ資格証がもらえるだとか、短期保険証がもらえるだとか、そういうふうに考えられるのも私はいささか不本意に感じているところもございます。そうした中で、相談にのっていただけない方については、断腸の思いの中の中にありますけれども、そういうようなペナルティーを課すことも大事な業務であると認識しております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○１８番（越川洋一君） 制裁率というのが滞納世帯の中で資格証を発行している割合ということで県下何と２位なんですね。１村５町以外は県内みんな資格証を発行しているんですね。しかし、１村５町では発行していない。これは長の政治姿勢だというふうに思うんです。それをやっているために罰則もないと思う。徴収する側は、受益者負担の原則あるいは不公平を埋めるということで徴収の強化を進めているわけですが、何せ経済情勢が大変厳しい中での対応ということで、生活支援を前面に出した対応が必要だというふうに思うんです。

千葉市では、特別の事情の申し出書を送付して、この間に発行数を半減させているということです。こういった努力もやっぱり必要ではないのかなと。私は、納税する必要はないと言っていないですよ。適正な納税が必要だと。ですから、特別の事情の申し出あるいは資格証の発行を再考するということも必要じゃないかということを探ねます。

今、民主党が子ども手当のために扶養控除をなくすと言っていますが、これをやられ

ますと、雪だるま式にまた税金が上がるということで、とんでもないことになると思うんですけれども、そういった状況の中でさっきの点をどう考えますか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そうした部分で町民の利益も考えながら、また公平性を担保しながら多角的に判断をし、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 前向きにひとつお願いします。

時間がなくなりましたので、公契約条例ですけれども、この条例に対しては国全体の政策としてやるべきだということが町長の基本的な考えだから、条例化の必要はないということですね。公的事業を推進していく上で、下請の多重構造の中で労働者の賃金確保という観点がないのではないかと。町の財務規則あるいは契約にかかわる条項からは、その辺が見えてこないわけですが、この点はいかがですか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 現実問題、大きな最低賃金法という法律が、枠が1つあるという中で、この公契約自体をいかがするかという問題について、今、いろいろなところで議論がされていると伺っているところでございます。当町において公共事業の多重構造の部分も決して否定をするものではございませんが、そうした中で賃金の確保について、行政がどこまでつくろうかというお話をされているかと思えますけれども、その部分については、やはり最低賃金法という法律の中で進めていただくことが肝要ではないのかなと今のところでは考えております。

また、その中で業者、要は建設業者についても、労働者についても、極めて厳しい状況はあるのですが、それとともに経営者側、会社自体も極めて厳しい状況にある。当町の業者においても、この二、三年の間に廃業または倒産に追いやられた企業も実質的にございます。そうした部分を勘案しながら、この問題には慎重に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 建設不況が言われる中で、建設業に若い人たちがいないと。これはやはり賃金、労働条件が悪いということで、今後、技能水準、安全確保ということについて

は非正規の労働者では会社のためにもならないということです。非正規の労働者がどんどんふえている中で労働事故も非常に多いと言われています。会社自体に技術の継承がされない、品質が担保されない、労働者の賃金確保がなければ地域の活性化につながらないということで、公共事業の発注を通じたすぐれた企業の育成、この観点も重要ではないかと思います。その点を最後にもう1回答弁願いたいことと、時間がありませんから、12月4日に公共事業における賃金等確保法の請願が参議院で採択された。参議院では公契約法をつくってほしいという請願が採択された。国が動き出したということです。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちなみに、この横芝光町になってから公共事業による事故の件数の届け出はございません。そうした中で、確かにそういうような部分で労働者の地位の向上が図れるものであれば、それはそれで喜ばしいことであると考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 以上で越川洋一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午前11時20分とします。

（午前11時10分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

川 島 富士子 君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

○7番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

新政権が発足してはや3カ月、捲土重来を期して雌伏の日々であります。どこまでも一人を大切に、地域を大切に、常に現場の民意と政治をつなぐかけ橋となり、的を射た政策実現を目指した取り組みを展開する決意をまず冒頭申し上げ、質問に入ります。

第1に、行財政改革について4点お伺いいたします。

1 点目として、新政権による政治運営と本町行政の影響について伺います。

日本経済は、円高やデフレ、株安など三重苦とも言える課題に直面しています。デフレや円高を克服する処方せんを一日も早く国民に示し、国会でしっかり議論することが重要であります。鳩山内閣発足後、閣僚による幾つかの注目を浴びる取り組みや発言がなされました。ハッ場ダムの建設中止、円高容認発言、子育て応援特別手当の執行停止、郵政民営化の見直し、JALの再生等々、そのたびに国民の間に混乱が生じ、怒りと不安が募りました。

鳩山内閣が初めに着手したのは補正予算の執行停止でありました。その総額は約3兆円。社会を構成する国民や企業、地方自治体などは、国が決定した法律、制度、予算に基づき予見可能性をもって行動します。政策を変更するのであれば、1つ1つ理由を国民に示し、代替する新たな予見可能性を速やかに示さなければ、国民にとって新たなリスクとなってしまうのであります。今まで行っていることは、すべて地方へ悪影響を及ぼしていると言っても過言ではありません。こうした状況の中で確認をしなければならない課題についてお尋ねします。

まず、極めて乱暴とも思われるこのような国における政治状況、また、政府の政治姿勢に対して町長はどのようにとらえているのでありましょうか。さらに、動向を見誤ることなく、確かな町政運営をどのように果たそうとしているのか、基本的な見解を求めるものであります。

2 点目として、集中改革プランの達成度の見込みと評価、今後の取り組みについて伺います。

国及び地方自治体の財政健全化、地方分権推進の流れの中で、横芝光町の進むべきまちづくりの方針として、自立可能な財政基盤の確立と集中改革プランの着実な実行であると思いますが、平成20年度までにどのくらいの効果額があり、どれくらいの達成率で、平成21年度を加えると目標額に達するか、これまでの取り組みと今後の計画を改めて伺うものであります。

3 点目として、本町独自の財源確保策について伺います。

町税収入の大きな伸びが期待できない場合、税外収入の確保は財政運営における課題の1つであると考えます。また、行政改革や効率的な町政運営による経費の節減策の実行など、歳出の削減に努めるとともに、歳入の増加を目指す取り組みの検討も必要になるものと考えます。そこで、地方分権改革として町の自主性、自立性を確立するために、今後の町独自の財源確保策をどのように考えておられるか、お聞かせください。

4 点目として、職員定数、行政運営の効率化、自治基本条例の制定について伺います。

町民にとって最も関心があるのは行政のスリム化であります。IT 化が進んで事務の合理化がなされても、人件費がどれだけ削減されたのかは最も町民が着目する行革内容であります。職員定数については、町民にわかりやすい目標値を前面に掲げることが必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。また、職員定数の削減計画に対する当局のご所見をお尋ねいたします。

さらに、今後ますます高まる少子・高齢化の中で、いかに効率的な行政運営をし、行政コストの縮減を図りながら、多様な町民サービスにこたえていけるか、その方向転換がスピーディーにできるかどうかということは、私たちに課せられた責務であります。本町においても日々努力されておられると思いますが、さらなる改善への取り組みと民間委託の考え方についての見解をお聞かせ願います。

そして、近年、住民との協働、住民と一体になって取り組むまちづくりを推進するため、自治基本条例を制定する自治体がふえております。信頼される横芝光町を築くためにも自治体の憲法とも言えるこの町民自治基本条例の制定作業を町民参画で取り組み始めてははいかがでしょうか。一番大事なことは制定までのプロセスであります。より多くの町民が町政を身近に感じ、横芝光町の未来をともに考え、ともに成長できるよう策定に向けた取り組みを開始すべく当局のご所見をお聞かせください。

第 2 に、福祉行政について 4 点お伺いいたします。

1 点目として、新型インフルエンザ流行拡大に伴う対策について伺います。

本年 4 月の発生から依然衰えない新型インフルエンザであります。本格的な冬の到来に猛威を振るっており、さらなる流行拡大を想定した万全の対策が必要です。新型インフルエンザの発症は小・中学生に集中し、学校生活に影響が出ています。また、糖尿病などの基礎疾患を持つ人や妊婦が罹患した際の重症化への懸念が高まっております。こうした中、現在、厚生労働省は、重症化するリスクの高い人を優先にワクチンの優先接種対象者を決めて進めておりますが、本町における現時点での新型インフルエンザによる感染、発病の実態はどのような状況にあるのか、お答えください。

また、国が定めたワクチン接種スケジュールにのっとり、本町での進捗状況と問題点についてお聞かせください。

さらに、現状での東陽病院をはじめ、町内医療施設での治療状況、ワクチン接種状況が円滑に推移しているのか、あわせて新型インフルエンザ予防対策にどのように取り組み、万全

を期しているのか、実態についてお聞かせください。

2 点目として、ヒブワクチンの公費助成について伺います。

ヒブワクチン、昨年12月から販売が開始されたばかりですので耳なれない言葉ですが、世界では既に100カ国以上で予防接種が行われ、90カ国以上で国の定期予防接種に位置づけられています。インフルエンザ菌b型であるこのヒブは、特に抵抗力を持たない5歳未満の乳幼児がこの細菌によって髄膜炎などを発症し、そのうち約5%がなくなり、約25%は知的障害や聴覚障害などの後遺症が残ります。乳幼児のお母さんたちの関心はとても高く、費用負担が高額でも接種を希望する人たちが多いのです。標準的な費用は1回7,000円から8,000円で、合計4回で約3万円と高額です。そのため、既に一部自治体では助成制度が始まっています。このようなことから、子供の命を救うヒブワクチン接種は喫緊の課題であると考え、ワクチン接種の助成を求めますが、いかがでしょうか。

3 点目として、肺炎球菌ワクチンの公費助成について伺います。

肺炎球菌は、肺炎の主な原因となる病原体で、重症化しやすいのが特徴です。肺炎は、がん、心臓病、脳血管疾患に次いで死因の第4位であり、高齢者ほど死亡率が高くなっていますので、肺炎球菌ワクチンの接種は特に高齢者の命を守る重要な取り組みと言えます。現在、新型インフルエンザが世界的に大流行し、今後さらなる流行が懸念されている中、世界保健機構や日本感染症学会が高齢者への肺炎球菌ワクチンの接種を勧めています。しかし、医師の勧めるワクチンの接種費用が1回6,000円から9,000円程度もかかるのでは躊躇する人が多いだろうと思います。日本は先進主要国から予防接種がおくれています。例えばカナダでは、高齢者の接種費用は全額助成され、アメリカでも、保険加入者は公的保険、民間保険から全額補てんされます。スウェーデンの研究で、65歳以上でワクチン接種により死亡率が57%も低下したとの報告があったそうです。日本では、本年10月27日現在、公費助成をしているのは174自治体です。北海道瀬棚町が2001年から65歳以上の高齢者を対象に公費助成を実施したところ、肺炎患者の入院減による医療費抑制の効果を上げています。千葉県では、東庄町、富津市、鴨川市、夷隅市、館山市、南房総市、鋸南町が助成を実施しています。我が町の大切な高齢者を肺炎から守る、それが医療費の抑制にもつながるとの観点から、私は、1回の接種で5年以上免疫が持続するこの肺炎球菌ワクチンの公費助成について、当局の見解を求めるものであります。

4 点目として、中学生までの医療費無料化について伺います。

少子・高齢化で納税者が減少する中、いかにして町民福祉を充実していくのか、全国共通

の課題であります。町長公約でありました小学校６年生までの医療費無料化。当時は、施策は素晴らしいものの、財源の問題から大変危惧したことが思い起こされます。しかし、真真正面からぶれることなく断行されたこの小学校６年生までの医療費無料化が、新種の病と闘っているご家庭、子育て中のお母さん方に大変喜ばれていることを私も知り、一定の成果をおさめられたと考えます。私の記憶ですと、スタート時の当初予算よりも実績は少なかったと思いますが、詳細をお聞かせください。

過日、来年から中学校に上がるお子さんをお持ちの親御さんから手紙をいただきましたので、ここで紹介させていただきます。「川島議員へ。今、年長、小学３年、小学校６年の子供を育てているパートで働く主婦です。主人はサラリーマンです。この100年に一度の不景気と言われている中、夫婦共働きで頑張ってみても、なかなか余裕など持てず、四苦八苦している現状です。日常において節約を心がけ、無駄な出費を避けてはいるつもりですが、けがや病気は気をつけていても避けられない場合があります。現在流行しているインフルエンザもその１つです。我が家では２人同時にかかってしまい、そのときの医療費は9,000円を超えるものでした。この金額は食費に充てれば、我が家の１週間分になります。幸い横芝光町では小学６年生まで医療費助成がされていますので、申請をすれば戻ります。この助成のおかげで安心し、受診できます。この医療費助成が中学３年まで延長されれば、この先も安心し、生活ができます。先がわからず不安を抱え生活する中で、何か１つでも安心できるものがあると、心に少しでもゆとりが持てると思います。どうかよろしくお願いします」このような手紙でありました。

また、お子さんの小児ぜんそくで苦しむ親御さんからも相談をいただきました。

また、近年、化学物質などの関係からアレルギーを持つお子さんが大変多くなっています。内科や皮膚科、耳鼻咽喉科など複数の科に通うことが多いのです。

福祉日本一を目指されている町長、この町に生まれてきてくれたすべての子供を、また、この町にやってきてくれたすべての子供を町全員で見守り、育て、改めて子育て日本一の町を目指されてはと考えますが、ご所見をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔７番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（野村和好君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員からのご質問にお答えをさせていただきます

す。

なお、私からは、行政改革についてのご質問のうち、1点目の新政権による政治運営と本町行政の影響について、3点目の本町独自の財源確保について、4点目のうち自治基本条例の制定についてと、福祉行政についてのご質問のうち、4点目の中学生までの医療費無料化についてお答えをさせていただき、そのほかのご質問には各担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、初めに行財政改革についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の新政権による政治運営と本町行政の影響についてでございますが、先日、森川議員へのご答弁でも申し上げましたが、国・県からは、新政権における予算編成等に関係する情報提供は何もない現状でございます。

新政府は、9月29日の閣議で麻生前内閣による概算要求基準を廃止し、10月15日までに各省庁が新たな予算要求を行った結果、政府の2010年度一般会計予算要求額は95兆381億円となり、過去最大規模となりました。

今後、行政刷新会議での事業仕分けの結果により、年内には政府の予算概要が示されるものと思われませんが、事業仕分けは先月17日、対象にした447事業のうち243事業について判定をし、作業日程前半の日程を終えております。これまでに51事業、およそ2,200億円について一般会計への計上を認めない、いわゆる「廃止」または「特別会計に移管」などとしたほか、多くの事業について予算の削減を要求し、独立行政法人の基金や特別会計の剰余金など9,000億円の埋蔵金の返納要求と合わせて財政効果は1兆3,000億円を超えるとの報道もございました。

また、24日から27日の日程で行われました後半戦での事業仕分けを含めましても、今後、調整が行われるようでございますが、いずれにいたしましても、国の予算が不透明である中、当町の平成22年度予算も編成していかなければなりません。当町の関係する事業におきましても、「予算要求の縮減」や「見直し」との判定が示されている事業もございます。また、民主党のマニフェストに盛り込まれました子ども手当の創設や高速道路の一部無料化、揮発油税などの暫定税率の廃止、公立高校の実質無償化、雇用対策などの政策に加え、歳入の大宗をなす地方交付税につきましては「抜本的な見直し」との結果が示されておりますので、今後の国の予算編成の動向によっては、当町でも予算編成作業過程において見直しを考えなければならないことも想定し、枠配分方式という新たな予算編成の取り組みの中で編成作業を進めているところでございます。

続きまして、3点目の本町独自の財源確保策についてでございますが、現在の税外収入の主なものといたしましては、町ホームページへのバナー広告掲載による収入と、ふるさと納税による収入がこれに当たるかと思えます。バナー広告につきましては、平成19年度に要綱を制定し、平成20年度の実績が6件で28万6,000円、本年度は11月現在で6枠、37万2,000円の収入となっております。また、ふるさと納税につきましても、横芝光町を応援したいという方から、平成20年度に2名の方の寄附がございまして6万5,000円、本年度は3名の方から3万1,000円の申し出をいただいております。ふるさと納税に関しましての金額はわずかではございますが、当町を応援してくださるご厚意として貴重な財源として活用させていただくこととしております。

また、広告収入に関しましては、各自治体でもさまざまな取り組みが行われているようでございます。当町に置きかえれば広報紙や循環バスが広告媒体として考えられておりますが、広告募集をしたものの応募者がなかったり、応募者が少数であったため広告枠が埋まらず紙面作成に苦慮したりと、それぞれ課題もあるようでございます。

いずれにいたしましても、ふるさと納税のPRを含め、いかに収入を確保するかという点につきましては、今後、真剣に考えていかなければならないものと思っております。

なお、本町独自の財源確保策ということであれば、合併団体として当町には不要となった財産もございますので、そういった財産につきましても売却を視野に入れた中で、有効利用について検討したいと考えております。

次に、4点目の職員定数、行政運営の効率化、自治基本条例の制定についてのうちの自治基本条例の制定についてでございますが、これらの条例は、まちづくり条例、まちづくり基本条例、行政基本条例など、さまざまな名称で情報の共有や市民参加、協働などの自治基本原則、また、自治を担う市民、首長、行政の役割分担や市民参加や住民投票など、自治を推進する制度について定めているものが一般的でございます。県内でも、これらに関係、類似した条例などを制定している自治体は20前後あるものと認識しております。これらの自治体の中には、パブリックコメントの手続のように一部の手続を要綱制定している自治体もカウントされているため、ご質問のような自治基本条例の類を制定している自治体は、より少ないものと考えております。既にこれらの条例などを制定している自治体は市部が多く、町村部で制定例は少ないのが現状であります。

また、これらの条例については、住民からの直接意見や参加を促しているものが多く、議会制民主主義や間接制民主主義と競合する部分もあることから、慎重に検討すべきものと考え

えております。

そこで、基本条例を制定することは考えておりませんが、自治の基本は「住民の視点」に立ったまちづくりが最も重要であると認識していることから、引き続き検討はしていきたいと考えております。

次に、福祉行政についてのご質問の４点目の中学生までの医療費無料化についてお答えをいたします。

現在、県内で中学３年生までの医療費を無料化している自治体は、市では八千代市、浦安市、袖ヶ浦市の３市、町では長南町、御宿町の２町となっております。

当町では、平成18年10月から、県内の自治体に先駆けて小学６年生までの医療費を無料化し、保護者の経済的な負担の軽減と児童の健全育成を支援してまいりました。その間の医療費の推移を見ますと、平成18年度が半年間で460万円、平成19年度が1,700万円、平成20年度が1,760万円となっており、今年度については、新型インフルエンザの影響もあり、2,100万円程度を見込んでいるところでございます。

無料化に必要な手続も、小学児童数の93%を超え、この制度が浸透してきたことがうかがえると考えております。

このほか、子供を対象とした医療費助成制度は、就学前の乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成制度や、18歳までの子供のいるひとり親家庭などを対象としたひとり親家庭医療費等助成事業があります。

また、こうした状況の中で、千葉県は、平成22年度中に小学１年生から３年生までの児童の医療費助成を実施するための検討に入りました。現在、助成のあり方を現物給付にするか償還払いにするかをはじめ、これに関連したコンピューターシステムの構築など、実施時期とあわせて検討がなされておるところでございます。こうした県の取り組みは、子育て支援の重要性を裏づけるものでございまして、私の政治信条とも合致するものがございまして、そうした考えに立ち、中学生までの医療費助成に積極的に取り組みたいと考えております。

なお、町の財政状況は依然として厳しいものがございまして、来春に町民の皆様のご意見をいただく機会がございますので、ご意見を確認させていただいた後に、中学生までの医療費助成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、総務課長。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

- 総務課長（小堀正博君） それでは、私のほうから、行政改革についてのご質問の２点目、集中改革プランの達成度の見込みと評価、今後の取り組みについてと、４点目の職員定数及び行政運営の効率化についてお答えをさせていただきます。

初めに、集中改革プランの達成度の見込みと評価についてでございますが、集中改革プランに計上いたしました21事業のうち18事業につきましては継続的に実施中でありまして、22年度の目標であった5.9%の人員削減に対し、既に8.2%の削減を達成いたしました職員の定員適正化をはじめ、消防団組織の再編など多くの事業において、当初計画した成果を達成しております。

一方、一部実施及び検討中となっている補助金の見直しや事務事業評価制度の導入につきましても、計画の最終年度である22年度目標達成に向けて努力しておりますので、もう１年の計画期間を残しておりますが、全体としてはおおむね初期の目的を達成しつつあるものと評価しております。

今後の取り組みについてですが、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の中で、総務省から策定・公表を求められた集中改革プランは、本町の場合、計画期間が平成22年度をもって完了となりますが、23年度以降も引き続き不断の行政改革に取り組んでいく所存でございますので、より一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、４点目のうち職員定数及び行政運営の効率化についてお答えをさせていただきます。

職員定数につきましては、条例上、病院、食肉センターを含む町長部局職員289名、議会事務部局３名、選挙管理委員会事務部局３名、監査委員事務部局１名、教育委員会事務部局49名、農業委員会事務部局３名の合計348名となっておりますが、選挙管理委員会事務部局３名、監査委員会事務部局１名は兼務していること並びに集中改革プランに関する答弁で申し上げましたとおり、定員適正化計画にのっとり職員数の削減を進めていることから、平成21年４月１日現在の職員数は309名で、条例定数に比べ39名、定員適正化計画の目標であった320名に対しても11名少ない状況でございます。

今後とも事務の効率化と外部委託の推進によりまして、より一層の行政運営の効率化に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

- 議長（野村和好君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 並木俊郎君登壇〕

○健康管理課長（並木俊郎君） それでは、インフルエンザ流行拡大に伴う対策についてのご質問にお答えいたします。

インフルエンザの状況でございますが、第47週（11月16日～11月22日）の定点当たりの患者数は、県が37.01人、郡が46.14人と、非常に高い数値となっております。新型インフルエンザのワクチン接種が10月19日、医療従事者から始まっております。11月16日からは、妊婦や最優先の基礎疾患のある方の接種が始まっております。このワクチン接種は、重症化や死亡の防止には一定の効果が期待できますので、町では予算を専決させていただきまして、生活保護世帯や町民税非課税世帯への助成を実施しているところです。

郡の医師会から要望がありまして、今月、町内医療機関の協力により、1歳から就学前の乳幼児に対しまして集団接種を実施いたします。1日に該当する方に個人通知をいたしまして、3日から健康管理課で予約の受付を開始しております。該当者は1,023人ですが、7日現在の申し込み数は378人となっております。また、これ以外の対象者への集団接種は、現在のところ決定には至っておりませんので、医療機関での個別接種をお願いしております。

次に、ヒブワクチンの公的助成についてですが、ヒブとは、議員ご承知のとおり、インフルエンザ菌b型の略称で、細菌性髄膜炎や敗血症などを引き起こすことがあり、子供の細菌性髄膜炎の原因菌の約6割となっております。細菌性髄膜炎は、1歳未満で全体の約4割が発生しておりますので、乳児期に3回接種し、おおむね1年後に1回接種することが有効とされております。しかし、このワクチンにつきましては、予防接種法に規定する予防接種ではなく、任意の予防接種ですので、ワクチンの副反応による健康被害が生じても、予防接種法による補償がありません。県内でも助成している市町村はなく、当町でも公費助成については、現段階では考えておりません。

次に、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてですが、平成19年の9月議会で川島議員からご質問がありましたが、議員ご承知のとおり、肺炎は日本での死因の第4位で、肺炎による死亡率が65歳を超えると急に高くなる傾向にあります。高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も多いのが肺炎球菌で、肺炎球菌によって引き起こされる肺炎を予防する効果があるワクチンでございます。県内では7市町で公費助成をしておりますが、当町では肺炎球菌ワクチンにつきましても任意の予防接種でございますので、現在のところ公費助成については考えておりません。

以上です。

〔健康管理課長 並木俊郎君降壇〕

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） それでは、自席から再質問させていただきます。

初めに、行財政改革の1点目であります。先ほど町長のほうから、国・県からまだ何も示されていないということでありましたけれども、21年度1次補正予算のうち、執行停止とされた約3兆円分は22年度予算案の概算要求で、その多くが復活しているということが新聞紙上発表されました。それでは、不要不急で無駄だから削ったと民主党がおっしゃったのはうそだったことになります。これでは予算の執行を半年先に引き延ばしただけで、景気をさらに冷え込ませた鳩山政権の責任は重いと言えます。菅直人経済財政担当大臣は、執行停止によって国内総生産（GDP）を0.2%引き下げたと認めておりますが、町長のご見解をお願いしたいと思います。

そして、行政刷新会議による事業仕分けがございました。この中で、私、唖然としたことがありました。子供の読書活動の推進事業廃止であります。国の予算から見たら、たった77万円かもしれません。ですが、我々現場で子供たちを見守っている者から見たら、されど77万円であります。この77万円が子供たちにどれほど大きな役割を果たしてきたかということに全然わかっていない。このような思いで唖然といたしました。また、テレビのブラウン管で見ましたけれども、問答無用で切るような手法というふうに感じました。

そこでですが、当町の来年度予算、町長の政務報告の中で枠配分方式ということがございました。このような問答無用でわずかな予算であっても切ることのないように、しっかり精査していただきたいと思います。改めて町長の見解を伺いたいと思います。

そして、政府の一方的な執行停止の子育て応援特別手当でございますが、この廃止に伴う我が町における影響、例えば対象者は何人だったのか、DV被害者の状況はどうなのか、幾らが無駄になったのか、事務経費でございますが、教えていただきたいと思います。

そして、鳩山政権の目玉政策の1つ、子ども手当の財源として考えられている所得税の配偶者控除と扶養控除の廃止が家計に与える影響を伺いたいと思います。子ども手当の負担を強いられたらどうするのか。例えば児童手当との比較です。国、県、町の負担割合と同じと仮定した場合、町の負担は、児童手当と同じ負担割合にした場合に一体幾らの負担になるのか、お示しをしていただきたいと思います。児童手当の場合は幾らで、子ども手当の場合は幾らということで、児童手当の比較を教えていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、行財政改革の部分の平成21年度の当初予算の復活についてでこ

ございますけれども、私どものほうにはまだ文書として届いてございませんので、その辺についての情報はないんですけれども、そうした中で現実問題、菅大臣がGDPが0.2%引き下げられてしまったと言った事実については、議員おっしゃられるとおりでございます、それ自体がそうなったものかについての検証はなかなか私どもではできるものではございませんが、きっとそういう部分も大きな原因であったのではないかなという部分については、私どもも認識をともにするところでございます。

また、2点目の行政刷新会議で子供たちの読書に対する77万円が削減されてしまった。当町の枠配分とは申しながらも、政策的経費については今までどおりつけると。そうした中で経常的な予算の中の枠配分をさせていただくということで、主な事業についての精査については十二分に勘案した中で、なるべく町民サービスの低下が起きないように考えていきたいと考えております。

しかしながら、ある部分、効果が既に終了したものですとか、そういうような継続的な部分で今後もずっとその予算をつけることに対して効果が今後ますます上がっていく可能性が少ないものについては、やはりある部分、断腸の思いの中で精査をしなければならない部分、それをきっちり見きわめた中で議会の皆様方にお示しをさせてもらって、皆様方でしっかり仕分けをしていただければありがたいなと認識をしているところでございます。

私からは、その2点についてお答えをさせてもらって、児童手当の部分につきましては、担当課からお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（野村和好君） 福祉課長。

○福祉課長（山本照男君） まず、子育て応援特別手当21年度版のご質問がございました。議員おっしゃられますとおり、9月の補正予算をお認めいただきまして、お一人3万6,000円、対象者は600人ということで、手当そのものは2,160万円の補正をお認めいただいたところでございます。この申請につきましては、12月から申請を受け付けて支給をするという予定でございました。

また、DV被害者の関係につきましては、10月から特別に早目に申し込みを受けるという段取りで進めておりましたが、新政権が誕生しました後にすぐに事業の中止がアナウンスされましたので、実際にこの事業が執行停止になったということでございます。

そこで、町としてこの事業に先行投資をして無駄がなかったのかどうかという部分でご質問がございましたけれども、10月から始めましたDV被害者に対する申請はございませんで

した。また、12月1日から行う予定でございました手続についても、先取りした事務処理というものはございませんでしたので、町の損害といったものはございません。

なお、児童手当と子ども手当の関係で試算をするとどうなるんだと、町の持ち出しがどうなるんだというようなお話がございましたけれども、私どもは当初から子ども手当は全額国が手当てをするんだという認識の中で整備をしておりましたので、ご指摘のような試算はしておりません。申しわけございませんが、資料がございませんので、お答えはご勘弁いただきたいと思いますが、22年度の予算が既に締め切られて、財政のほうに申し込みをしてあるわけでございますが、それについてはあくまでも今現在の児童手当の制度によりまして予算を財政のほうにお願いしてございます。これから子供手当に関して、その財源がどうなるか、あるいは所得基準を設定するのか、いろいろな部分で議論がされておりますので、それらが決まって制度が見えてきた段階で再度予算の組み替えなどが必要になってこようかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） ぜひ子ども手当の負担を強いられたということを仮定して試算を出していただきましたら、教えていただきたいと思います。

それと、公務員の人件費、総務課長のほうからるご報告いただきましたけれども、この抑制を目指すことは重要ではありますが、あわせて公務員の方々が意欲を持って職務を遂行できる改革も必要だと思います。この点について、平成21年度地域政策の動向として「市町村の活性化新規施策100事例」というのが総務省のホームページに昨年に続いて2回目だと思いますが、掲載公表されました。全国の市町村から上がった新規施策1,732事例の中から特徴的、先進的な事例を100選定し、報告書として取りまとめられたものが公に掲載されているわけなんです、本町職員の中で既にごらんになられた方をご存じな課長さん方または町長、お聞きされている方はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そのものがそれかどうかは確認はとっておりませんけれども、今、緊急雇用対策の中で新規事業に対する補助金等いろいろございまして、その内容については私も見させていただいて、それがそうなのかどうかについては定かではございませんが、そうした中で当町に合致する、また、効率的な行政事務につながるものがないかという部分については、その中から探させていただいて、私どもでも手を挙げさせていただいた部分もござ

います。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 財源確保策、いろんな意味で参考になる事例がございましたので、生意気ですけども、ぜひごらんになっていただきたいと思います。

次に、福祉行政のインフルエンザの件でございますが、学校等における新型インフルエンザ対策ガイドラインの中にある基礎疾患を有する児童・生徒の把握や予防の徹底とありますが、把握の実態をお聞かせ願いたいということと、学校欠席者情報システムにおける学校間の情報共有が現在できているのかどうか教えていただきたいということと、インフルエンザでございますが、過日、町長、芝山町長選が終わっておりますけれども、その際に、小袋に1枚ずつ、投票率を上げるためのメッセージが入ったマスクがいろんな施設に置かれていたんです。そういったこともインフルエンザと重ねて一石二鳥というか、意識を上げるためにそういった事例もあるということをお伝えさせていただきました。

また、先ほど課長のほうから報告いただきましたけれども、集団接種のことをきょうは申し上げたかったんですが、早速取り組んでくださっているということで、ほっとしておりますが、優先接種者以外への対応については今後どのようにお考えかということをお聞かせ願います。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 川島富士子議員のインフルエンザの基礎疾患についてのご質問でございますけれども、ぜんそくが小学校が81名、中学校が19名、また、腎臓疾患が中学校1名というように把握をいたしております。

あと、情報につきましては、逐次、県の教育委員会等々から国を通じてインフルエンザ関連で参っておりますので、そちらの情報を各小・中学校にファックス等で流しております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 健康管理課長。

○健康管理課長（並木俊郎君） 集団接種につきましては、1歳から就学前の児童に限っております。この後、小学生の接種が始まるわけでございますが、ワクチンの供給といたしますのが、医療機関が手を挙げたところに県がワクチンを送るというものでございますので、町内の医療機関がまとまってまた集団接種を行っていただければ、町のほうも協力していきたいと考えております。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） それでは、肺炎球菌ワクチンの件でございますけれども、この肺炎球菌ワクチンの接種を必要と認識されて、患者さんに医療機関のほうから積極的に勧められている病院が県内2カ所と伺っております。それは亀田総合病院と旭中央病院というふうに聞いております。接種を勧めるに当たってはいろんな問題があると思いますけれども、東陽病院としての認識を伺いたいと思います。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） 肺炎球菌ワクチンのご質問でございますが、まず実態を申し上げますと、東陽病院で、現在、肺炎球菌のワクチンの接種を受けた方、20年度を調べてみたんですが、実績で10人です。これは、今お話がありましたように、病院から積極的に高齢者に対して肺炎球菌ワクチンの接種をお勧めしてはおりません。また、実際、肺炎球菌ワクチン自体が非常に品物が少なくて手に入りにくいというような状況があります。今年度について見ましても、毎月1人分あるいは2人分、その程度ぐらいしかワクチンが入手できないというような状況であります。これは実態をお知らせしたという形でございますが、現在の状況としてはそういうところでございます。

参考までに、肺炎球菌ワクチンの接種については、6,000円に消費税をつけた6,300円で行っております。

以上です。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） ちなみに旭中央病院は8,000円で今年度受けたというふうに伺っております。6,300円でやるということは、東陽病院でぜひということでお声を広くかけてよろしいのでしょうか。

○議長（野村和好君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（田鍋悦央君） 先ほど申し上げましたように、非常に品物が少ないということでワクチンの入手が困難でございますので、予約を入れていただいて、すぐにできるかというところちょっと難しい部分がありますので、その辺については調整をしていかなければ、せっかくご連絡いただいたにもかかわらず薬がないのでできませんといったことに今の状態ではなりかねないのかなというふうに認識をしております。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） それでは、町長に中学生までの医療費無料化についてでございます

けれども、中学生になれば大分体のほうも丈夫になってまいります。小学児童から見たら医療機関にかかることも少なくなるものと思いますけれども、中学生までは小児科ということもございます。ですから、子育て支援の一環ということで大いに取り組んでいただきたいと思います。

1989年の11月ですから、ことしからちょうど20年前でありますけれども、国連総会で子どもの権利条約というのができました。その中に4つ定められている権利の1つに「生きる権利」というのがございます。それは、予防できる病気で死んでしまわないことや、病気やけがをしたときは治療を受けられる権利の保障を定められているということでもあります。町長、来年春の機会を待ってというお話でございましたけれども、待てません。そうした観点から見た場合に、ぜひ早急に取り組みをすべきと考えますが、再度お伺いし、私の質問を終わります。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私の政治信条の中に「住民の視点」ということもございます。そうした中で、子供たちの生きる権利、当然でございます。そうした中で、中学3年生までの医療費の自己負担分の無料化につきましては、私の政策の1つでもございますし、それを町民の皆さんに諮った中で進めていきたいと思ひますし、川島議員おっしゃられますとおり、私が積極的にやりたいということは、ある部分やるに等しい部分で考えております。しかしながら、財政協議もまだままならない部分の中で、平成22年度予算が枠配分でやるという今取りまとめをしている中で、どれだけの財源確保ができるについても慎重に、また長期財政計画の中で進めていかなければならない部分もございます。そうした部分も含めまして、もう一度申し上げますけれども、積極的に考えておりますので、若干の間、ひとつご理解を賜りたいと思ひます。頑張りますので。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午後1時30分とします。

（午後 0時16分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。

川島仁議員から午後の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

(午後 1時30分)

杉 森 幹 男 君

○議長(野村和好君) 一般質問を続けます。

杉森幹男君。

〔1番議員 杉森幹男君登壇〕

○1番(杉森幹男君) ただいま議長の許可をいただき、登壇させていただきます議席番号1番の杉森幹男です。

通告の順に従い、一般質問を行います。

質問は、大きく分けて2点であります。答弁に当たって、漏れのないよう、明瞭な答弁をお願いいたします。

初めに第1点目、防災体制について質問をいたします。

現在、火災予防、消火活動、防災対策などの観点から、合併を経た現在、防災マップ等地域防災計画を作成し、予防活動に努めているところであると思います。

昨今、国政に目をやると、政権交代の影響でいろいろなものの事業予算を凍結・廃止するといった状況であります。

このような状況下を踏まえ、1つ目として、現在、我が町において防災にかかわる予算配分はどのような割合であるか。

そして、防災活動、災害予防活動に関してであります。住民に対して重要な役割を担っているのが消防団組織であります。しかし、一般的な認識としては、おのこの地元で火災が発生したときに駆けつける団体または歳末警戒の際に活動する団体であると推測されます。

そこで2つ目として、防災組織として重要な役割を担う消防団について、町としてどのような考え方であるのか。また、活動範囲はどこまでとして考えているのか。

次に第2点目として、子供たちに対する支援、協力体制について質問をいたします。

現在、行政として全国的に福祉の分野には予算を含め、皆さんも周知しているとおり、重要視した政策がとられています。そうした中、年齢層では反対に位置する子供たちも重要であることは言うまでもありません。学校教育の場での文化系、体育系の活動が子供たちの心、体にとってとても重要なものであるのが現状であります。また、民間の場合、スポーツに関して言えば、ボランティア精神で地元の経験者が無償でやっている活動が、子供たちにとっ

て、それにかわるものとしてとても重要な教育の場となっています。

そこで1つ目として、子供の教育の一環として、スポーツ少年団等の団体活動に対する当町の支援、協力体制について伺います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔1番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、杉森幹男議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、子供たちに対する支援、協力体制については、社会文化課長から答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、防災体制に関して、当町における今後の支援についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の我が町において防災にかかわる予算配分はどのような割合であるかについてでございますが、21年度当初予算におきまして防災にかかわる予算は4億6,212万7,000円で、一般会計の約5%となっております。

次に、2点目の当町防災組織として重要な役割を担う消防団について、町としての考え方は、また、活動範囲はどこまでとして考えているのかについてお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、消防団は消防署と並ぶ町の消防機関の1つで、日常はそれぞれの職業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活動している防災組織であります。

また、消防団は、消防組織法において公的な機関として位置づけられ、町民の生命、身体及び財産を火災から守るとともに、水害や火災または地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減することなどが任務・活動範囲となっております。さらに、災害時以外のときでも、地域に密着したきめ細かな火災予防活動や住民に対する啓発活動など幅広い分野で活躍をし、地域の消防防災のリーダーとして極めて重要な役割を果たしていると認識をしているところでございます。

したがって、消防団は消防体制を推進していく上では必要不可欠な防災組織であると考えており、今後も町といたしましては、消防団組織の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、社会文化課長。

〔社会文化課長 伊橋秀和君登壇〕

○社会文化課長（伊橋秀和君） それでは、杉森幹男議員から質問のありました子供の教育の一環として、スポーツ少年団等の団体活動に対する当町の支援、協力体制についてお答えをさせていただきます。

まず、各スポーツ少年団への支援といたしましては、教育補助として指導者、団員数に応じて活動費の助成を行っております。また、体育施設を利用するに当たり、スポーツ少年団加入団体が使用する場合は、使用料を全額免除としており、施設の予約につきましても、通常1カ月前であります。スポーツ少年団及び小・中学校等が使用する場合は2カ月前から予約できるよう配慮しているところでございます。

町には、文化スポーツ活動推進補助金制度があります。この制度は、文化協会、体育協会加盟団体またはこれらの会員が関東大会、全国大会に出場したときは、交通費や宿泊料、参加費などを予算の範囲内で補助をしておるものであります。

次に、町バスの利用につきましては、スポーツ少年団等が郡の代表として出場するときに利用することとしてありますが、町の関係機関、団体の利用がかなり多いことから、調整には大変苦慮しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後もなお一層青少年のスポーツにおける健全育成と活動支援につきましては努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔社会文化課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） 再質問させていただきます。

ただいまの説明からも当町に関する予算、また、消防団に対する考え方もわかりました。しかし、当町の現状として、現在、町の合併にあわせ消防団組織も合併し、体制が建て直ったと思いますが、活動自体をする団員が不足をしている。つまり、新しく入団して活動しようとする住民が極端に減少しているのが現状であります。ある地域では、一度やめた団員が組織の体制として人数が足りないといった理由でやむを得ず再入団するといった状況にもなっていると聞いております。まして消防団組織の合併が行われてまだ間もない状況下で起きている問題でもあります。

そこで1つ目の質問として、新入団員がいない、入団しないという状況を当町はどのように把握しているのか。

2つ目の質問として、現在、既にこういった問題に対する対策はどういったものがあるのか。

以上2点について伺います。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、ただいま2点ご質問をいただいたところですので、それらについて回答をさせていただきたいと思います。

まず1点目の新入団員がいない、入団しないという状況を町はどのように把握しているかということですが、当町は合併をして8分団27部、条例上は531名。それに対して、現消防団員は527名という状況になっております。これにつきましては、我々が把握している状況ですが、消防団員の負担が非常に大きいのではないかとということがまず1点挙げられます。それと、農村部から都市部へ人口が移動し、いわゆる消防団員になれる方がサラリーマン化をしているのではないかとというのが挙げられます。それと、職業ですとか趣味が多様化して、消防団に入団する希望者が少なくなっているのではないかとというのも1つの要因ではないかと思っています。それと、今叫ばれておりますように、少子化も1つの要因ではないかというふうに考えております。それらによって現在の消防団員が減少している、入団される方が少なくなっているという状況になっているというふうに考えております。

それと2つ目の質問として、それらに現在どのような対策を行っているかということでもありますので、それらについては、我々としても今まではっぴを着ていたわけですが、若者に受け入れられるアポロキャップですとか、活動服を活動しやすい活動服に切りかえたり、また、広報等でも消防団の活動を積極的にPRをしているところであります。それと、消防団協力事業所表示制度というのを作りまして、事業所等へ活動に対する協力依頼、要請もしているところであります。現状はそういうことになっております。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただいま杉森議員の2回目の質問の中で、2つ目の消防団不足は当町にとりましても極めて重要な1つの問題であると考えております。しかしながら、今、極めて少ない団員の中で一生懸命防災活動、訓練に参加をしていただき、一応極めて高い部分での成果を上げているものと認識をしております。しかしながら、これが今後ますます進む少子化の問題ですとか、今、担当課長から答弁があったとおり、都会への若い人たちの一極集

中が始まったりすることで、今後、機能が十分に発揮できなくなる可能性も十分想定されるのではないかなというふうに危惧をしているところでございます。そのような中で、今後、当町だけの問題でもございませんが、その辺の部分を郡、県の中で抜本的な解決の仕方を模索しなければならないのかなとも考えておりますので、今後、皆様方にもいろいろとご理解、ご協力いただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） どのように把握し、対策を行っているかはわかりました。

そこで、この先将来を見据えたとき、やはり急激に新入団がふえることは考えにくいと思います。しかし、このままの状況でもよくはならないのではないのでしょうか。であれば、もちろん地元消防団員の努力は必須条件、勧誘であるとかといったものは必須条件であります。担当の課、つまり携わっている最前線として、1回目の質問で予算に触れましたが、全体の5%の予算がついているということでありましたが、それも考慮に入れて、何かこれから進められそうな対策またはアイデアがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） 今後の対策ということでアイデアがあればということでございますが、我々としても先ほど町長が答弁されたように、これから非常に大きな問題になってくるのではないかなということで考えております。そこで、従来と同じようなことでございますが、地元現役の消防団員またはOBの皆さんに極力勧誘をしていただくというのは当然のことではあると考えております。それと、行政総務員さん等にでもお願いをし、消防の現状を説明した上で若者の把握をしていただき、行政総務員さんからも入団の協力をお願いをするということも一つの方法であるかと思っております。

そこで、アイデアということでございますが、団といたしましては、町といたしましても使いやすい消防機材を導入し、団員の負担軽減を図りながら、団員の安全の確保を進めて、団員が入団しやすい環境整備をしていきたいと考えております。

それと、これはまだ具体的にはなってありませんが、若者が受け入れやすいパソコン等を利用して団のホームページをつくってみたり、ブログを開設してみたり、それらを利用して若者に消防団の重要性を呼びかけていきたいと考えております。

それと、女性の消防団員確保も一つの方法ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、町、行政だけでは団員の確保をすることは非常に難しい状況に

なっておりますので、議員の皆様方にもぜひ協力をしていただいて団員確保に努めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） それでは、子供たちの支援、協力体制について再質問させていただきます。

合併後、各中学校などでは大会等で大変優秀な成績をおさめています。その裏側には日々の努力なしではあり得ないものだと思います。各種団体など、日ごろの練習で移動手段が大変大きなものを占めてくるのは間違いないところであります。そこで、当町としては協力できるバスがあります。合併以前、旧横芝町では町バスを、予約がない場合に限り、また、小・中学校のオフィシャルの大会と重複しない場合、各種団体に提供していたと聞きます。

そこで1つ目の質問として、合併前、合併後で町バスの使用する条件など変わった点について。

2つ目の質問として、現在、つまり合併後のバスの利用状況について。

3つ目の質問として、中学校等の大会シーズンを除けばあいている日があるかと思います。そこで、あいた日に各種団体の活動のためにバスを利用できるようにすることは可能なのか。

以上、3つの点について伺います。

○議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（高蝶政道君） ただいまのご質問の合併前と後でバスの使用条件が変わったかどうかというご質問でございますが、町バスの使用に関する規則がございます。その中で使用の範囲ということで規定がございますが、この規定につきましては合併前、合併後で変わりはありません。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 社会文化課長。

○社会文化課長（伊橋秀和君） バスの利用状況でありますけれども、ご存じのように、今、町のほうには中型バス1台とマイクロバス1台、合計2台がございます。利用状況であります。平成20年度では、スポーツ少年団がそれに使ったものが両方合わせて17回。それから、平成21年度、11月20日まででありますけれども、現在のところ、12回となっております。また、体育協会の中にも団体等がかなりございますので、そちらについては、平成21年度ベ-

スで21回、21年度の11月末で19回という利用状況でございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、1点目の担当主幹のほうからお答えさせてもらった利用条件の件でございますけれども、これは今、主幹の答弁のあったとおり、条例上の規則の中でのものは一切変わっておりません。しかしながら、旧横芝町時代は便宜上、あいているときにはどんどん使わせていた状況があるのも事実でございます。そうした流れの中で、運転手の契約に問題がない限り、あいているときには、子供会でありますとか、一般の社会文化団体に利用していただくことについては、何ら問題ないものであると認識しております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 杉森幹男君。

○1番（杉森幹男君） ありがとうございます。

最後に、町長、担当課長より、子供たちを支援する町として、これからの将来を見据えて、こういった問題をどのように政策を進めていくのか。何か新しい方向づけがあるのか。それには受益者負担を考えた上での方向性をお聞きます。

また、関連質問として昨今の問題なのですが、防災のほうの関連質問になるんですが、鳥獣駆除ということで、猿が発生してしまして、お年寄りからものすごい危険だという陳情が上がっているのですが、それに対する対応策もお聞きして、最後の質問とさせていただきます。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 我々、いろいろなごあいさつをするときに、特に小学校、中学校での入学式ですとか卒業式などによく言う言葉で、子供たちというものは町の宝だというように、言葉だけでなく、それを施策にどのように反映させられるのかなというのが、本当に我々行政側の極めて大きな問題の1つであることは言うまでもございません。そうした中で、今後も町バスの利用を含め、合理的な住み分けの中でより利用しやすいように、また、いろいろと検討を重ねた上で進めさせていただきたいと考えております。

猿の問題については、環境防災課長からお答えいたします。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） 今話題に上っております猿の対応でございますが、猿もいかんせん生き物なものですので神出鬼没ということもありまして、こちらで情報を得て、そち

らに行きますと、もうそこにはいないという状況になっております。そこで、我々も警察と千葉県と協力をしながら対応を考えていくということにはなっておりますが、実はきのうも猿が出て、自宅の庭にいるというお話を伺って、我々としても手ぶらで行くわけにはいきませんので、網を用意したり、かごを用意したりして行ったわけですが、そのうちに猿がいなくなってしまったという状況になっております。

ただ、今まで目撃されている情報が1頭ということですが、お昼にちょっとお話を聞きますと、小さい猿もいたんじゃないのということも伺っていますので、今後は県と連絡を取りながら対応を考えていきたいというふうには考えておりますが、猿も野生の動物ですので、目と目を合わせると非常に向かってくるという凶暴性もあるようでございますので、それらを我々としてはとりあえず防災無線等で町民に周知をして、なるべく刺激を与えないようにしていただきたいと考えております。

県ときのうもちょっと話をさせていただいたところでありますが、野生の猿ですので、建物の中に入れば何とか捕獲できるという状況があるんだそうですが、山の中とかにいたのは非常に捕獲しづらいという状況になっております。ですので、我々としては、町民の方に防災無線等を通じて、なるべく刺激を与えないようにというお知らせをしていきたいと考えております。捕獲できるような状況になれば、県なり警察等と協力しながら捕獲をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 社会文化課長。

○社会文化課長（伊橋秀和君） 先ほど町長のほうから子供たちの話がいろいろあったわけがありますけれども、平成21年度のスポーツ少年団の団体は今現在のところ、17の団体がございます。その中の団員につきましては460人、指導者が130人ということで、590人がスポーツ少年団に関係があるわけでありまして、少年団は指導者がかなり少なくなっておりますので、今後いろいろと協議しながら、指導者への支援ももっとしていきたいと思っておりますので、青少年の健全育成はもちろんでありますけれども、それに携わる指導者に対しても厚い支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村和好君） 以上で杉森幹男議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

(午後 1時58分)

-
- 議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

議案第1号の質疑、討論、採決

- 議長(野村和好君) これより議案審議を行います。

日程第3、議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

- 議長(野村和好君) 日程第4、議案第2号 平成21年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

齊藤隆議員。

- 5番(齊藤 隆君) 一般会計補正予算について2点質問させていただきます。

初めに、20ページの消防費の関係です。防災行政無線の維持管理事業の中で404万3,000円、

これが全国瞬時警報システムの施設改修ということで説明をいただきましたが、これを導入することによりまして緊急地震速報とかというもののまで防災無線で流せるようになるものなのか、どのような工事になるのか、まず1点。

それから2点目としまして、21ページの横芝中学校校舎等改築事業262万5,000円でありますが、これは正門から昇降口へ向かってのアプローチの部分のブロックピータイルの上に水がたまってしまうというところの工事だと思いますけれども、これがなぜ必要になったのか。また、建設1年以内でありますので、建築業者の保証期間というものはないのか、2点お伺いいたします。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、第1点目の防災無線の維持管理事業についてご説明をさせていただきます。

今、議員おっしゃったように、全国瞬時情報システムの改修であります。これにつきましては、現在も接続はしているわけですが、今は県の防災無線と併用している部分がございます。もし県の防災無線が故障しますと、そのシステム自体の対応ができなくなるということで、すべて単独に、例えばパラボラアンテナを単独に設置をし、直接全国瞬時情報システムに接続をするというものであります。ただし、近い将来であります。防災無線でもその情報を流せるようにしたいというふうに考えておりますが、今回の工事費の中には防災無線との接続はまだ考えておりません。近い将来ということで考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 1点目の横芝光中学校の施設整備工事262万5,000円の関係でございますけれども、これは議員ご承知のように、正門から入りまして自転車置き場と部室のあるところと校舎の間の植え込みの部分に、雨が降りますと冠水をして、また雨がやんだ後もしばらく水がたまった状態にございまして、水はけが悪く、樹木の根元あるいは芝生等が水がかぶったままの状態という状況にございます。ということから、樹木等が一部根腐れを起こしている状況にございます。ということから、この改善策といたしまして5カ所程度に暗渠を設けまして、既存の排水ますに接続をして水はけをよくしようという工事でございます。

また、2点目の保証の関係でございますけれども、これらの状況によりまして根腐れ等を起こして枯れた樹木については、1年以内で補償が受けられるというように認識をしております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 齊藤隆議員。

○ 5 番（齊藤 隆君） まず、1 点目の防災システムのほうですけれども、近い将来ということとで今課長から答弁ありましたが、これは防災行政無線のデジタル化ということをして、近い将来ということなのか、それともまた別な新しいものを加えなければ瞬時に無線が流せないものなのか、これを確認したいと思います。

それから、中学校のほうですけれども、樹木に関しましては1年以内の補償があるということですが、工事自体についてはないものなのでしょうか。

それから、水がたまっているという状況が、排水ますがあるんですけども、そちらのほうに水が流れていっていないでたまってしまうものなのかなというふうに考えるんですけども、その2点、お願いいたします。

○議長（野村和好君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） デジタル化とは関係なく、できるだけ早い時点で接続できる
ようには対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） 工事等の補償については、現在のところ特に補償を受けられると
いうようには考えておりません。

また、排水ますの関係でございますけれども、今回の工事で暗渠排水をいたしまして、その排水ますに接続をするということから、一応冠水が防げるというように考えております。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○ 18番（越川洋一君） 2つあります。11ページは次世代育成支援対策交付金56万5,000円、これは次の次世代育成支援の計画をつくっているという段階だと思うんですけども、白浜保育園でのどういう事業についてのものなのか尋ねたい。

それから、12ページの雑入では、学校給食費負担金が歳出で賄い材料費の分だということになっていますけれども、1食当たり幾らに値上げして何食分ということで、これはストレートに父兄負担で当然だという前提というか、そういう作業の経過でそういうふうにしたのかどうか、その辺を。

○議長（野村和好君） 福祉課長。

- 福祉課長（山本照男君） 11ページの次世代育成支援対策交付金56万5,000円の件でございますが、これは11時間以上の保育を実施する保育園に対して、そういう延長保育事業を行う保育園に対して交付金が交付されるという内容のものでございまして、議員おっしゃられるとおり、まさしく白浜保育園の分の交付金ということでございます。

以上です。

- 議長（野村和好君） 教育課長。

- 教育課長（林 英次君） 12ページの学校給食費負担金514万8,000円の今回の歳入の補正でございますけれども、1食当たり、横芝給食センター分につきましては、小学校が260円から275円、中学校が280円から295円、いずれも15円の値上げでございます。また、光給食センターにつきましては、小学校が1食当たり241円から255円、中学校が276円から290円ということで、いずれも14円の値上げでございます。

また、横芝給食センターの小学校の給食受給の児童数は706人、中学校が407人。また、それぞれ教職員、センター職員等を含めると131人分ということでございます。同様に光給食センター分につきましては、小学校が643人、中学校が338人、その他給食センター職員、学校教職員合わせて115名ということでございます。これらの方々に給食を提食しているという状況でございます。

また、今回の給食費の値上げの関係につきましては、ことしの7月末でございましょうか、議会の全員協議会におきましても、この値上げの理由等につきましてはご説明をさせていただいております。理由といたしましては、平成19年度以降の原油価格の値上げ、あるいは当時、中国産ギョーザ問題等で国内産食料の価格が大幅に上昇をしたことを受けまして、現状では給食を副食代を購入して対応することが非常に厳しくなったということから、それぞれ値上げをさせていただいたという経緯がございます。また、このときに保護者の方々には文書をもちまして、これこれこういう理由でやむを得ず給食費を値上げせざるを得ないということでご理解をいただきたいということで通知を出させていただきました。そして、これにつきまして保護者のほうから値上げについての苦情等は全くございませんでした。ということから、給食費につきましては、それぞれの理由があり、やむなしということでご理解をいただいたものというように認識をいたしております。

以上でございます。

- 議長（野村和好君） 若梅喜作議員。

- 6番（若梅喜作君） 11ページの国庫支出金の埋蔵文化財と12ページの県支出金に関しての

文化財の関係、いずれも当初予算が全廃されているという状況であります。当初予算に盛り込まれていたものですので、多分いろいろ事業をやろうとそのような計画がなされたものと思います。前回の3日の説明の中では、篠本新井地区において必要がなくなったという説明がなされたわけでございますけれども、どのような経過があって必要がなくなったのか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 社会文化課長。

○社会文化課長（伊橋秀和君） 実は、この埋蔵文化財の調査なんですが、今、若梅議員がおっしゃったように、篠本新井土地改良区におきます文化財調査の関係でございます。当初は、田んぼの中の道路部分を1メートル以上掘ったりしますので、その部分に対してどうしてもこの埋蔵文化財の調査をしなくちゃいけないという文化課の協議でありました。しかしながら、田んぼでございますので、大きく地形を変える要素がなく、部分的には水道等も埋めるところもございますので、県のほうで文化課と農林のほうで話し合いが急遽行われまして、大きな文化財調査はしなくてもいいでしょう、そのかわりにこれから工事をやっていく中で万が一出たときには、町のほうでその文化財をある程度やっていただきたいということになりましたから、あの辺は文化財は栗山川流域のものだけしかございませんので、今回大きな平面240ヘクタールの中には少ないということから、県のほうから指導いただきまして、急遽この調査をしなくてもよろしいということになりましたので、今回、減額補正をさせていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、3点ほど伺います。

19ページ、消費生活相談窓口開設事業ということで、ご説明が農業委員会の前に設置するということでありました。具体的に教えていただきたいと思います。

それと20ページ、その他町道整備事業、工事請負費、道路維持工事200万円ということで、座談会で要望があったというご説明でありましたけれども、何カ所ぐらい等概略でいいんですが、ご説明願いたいと思います。

最後に22ページ、光スポーツ公園一般管理事業、需用費の中で光熱水費、電気代が148万円ということでございますけれども、148万円というかなりの高額で、どういうことで148万円抛出したか、お願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（林 新一君） それでは、私のほうから消費生活相談窓口の開設についてお答え申し上げます。

場所的には、先ほどお話ありましたとおり、農業委員会の向かい側の、現在小さな相談室になっております部分を、あのようなパーティションで2つに区切りまして、そちらに相談員のいす、テーブル、相談員用のコンピューター、あと空調設備も備品で入っているんですけども、備品購入費で今回補正要求しておりますが、エアコンを入れまして、現在、文化会館ですとか町民会館を、場所を転々としておりまして、また、担当者とも距離が遠いものですから、いろいろ相談利用で不便がございますということから、近くに改めてそのような相談所を設けまして、さらに相談事業を充実させようということでございます。

よろしく願いいたします。

- 議長（野村和好君） 都市建設課長。
- 都市建設課長（瀬理和夫君） 私のほうからは、20ページの工事請負費のその他町道整備事業200万円に対してのご質問がございました。これにつきましては、当初予算で800万円をもらっておりまして、さらに今回200万円を追加いたしまして、合計1,000万円となりました。今現在、実施してある場所が31カ所で、約660万円実施しております。さらに今把握しているだけで約10カ所ほど、これは盛りが崩れたとか、あるいは少し路肩とかといった面がありまして、どうしても雨が降りますとこういう細かいものが出てきておりまして、やはり座談会等でもこういったものは非常に要望が出されるのが現状であります。瞬時に対応すべく今対応しているところでございます。よろしく願いします。

- 議長（野村和好君） 社会文化課長。
- 社会文化課長（伊橋秀和君） 22ページのスポーツ公園の光熱水費148万円であります、実は昨年、ナイターの電球が大分切れたりして故障をしている部分があるために、この修繕にもかなりの費用をもたらすことから、若干の回数を減らそうというお話の中でこの光熱水費を計上したところであります。しかしながら、あそこはキュービクルでございまして、500以下の分についてはどちらにしても最大値で基本料金が出てきますので、そういった関係で誤りがございまして5カ月分ほど足りなかった関係から、今回、148万円を光熱水費分について補正をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第5、議案第3号 平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第6、議案第4号 平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

鈴木克征議員。

- 8 番（鈴木克征君） 5 ページの 1 款施設管理費、13 節委託料、16 節原材料費について二、三お伺いいたします。

この浄化槽の件は、議案説明の中でいろいろ数値等を上げて細かく説明をいただいたわけでございますけれども、センターの職員においては、食の安全・安心、また環境汚染等にも大変ご苦労されていると思いますけれども、二、三お伺いいたします。

今回、この浄化槽の機能低下がわかった経緯が 1 つと、これが前々から老朽化が数値等で見られていて、今年度には無理、来年度ぐらいには改良予定があったのか、急に機能低下が起きたのか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

それと、施設改良等材料費 512 万 8,000 円は、どのくらいの使用期間を見込んでいるのかお伺いいたします。

- 議長（野村和好君） 食肉センター所長。
- 食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えを申し上げます。

議会冒頭お話ししましたが、昨年の 10 月以降からと畜頭数が大幅に伸びてまいりました。それまでは 1 日、豚でいきますと平均で 560 から 580 くらい。そのものは 1 日 660 頭くらいということで、1 日当たり 110 頭くらいふえてまいりました。それと、豚も大きくなってまいりまして、浄化槽に入る血液の量もそれに伴ってふえてまいりました。ことしの 8 月のお盆過ぎに状態が芳しくなくなりましたので、すぐ業者さんをお願いをして、糸状菌というんですか、納豆みたいな菌なんです、それが状態が悪くなって発生しましたので、そこに汚泥を沈降させる薬剤のバルストップ剤を投入したんですが、状態は一時回復したんですが、9 月下旬から排水基準の 25ppm が危うくなりまして、また急遽業者さんをお願いをして施設の管理と排水の管理をお願いをしていたところでございます。

浄化槽に入ったものを貯留槽に一度ためます。それから加圧浮上装置という装置で油性分とかの余分なものをある程度削除します。そこでおおむね 2 割から 3 割くらいは BOD の数値が下がるんですが、加圧浮上装置が昨年 10 月以降から調子が余りよくなくなりまして、ことしになってモーターを交換して、今、1 割くらいの機能は実際はあるんですが、どうしてもその部分の機能が 2 割、3 割のカット率ができませんでしたので、今回、応急的に専門業者さんをお願いをしているところです。

薬剤等 512 万 8,000 円ということでございますが、10 月 5 日から薬剤等を投入しております。業者さんのお話を聞きますと、最悪の場合は薬剤を投入しても、もとの状態に戻るまでは 6

カ月間くらいはかかるだろうと。幸いにして、きのうあたりの状況を見ますと、放流層の水の透視度は、ピーカーに入れまして、おおむね40センチから50センチあります。そうすると、放流水の濃度といたしましては10ppmくらいということで、薬剤の効果によりまして現在は状態は保たれております。ただ、最終的にはその機能を回復しなければなりませんので、薬剤でエンドレスということになりますと、毎日7万2,500円というお金がかかりますので、そちらのほうを費用対効果を考えた中で改修をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） そうしますと、昨年10月ごろから幾らか機能低下が認められたということですかね。それと、今回は浄化槽管理委託料と排水分析委託料7万円ということになっていますけれども、当初年度のときに7万円の排水分析委託料が組まれていますけれども、その中でこういった機能の数値の低下等というのがわかったわけですかね。

○議長（野村和好君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（土屋文雄君） 機能低下につきましては、先ほど申し上げましたように、排水のほうについては問題はなかったんです。

排水の検査の関係ですけれども、当センターでは例年2カ月に1回、専門の排水業者さんに管理を委託しております。今回こういう事態が生じたので、排水基準を公営でやっている施設がクリアできないということは大変でございましたので、急遽放流水、入り口の浄化槽に入る、調整槽へ入るBODの濃度数値を確保するために追加してその分を補正予算ということで差し上げました。データですけれども、8月6日にはBOD、いわゆる放流水の基準数値25ppmに対しまして4.4の数値でございました。9月29日あたりになると、これがかなり厳しい数値になっておりましたので、そういうことで先ほど申し上げましたように、業者さんのほうに薬剤等の管理をお願いしたということでございます。

以上であります。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） 前回のときも食肉センターの老朽化が平成8年度、6億4,500万円ということで説明をいただいたんですけれども、前回のときもちょっとお話しさせていただきましたけれども、今年度はハンガーの落下等いろんなものが老朽化が見られますので、再度点検をいたしまして、特に今日、安全・安心で環境面というのは非常に問いただされているところですので、再度点検を行って、適切な管理をしていただけたらと思います。

○議長（野村和好君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（土屋文雄君） 平成19年から3カ年の計画の中で今年度が最終年ということで改修計画はやっておりました。たまたまたことし8月20日に冷蔵庫落下という部分につきましては、来年以降ということもなくて、冷蔵庫は落ちないだろうという認識がございました。前回の補正のときもお話ししましたが、22年度につきましては冷蔵庫以外の公共工事についても実施をするということで、冷蔵庫については10月いっぱい補強は全部済んでおりますので、来年、創業100周年を迎える観点から、その辺については食の安心・安全の部分も含めまして万全の体制で臨んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第7、議案第5号 平成21年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第8、議案第6号 横芝光町指定金融機関の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 現在の指定金融機関が千葉銀行でありまして、来年4月1日から京葉銀行にかわるということで、その2行は非常に財務内容もよいというご説明を受けました。また、その4年後にはその際の町長の判断で決めるということでありましたけれども、かわることによって出納等でシステム等の変更はありますけれども、確か来ていただいている方は銀行が賃金を払っていると聞いたんですが、そういう費用負担、また、変更による不都合等はあるのかないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野村和好君） 会計管理者。

○会計管理者（清宮貴美子君） ただいまのご質問ですけれども、指定金融機関が千葉銀行から京葉銀行にかわるということで、費用負担については一切ないということでございます。現在も窓口で銀行のほうから派遣していただいておりますが、これにつきましては無料となっております。また、振り込みの依頼をしておりますけれども、その費用負担も無料で行っておりますが、引き続き京葉銀行もそのまま無料ということでやっていただいております。また、これは社会情勢によって今後どのように変わるかはわかりませんが、今の段階では費用負担するものは一切ございません。

また、業務をしていく中で何か支障はないかということでございますが、昨年度よりいろいろ庁内各担当、京葉銀行本店のほうからも再三来ていただいて細かな打ち合わせをしておりますので、スムーズな移行に向けて現在も努力しておりますので、問題はないかと認識しております。

以上でございます。

- 議長（野村和好君） 森川忠議員。
- 2番（森川 忠君） 変更によりましてさほど影響はないということですが、細かいことかもしれませんが、金額的に一番多いのは公金の扱いはもちろんなんですが、税金の扱い、あとはいろいろ振り込み等の扱いだと思うんです。細かい話なんですけれども、振込料って意外とばかにならないんですね。例えば三百何十人いる職員は当然、我々もいただいておりますけれども、それによって振込料が同行の本店なり支店なりであれば一般的に無料、本・支店で210円とか額によって違うんですけれども、その辺の金額というのは今までどういう調整をしていたんですか。全部無料だったのかどうか。

○議長（野村和好君） 会計管理者。

- 会計管理者（清宮貴美子君） 公金の支払いについては一切無料でございます。これも引き継ぎましても、今まで同様、現時点では無料でございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

- 2番（森川 忠君） 実はＡＴＭ、こちらの役場の前に３つありますね。千葉銀行と京葉銀行、農協（ＪＡ）とあるんですが、一般的にカードの利用率はわかる範囲でどうなのか。私もよく使わせていただくんなんですけれども、千葉銀行のところは大分並ぶんです。こちらから銀行側にもう１基、ＡＴＭの増設等の話とかがあれば、現状とそういう話があるのか、お願いします。

○議長（野村和好君） 会計管理者。

- 会計管理者（清宮貴美子君） 私ども、20日とか30日とか、およそ給与の支払い日等を見ておりますと、並んでいて人が切れることはないような状況でございます。これにつきまして、も前に一応聞いたことがあるんですが、キャッシュコーナーを１基つけるには1,000万円単位の費用がかかるということですので、もう１基つけるということは考えられないということです。

今回、京葉銀行に指定機関が移行することに伴いまして、現在の京葉銀行のキャッシュコーナーは大分古くなっているということで、段差があるとか扉も自動扉でないとかということもありますので、それについては指定金融機関になるということで、改修はお願いできないかということで申し入れをして、今協議をいただいているところでございます。ただ、千葉銀行をもう１基というのはちょっと無理かなと考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第9、議案第7号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

齊藤隆議員。

- 5番（齊藤 隆君） この財産の取得に関しまして3件議案があるわけですが、共通することで1つ教えていただきたいことがあります。3件とも予定価格を公表した指名競争入札ということで入札が行われているわけですが、どの案件につきましても指定の物品をそろえられないということで辞退業者が出たと、けさの追加議案の説明の中でありました。これは、なぜこのように指定物品をそろえられないということが発生したのか、わかれば教えていただきたいと思います。

- 議長（野村和好君） 企画財政課主幹。

- 企画財政課主幹（高蝶政道君） ただいまの物品をそろえられないということで辞退をした業者があるということなのですが、詳しい事情についてはこちらのほうでも把握しているわけではございませんで、会社の都合というようなことで辞退の届け出が出ております。実際にどういう理由があるかということで、例えばその予定価格を示されておりますので、その金額では納入できないというようなことも業者さんによってはあろうかと思います。実際の理由としては細かくは聴取しておりません。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第10、議案第8号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号の質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 日程第11、議案第9号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

鈴木克征議員。

- 8番（鈴木克征君） さっきの件と全く同じなんですけれども、先ほどの齊藤議員のほうの

答弁で、その金額ではおさめられないというふうな場合も考えられるというようなことがあったんですけれども、この議案第9号の場合ですと5社が辞退、落札率が75.3%。こういったことで金額の面は余り関係ないんじゃないかなというような感じが、この数字を教えてくださいと——5社が辞退しても落札率が75.3%。先ほどのあれですと98.4%。これでは提示価格にぎりぎりいっばいだというようなのが見られますけれども、その辺のところを最初に説明された当初の分に値するのかな。どういったわけかわかりませんが、金額の面で辞退というのは、このあれにはちょっと考えにくいんですけれども。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の地上デジタル放送受信機の部分でございますけれども、現実問題、我々としては、今、基本的には一般的に家電量販店で売られている金額をベースとして予定価格を組まさせていただきました。その辺の予定価格において7社の指名をさせていただいたわけでございまして、現実問題、その7社の中にはメーカーの販社も含まれておりますが、そのメーカーの販社についても辞退をしておる状況があります。そして結局、残った2社による競争入札になったわけでございますけれども、そうした中で商業取引上の関係の中で、幾ら入札したからといって、実際はできるけれども、ふだんのお得意様のところに納めている以上の値引きはできないですとか、そういう商売上の倫理的なものも働いたのかもしれない。その辺の部分が、一応在庫のバランスとかといった部分の中で、今回このような結果になったのではないかなというふうに考えております。私どものほうにしましても、今回落ちた一番メインでございます52インチの液晶型テレビにつきましても極めて安い値段が出ておるということで、どういう事情でそこまで落とせたのかについては企業努力といった部分もおありでしょうが、そういうような状況でございますので、予定価格の設定にも若干の無理があったとは思いますが、さらにそれよりもそういう状況で落とした業者があったということでございます。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） ただいまの鈴木克征議員の質問に対して、世間一般の価格の問題についてちょっと考えさせられたんですが、量販店で作っているものと普通の流通の業界で作っているものが多少違いがあると私は認識しているんですけれども、52インチの関係に対して、どこがどういうふうになっているのか調査されたんでしょうか。その辺のことについて質問させていただきます。

○議長（野村和好君） 教育課長。

○教育課長（林 英次君） まず、テレビ機器でございますけれども、仕様の中でメーカーはあくまでも一流と言われる国内６大メーカーとするという形で、それぞれ仕様についてはテレビそのもの、また、ブルーレイレコーダー等もすべて、どういうものという形で仕様で定めてございます。これを受けての今回の入札という形でございますので、物にいたしましては、52インチのテレビは35台、32インチテレビは32台、合わせて67台を今回購入するわけでございますけれども、それぞれ仕様の中で一定の基準を満たすものということで、すべて指定をして入札をしていただいていると聞いていますので、細かい流通経路の云々かんぬんというところは、私も詳しいところまでわかりませんが、仕様の中ではきちっとしたメーカーのきちっとした物を入れてくれということで、今回、その入札にかけたと思っております。

以上です。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） そうしますと、基準というものがあまして、それをクリアするというで。はいわかりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情の件

○議長（野村和好君） 日程第12、請願・陳情の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長。

〔総務常任委員会委員長 若梅喜作君登壇〕

- 総務常任委員会委員長（若梅喜作君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、総務常任委員会に付託された請願第1号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の請願書について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月3日午後4時20分、委員全員出席のもと、紹介議員である森川忠議員から趣旨説明を求め、請願第1号の審査を行いました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、請願第1号は不採択と決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔総務常任委員会委員長 若梅喜作君降壇〕

- 議長（野村和好君） 次に、民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 齊藤 隆君登壇〕

- 民生文教常任委員会委員長（齊藤 隆君） 民生文教常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託されました陳情第1号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情書、陳情第2号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書及び陳情第3号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書の審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月3日午後4時半より、委員全員出席のもと、これら陳情3件の審査を行いました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、陳情第1号は採択、陳情第2号及び陳情第3号は不採択と決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 齊藤 隆君降壇〕

- 議長（野村和好君） 以上で委員長の報告を終わります。

次に、請願1件、陳情3件について、これより審議を行います。

初めに、総務常任委員会委員長から報告のありました請願第1号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の請願書について、これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

初めに、採択に賛成の方の発言を許します。

越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の請願書、これは採択するべきであると思います。

その理由を申し述べます。

まず、家族従業者の給料を必要経費として認めない所得税法第56条は、生活を一にする配偶者とその親族が事業に従事した際、対価の支払いは必要経費に算入しないということです。家族従業者の給料については、税法上経費として計上することが認められないということです。事業者の所得者からは、配偶者86万円、家族50万円が控除されることになっております。これでは家族従業者が働いた分、給料が正当に反映されない。つまり、税金が高くなる。零細業者の経営を圧迫して、家族従業者は社会的、経済的に自立できないということであります。経過的に考えますと、戦前の1887年に制定された所得税法は、家父長制度のもとで世帯主が納税するものとされてきたわけです。家族従業者の8割が女性です。事業主の配偶者や娘であります。青色にすれば家族従業者が給料を必要経費に算入できますけれども、同一の労働に対して青色申告と白色申告の差をつけるのは大きな矛盾であります。白色申告も現在記帳事務があります。そして申告は、自主申告、自主納税が基本でありますから、白でも青でもいいわけであります。具体的には日常生活の中で交通事故の損害賠償が低くされる、あるいは保育所入所申請、働き分が給料として認められずに所得証明書がないので仕事をしていないとみなされるとか、所得証明書でないと借り入れができないとか、保証人になれない、カードがつかれない、中小業者の下請単価が低く抑えられ、最低賃金が低く抑えられるなど、日常生活にいろんな影響が出てきているわけであります。この点、世界では主要国で家族従業者にきちんと給料を支払って事業経費として控除される。これは当然のこととなっております。現在、全国的には高知県、沖縄県、三重県が県の段階でこれを決定しておりまして、他には130市町村でこの決議が進んでいると聞いております。

よって、中小自営業業者の労働に対する社会的な評価、働き分を正当に認め、人権保障の基礎をつくるために所得税法第56条の廃止を要望するというのが請願の趣旨でございます。

国会の論戦においては、さきに与謝野財務大臣は「研究してみます」というふうに答弁し

ております。そして、参議院の財政金融委員会で民主党の峰崎財務副大臣が「大変多くの皆さんの望んでおられることはよくわかっている。廃止によって税収減の額など具体的な問題を検討していく」とさきの国会で明らかにしております。藤井財務大臣も「私も同様に考えている」と。こういうふうに政府が言っているわけですから、早晩実現するというふうに思います。こういう点をしんしゃくいたしまして、採択されるよう要請いたします。

○議長（野村和好君） 次に、採択に反対の方の発言を許します。

若梅喜作議員。

○6番（若梅喜作君） ただいま委員長報告という形で審査の結果報告をさせていただきました。12月3日の委員会の協議の内容であります。請願の趣旨を紹介議員の森川議員から説明をいただきました後、協議した結果、青色、白色の申告の自由選択権はあるんだという意見が皆さんから出まして、採択をした結果、採択少数と、このような結果でありました。

以上であります。

○議長（野村和好君） これにて討論を終結します。

これより請願第1号について採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手少数。

よって、請願第1号は不採択と決定しました。

ここでお諮りします。

民生文教常任委員会委員長から報告のありました陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認め、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号について採決します。

採決は分割して行います。

陳情第1号 こどもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手多数。

よって、陳情第1号は採択と決定しました。

次に、陳情第2号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手少数。

よって、陳情第2号は不採択と決定しました。

次に、陳情第3号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手少数。

よって、陳情第3号は不採択と決定しました。

ここで休憩します。

このまま休憩をお願いします。

（午後 3時16分）

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時19分）

日程の追加

○議長（野村和好君） 休憩中に民生文教常任委員会委員長から発議第1号 子どもの医療費無料制度の早期実現を求める意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議なしと認め、そのように決定しました。
-

発議第1号の上程、質疑、討論、採決

- 議長（野村和好君） 追加日程第1、発議第1号 子どもの医療費無料制度の早期実現を求める意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議なしと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

- 議長（野村和好君） お諮りします。

本定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成21年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時23分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 野村和好

議員 川島 仁

議員 川島勝美